



毎月2回10日・25日発行  
発行所  
川崎市役所  
(総務企画局総務部法制課)  
川崎市川崎区宮本町1  
電話 044-200-2062  
FAX 044-200-3748

## 規 則

◇川崎市入港料条例施行規則の一部を 改正する規則(第52号)……………	4228
◇川崎市自転車競走キャッシュレス 投票実施規則(第53号)……………	4228
◇川崎市自転車競走電子決済 投票実施規則(第54号)……………	4232
◇川崎市自転車競走実施規則の一部を 改正する規則(第55号)……………	4235
◇川崎市金銭会計規則の一部を 改正する規則(第56号)……………	4236
◇川崎市物品会計規則の一部を 改正する規則(第57号)……………	4236

## 告 示

◇指定自立支援医療機関の 指定(第393号)……………	4236
◇指定自立支援医療機関の 指定内容の変更(第394号)……………	4237
◇指定自立支援医療機関の 指定の更新(第395号)……………	4241
◇川崎市監査委員の選任(第396号)……………	4242
◇道路区域の変更(第397号)……………	4242
◇道路の供用開始(第398号)……………	4242
◇自転車等の撤去と保管(第399号)……………	4242
◇身体障害者福祉法による 医師の指定(第400号)……………	4243
◇身体障害者福祉法による 医師の指定内容の変更(第401号)……………	4245
◇身体障害者福祉法による 医師の指定の取消(第402号)……………	4248
◇認定特定非営利活動法人の 代表者の変更(第403号)……………	4250
◇予防接種の業務を行う 場所(第404号)……………	4250
◇道路区域の変更(第405号)……………	4261
◇道路の供用開始(第406号)……………	4262
◇介護保険法等によるサービス事業 所等の廃止等(第407号)……………	4262
◇介護保険法によるサービス事業者 等の指定等(第408号)……………	4262

◇指定障害児通所支援事業者の 指定(第409号)……………	4263
◇指定障害福祉サービス事業者の 指定(第410号)……………	4263
◇道路区域の変更(第411号)……………	4263
◇道路の供用開始(第412号)……………	4264
◇道路区域の変更(第413号)……………	4264
◇道路の供用開始(第414号)……………	4264
◇自転車等の撤去と保管(第415号)……………	4264
◇道路区域の変更(第416号)……………	4265
◇道路の供用開始(第417号)……………	4265
◇道路区域の変更(第418号)……………	4265
◇道路区域の変更(第419号)……………	4265
◇道路の供用開始(第420号)……………	4266
◇道路区域の変更(第421号)……………	4266
◇道路の供用開始(第422号)……………	4266
◇道路区域の変更(第423号)……………	4266
◇生活保護法等による 指定施術機関の指定(第424号)……………	4267
◇生活保護法等による 指定医療機関の指定(第425号)……………	4267
◇生活保護法等による 指定施術機関の指定(第426号)……………	4267
◇生活保護法等による 指定医療機関の廃止(第427号)……………	4267
◇生活保護法等による 指定施術機関の廃止(第428号)……………	4267
◇生活保護法等による指定医療機関の 辞退による廃止(第429号)……………	4267
◇生活保護法等による 指定医療機関の休止(第430号)……………	4267
◇生活保護法等による 指定医療機関の変更(第431号)……………	4267
◇生活保護法等による 指定施術機関の変更(第432号)……………	4268
◇道路区域の変更(第433号)……………	4268
◇道路の供用開始(第434号)……………	4268
◇道路区域の変更(第435号)……………	4268
◇道路の供用開始(第436号)……………	4268
◇生活保護法等による	

指定介護機関の指定 (第437号).....	4268	◇一般競争入札の執行 (第1068号) .....	4316
◇生活保護法等による		◇一般競争入札の執行 (第1069号) .....	4317
指定介護機関の廃止 (第438号).....	4269	◇一般競争入札の執行 (第1070号) .....	4319
◇生活保護法等による		◇一般競争入札の執行 (第1071号) .....	4320
指定介護機関の変更 (第439号).....	4269	◇公募型プロポーザルの	
◇川崎市重度障害者医療費助成条例施		実施 (第1072号) .....	4322
行規則に基づく医療証の		◇一般競争入札の執行 (第1073号) .....	4324
更新 (第440号) .....	4269	◇一般競争入札の執行 (第1074号) .....	4326
◇道路区域の変更 (第441号).....	4269	◇一般競争入札の執行 (第1075号) .....	4328
◇道路の供用開始 (第442号).....	4269	◇一般競争入札の執行 (第1076号) .....	4330
<b>税告示</b>		◇一般競争入札の執行 (第1077号) .....	4331
◇川崎市市税条例の規定による		◇一般競争入札の執行 (第1078号) .....	4333
寄附金の指定 (第5号).....	4270	◇一般競争入札の執行 (第1079号) .....	4334
◇川崎市市税条例の規定による		◇一般競争入札の執行 (第1080号) .....	4336
寄附金の指定 (第6号).....	4270	◇多摩川緑地パークボール場の	
<b>公 告</b>		指定管理者の公募 (第1081号) .....	4338
◇川崎市老人いこいの家の		◇一般競争入札の執行 (第1082号) .....	4339
指定管理者の公募 (第1048号) .....	4270	◇一般競争入札の執行 (第1083号) .....	4341
◇川崎市老人福祉センター及び川崎市		◇一般競争入札の執行 (第1084号) .....	4342
老人福祉・地域交流センターの指定		◇一般競争入札の執行 (第1085号) .....	4344
管理者の公募 (第1049号) .....	4273	◇一般競争入札の執行 (第1086号) .....	4345
◇開発行為に関する工事の		◇一般競争入札の執行 (第1087号) .....	4347
完了 (第1050号) .....	4274	◇一般競争入札の執行 (第1088号) .....	4348
◇一般競争入札の執行 (第1051号) .....	4274	◇一般競争入札の執行 (第1089号) .....	4349
◇一般競争入札の執行 (第1052号) .....	4287	◇一般競争入札の執行 (第1090号) .....	4351
◇条例環境影響評価審査書の		◇一般競争入札の執行 (第1091号) .....	4353
公告 (第1053号) .....	4287	◇一般競争入札の執行 (第1092号) .....	4354
◇環境影響評価に関する条例による条		◇一般競争入札の執行 (第1093号) .....	4356
例公聴会の開催 (第1054号) .....	4300	◇一般競争入札の執行 (第1094号) .....	4357
◇一般競争入札の執行 (第1055号) .....	4300	◇一般競争入札の執行 (第1095号) .....	4359
◇川崎市産業振興会館の		◇一般競争入札の執行 (第1096号) .....	4360
指定管理者の公募 (第1056号) .....	4301	◇一般競争入札の執行 (第1097号) .....	4362
◇公募型プロポーザルの		◇川崎市港湾振興会館及び東扇島中	
実施 (第1057号) .....	4302	公園の指定管理者の公募 (第1098号) .....	4363
◇一般競争入札の執行 (第1058号) .....	4302	◇大規模小売店舗立地法に基づく	
◇川崎市こども文化センター及び		新設の届出 (第1099号) .....	4364
川崎市ふれあい館の指定管理者の		<b>公告 (調達)</b>	
公募 (第1059号) .....	4304	◇落札者等の公示 (第265号).....	4365
◇道路位置の廃止 (第1060号) .....	4306	◇落札者等の公示 (第266号).....	4365
◇道路位置の廃止 (第1061号) .....	4306	◇一般競争入札の公告 (第267号).....	4365
◇道路の指定 (第1062号) .....	4306	◇落札者等の公示 (第268号).....	4368
◇道路の指定 (第1063号) .....	4307	<b>税公告</b>	
◇開発行為に関する工事の		◇配当計算書 (謄本) の	
完了 (第1064号) .....	4307	公示送達 (第90号) .....	4368
◇一般競争入札の執行 (第1065号) .....	4307	◇差押調書 (謄本) の	
◇開発行為に関する工事の		公示送達 (第91号) .....	4368
完了 (第1066号) .....	4316	◇差押調書 (謄本) の	
◇道路位置の廃止 (第1067号) .....	4316	公示送達 (第92号) .....	4368

◇差押調書(謄本)の 公示送達(第93号)……………	4368	公示送達(川崎区第125号)……………	4394
◇督促状の公示送達(第94号)……………	4368	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(川崎区第126号)……………	4395
◇差押調書(謄本)の 公示送達(第95号)……………	4369	◇差押調書(謄本)の 公示送達(幸区第44号)……………	4395
<b>訓 令</b>		◇住民票の職権消除(幸区第45号)……………	4395
◇川崎市会計管理者及び区会計管理 者の事務の引継ぎに関する規程の 一部を改正する訓令(第7号)……………	4369	◇印鑑登録の抹消(幸区第46号)……………	4395
<b>上下水道局告示</b>		◇住民票の職権消除(中原区第46号)……………	4395
◇川崎市上下水道局指定給水装置工 事事業者の指定事項の変更(第44号)……………	4369	◇印鑑登録の抹消(中原区第47号)……………	4395
<b>上下水道局公告</b>		◇国民健康保険料に係る差押調書の 公示送達(中原区第48号)……………	4396
◇一般競争入札の執行(第56号)……………	4369	◇国民健康保険料に係る差押調書の 公示送達(中原区第49号)……………	4396
◇一般競争入札の執行(第57号)……………	4372	◇国民健康保険料に係る納入通知書 の公示送達(中原区第50号)……………	4396
◇一般競争入札の執行(第58号)……………	4374	◇差押調書の公示送達 (高津区第44号)……………	4396
◇一般競争入札の執行(第59号)……………	4378	◇印鑑登録の抹消(高津区第45号)……………	4396
<b>交通局公告</b>		◇住民票の職権消除(高津区第46号)……………	4396
◇一般競争入札の執行(第59号)……………	4381	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(高津区第47号)……………	4397
◇一般競争入札の執行(第60号)……………	4382	◇後期高齢者医療保険料に係る 納入通知書の公示送達 (宮前区第31号)……………	4397
<b>交通局公告(調達)</b>		◇国民健康保険料に係る 納入通知書の公示送達 (宮前区第32号)……………	4397
◇一般競争入札の公告(第13号)……………	4383	◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(多摩区第39号)……………	4397
<b>病院局公告</b>		◇介護保険料に係る納入通知書の 公示送達(多摩区第40号)……………	4397
◇一般競争入札の執行(第41号)……………	4385		
◇一般競争入札の執行(第42号)……………	4389		
<b>教育委員会告示</b>			
◇教育委員会定例会の招集(第16号)……………	4391		
◇教育委員会臨時会の招集(第17号)……………	4391		
◇教育委員会臨時会の招集(第18号)……………	4392		
<b>教育委員会公告</b>			
◇川崎市黒川青少年野外活動センタ 一の指定管理者の公募(第3号)……………	4392		
<b>農業委員会告示</b>			
◇川崎市農業委員会総会の 招集(第7号)……………	4393		
<b>職員共済組合告示</b>			
◇川崎市職員共済組合の所属所及び 所属所長について(第2号)……………	4393		
<b>区公告</b>			
◇住民票の職権消除(川崎区第120号)……………	4394		
◇印鑑登録の抹消(川崎区第121号)……………	4394		
◇後期高齢者医療保険料に係る納入 通知書の公示送達(川崎区第122号)……………	4394		
◇国民健康保険料に係る納入通知書 の公示送達(川崎区第123号)……………	4394		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の 公示送達(川崎区第124号)……………	4394		
◇介護保険料に係る納入通知書の			

規 則

川崎市入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月2日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第52号

川崎市入港料条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市入港料条例施行規則（昭和51年川崎市規則第116号）の一部を次のように改正する。

第6条中「とは、次の各号に掲げる船舶をいう。」を「は、次に掲げる船舶とする。」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴風雨その他の災害により避難勧告を受け、川崎港に避難した船舶

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市自転車競走キャッシュレス投票実施規則をここに公布する。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第53号

川崎市自転車競走キャッシュレス投票実施規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 加入者（第7条～第20条）
- 第3章 キャッシュレス投票の実施（第21条～第36条）
- 第4章 雑則（第37条～第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市（以下「市」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器及び高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器（以下これらを「キャッシュレス投票端末機」という。）を使用した前払式支払手段による勝者投票券（以下「車券」という。）の発売（以下「キャッシュレス投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「前払式支払手段」とは、証

票、電子機器その他の物（以下「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、キャッシュレス投票の実施において市長がその使用を認めたものをいう。

（適用範囲）

第3条 キャッシュレス投票については、法、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）、川崎市自転車競走実施条例（昭和37年川崎市条例第36号）及び川崎市自転車競走実施規則（昭和37年川崎市規則第75号）によるほか、この規則の定めるところによる。

（キャッシュレス投票の事務）

第4条 市は、キャッシュレス投票を実施するため、市が指定する競輪場で開催される競走について、キャッシュレス投票端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務（以下「キャッシュレス投票業務」という。）を行う。

（キャッシュレス投票業務の委託）

第5条 市は、キャッシュレス投票業務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項に規定する競技実施法人（以下「競技実施法人」という。）又は私人に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次章以下の規定に準じて当該委託に係る業務を実施しなければならない。

（キャッシュレス投票の方式）

第6条 キャッシュレス投票は、競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード（以下「電子識別カード」という。）を使用し、又は高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器を使用して、市又は前条第1項の規定による委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置（以下「キャッシュレス投票サーバ」という。）に車券の購入内容を入力し、前払式支払手段の番号、記号その他の符号を通知して使用することによって精算する方式による。

第2章 加入者

（キャッシュレス投票契約）

第7条 キャッシュレス投票により車券を購入できる者（以下「加入者」という。）は、市長と次の各号のいずれかの方式によりキャッシュレスによる勝者投票に関する契約（以下「キャッシュレス投票契約」という。）を締結した者とする。

(1) 窓口入金方式（車券の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）の入金を窓口

申し出、又は競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器を使用して購入予定金額を入金することで購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号を記録し精算する方式)

- (2) 口座振替方式(競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器を使用して口座振替により購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号を記録し精算する方式)

(加入者の募集)

第8条 キャッシュレス投票契約の方式(前条に掲げる方式をいう。)、当該方式ごとの募集人数その他の加入者の募集に関し必要な事項については、市長が別に定める。

- 2 募集に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、住所、氏名、生年月日、電話番号その他別に定める事項を記載した加入申込書に、住民票の写しその他の応募者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 新たに加入者となる応募者であって口座振替方式を利用しようとするものに係る確認行為は、市長が指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)において行うことができる。

- 4 市は、キャッシュレス投票の円滑な実施に資するため、電子識別カードを作成し、加入者に貸与し、又は付与するものとする。

- 5 加入者は、電子識別カードを貸与され、又は付与された場合に、キャッシュレス投票端末機を使用して所定の方法によりキャッシュレス投票による車券の購入ができる。

(加入者の欠格事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、加入者となることができない。

- (1) 法第9条及び第10条に規定する者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの
- (3) 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- (4) 市長が、競輪場内の秩序を乱し、又はキャッシュレス投票契約に違反すると認める者
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力に該当するもの
- (6) 法人
- (7) 川崎市自転車競走実施規則第70条の2第1項又は第70条の3第1項の規定により本人若しくはその家族からの申請により入場を禁止された者

(加入者番号及び暗証番号等)

第10条 キャッシュレス投票契約を締結する際、市長は当該加入者の加入者番号を定め、当該加入者は自己の

暗証番号及びパスワード又はそのいずれかを定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

- 2 市は、電子識別カードを貸与し、又は付与した加入者が自己の暗証番号又はパスワードを他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は過失があった場合は、この限りでない。

(普通口座)

第11条 口座振替方式のキャッシュレス投票を利用する者は、指定金融機関に市長が別に指定する日までにキャッシュレス投票のための普通預金口座(以下「普通口座」という。)を開設しなければならない。

- 2 指定金融機関は、加入者が普通口座を開設したときは、当該加入者の氏名及び当該普通口座を市長に通知するものとする。

(加入者台帳)

第12条 市長は、加入者台帳を作成し、各加入者について、次に掲げる事項をこれに記入するものとする。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
  - (2) 住所
  - (3) 勤務先
  - (4) 自宅及び勤務先の電話番号
  - (5) 加入者番号
  - (6) 暗証番号(暗証番号を定めた加入者に限る。)
  - (7) パスワード(パスワードを定めた加入者に限る。)
  - (8) 金融機関名(口座振替方式を利用する加入者に限る。)
  - (9) 普通口座の口座番号(口座振替方式を利用する加入者に限る。)
  - (10) キャッシュレス投票の利用開始年月日
- (届出事項の変更)

第13条 加入者は、第8条第2項の加入申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を前条の加入者台帳に記入するものとする。

(振替依頼)

第14条 口座振替方式を利用する加入者は、購入予定金額を市長が指定する預金口座に振り替えるため、預金口座振替依頼書(以下「振替依頼書」という。)を市長が別に定める日までに指定金融機関に提出しなければならない。

- 2 指定金融機関は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を市長に通知するものとする。

(口座振替方式の利用開始時期の通知)

第15条 市長は、口座振替方式を利用する加入者が第11条第1項及び前条第1項に規定する手続を完了し、かつ、指定金融機関が第11条第2項及び前条第2項に規

定する手続を完了したときは、遅滞なく、口座振替方式の開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

(解約)

第16条 市長は、加入者が解約の申請をしたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、キャッシュレス投票契約を解約するものとする。

(1) 加入申込書又は添付書類に記載された事項が事実でなかったことが発見されたとき。

(2) 第9条第1号から第5号までのいずれかに該当したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が加入者として不適当と認めたとき。

2 前項の規定によりキャッシュレス投票契約を解約された加入者は、貸与され、又は付与された電子識別カードを市長に返却しなければならない。

(本人申請による利用停止)

第17条 市長は、加入者から市長が別に定める書面によりキャッシュレス投票の利用の停止の申請があったときは、市長が別に定める期間、当該加入者のキャッシュレス投票の利用を停止することができる。

2 市長は、前項の規定によりキャッシュレス投票が利用停止となった者から市長が別に定める書面によりキャッシュレス投票の利用停止の解除の申請があったときは、その者のキャッシュレス投票の利用停止を解除することができる。

3 第1項の規定によりキャッシュレス投票が利用停止となった者は、市長が別に定める日までの間は、前項の規定によるキャッシュレス投票の利用停止の解除を申請することができない。

(家族申請による利用停止)

第18条 車券の購入により、加入者本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている状態にある者又はそのおそれがある者の家族(加入者と同居する親族(成年者に限る。))その他市長が特に認めた者をいう。以下同じ。)は、市長が別に定める書面及び書類により、当該加入者のキャッシュレス投票の利用の停止を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、キャッシュレス投票の利用が停止されようとする加入者(以下「利用停止候補者」という。)が、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用停止候補者及び前項の規定による申請を行った家族(以下「申請家族」という。)に対し、利用停止候補者のキャッシュレス投票の利用を停止する旨及び利用停止候補者の利用を停止する期間として市長が別に定める期間を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、

これを不服とするときは、利用停止の開始予定日の前日までに市長が別に定める書面をもって市長に対して意見を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を検討の上、利用停止の可否について判断し、直ちにその結果を、意見を申し出た利用停止候補者及び申請家族に通知する。

5 市長は、第2項の規定によりキャッシュレス投票が利用停止となった者又は申請家族から、市長が別に定める書面により利用停止の解除の申請があった場合において、市長が別に定める事由に該当するときは、利用停止を解除することができる。

6 第2項の規定によりキャッシュレス投票が利用停止となった者は、市長が別に定める日までの間は、前項の規定による解除を申請することができない。

7 市長は、第1項又は第5項の規定による書面の提出を受けたときは、当該各項の規定による申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

(その他事由による利用停止)

第19条 市長は、他の競輪施行者がキャッシュレス投票の利用停止の措置を行った加入者のキャッシュレス投票の利用を停止することができる。

2 前項の規定により利用停止となった者が、利用停止の措置を行った他の競輪施行者において利用停止を解除されたときは、市長は、その者の利用停止を解除することができる。

(加入者投票履歴)

第20条 市長は、各加入者について、次に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

(1) 加入者番号

(2) キャッシュレス投票の利用年月日

(3) 購入内容

### 第3章 キャッシュレス投票の実施

(車券)

第21条 車券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

(勝者投票法の種類)

第22条 勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうち、市長が別に定める。

(競走の指定)

第23条 車券を発売する競走は、市長が別に指定する。

(発売の日時)

第24条 キャッシュレス投票は、市長が別に定める日時に行う。

(番号、記号その他の符号の記録)

第25条 キャッシュレス投票における番号、記号その他の符号の記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 窓口入金方式を利用する加入者 購入予定金額の入金を窓口申し出、又は競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器を使用して購入予定金額を市長が指定する預金口座に入金操作をすることで、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録する方法

(2) 口座振替方式を利用する加入者 所定の方法により、購入予定金額を普通口座から市長が指定する預金口座に振り替えることで、購入予定金額に相当する番号、記号その他の符号をキャッシュレス投票サーバに記録する方法

2 キャッシュレス投票サーバに記録する購入予定金額は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算して記録するものとする。

3 加入者が購入予定金額を番号、記号その他の符号としてキャッシュレス投票サーバに記録したときは、所定の方法により、番号、記号その他の符号の数量を当該加入者に通知するものとする。

4 加入者は、キャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号を使用して、100単位の番号、記号その他の符号当たり100円の車券を購入することができる。

(番号、記号その他の符号の取扱い)

第26条 番号、記号その他の符号の取扱いについて、市長は別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。市長が前払式支払手段を変更しようとするときも、同様とする。

(購入限度額)

第27条 加入者の車券の購入限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1日に9,990,000円を超えて車券を購入することはできない。

(1) キャッシュレス投票実施日における第1回目の車券の購入に係る購入限度額 当該車券の購入直前までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額

(2) キャッシュレス投票実施日における第2回目以降の車券の購入に係る1回の購入限度額 第1回目の車券の購入までにキャッシュレス投票サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から、直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、第2回目以降の車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、加入者が所定の方法により精算した金額を減じ、加入者が新たに購入予定金額としてキャッシュレス投票サーバに記録した番号、記号その他の符号に相当する額を加えた額

(購入限度回数)

第28条 キャッシュレス投票実施日における車券の購入限度回数は、市長が別に定めるものとする。

(購入方法)

第29条 キャッシュレス投票に係る車券の購入方法は、市長が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。キャッシュレス投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(投票の成立)

第30条 キャッシュレス投票は、キャッシュレス投票端末機での投票において表示される確認画面で、加入者の意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした投票がキャッシュレス投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更)

第31条 投票の成立後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号(連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法にあっては、組)及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第32条 発売した車券並びに払戻金及び返還金は、市長が加入者に代わって受領するものとする。

(代理人による購入等の禁止)

第33条 車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。

(受付の拒否)

第34条 市長は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他車券の購入の申込みを受けることが不適当と認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第35条 車券の発売金の収納は、加入者が市長が指定する預金口座に入金し、又は振り替えた購入予定金額であって、キャッシュレス投票実施日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する額から収納することにより行う。

(払戻金又は返還金に係る番号、記号その他の符号の記録及び精算)

第36条 第32条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算してキャッシュレス投票サーバに記録するものとする。

2 第32条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金の精算は、次のとおりとする。

(1) 加入者が競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器で精算指示を行った日(以下「精算指示日」という。)にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額を精算するものとする。

(2) 口座振替方式を利用する加入者が所定の方法により精算指示日にキャッシュレス投票サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する金額を精算するものとする。

第4章 雑則

(車券の閲覧)

第37条 第32条の規定により市長が加入者に代わって受領した車券について、当該加入者は、当該競走が実施された日から60日以内に限り、閲覧できるものとし、市長は当該加入者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

(異議の申立て)

第38条 加入者は、当該加入者が行ったキャッシュレス投票による車券の購入に関し、当該競走が実施された日から60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票履歴の保存)

第39条 市長は、第20条第2号及び第3号により作成した投票履歴を、当該競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、前条の規定による異議申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

(その他必要事項)

第40条 この規則に定めるもののほか、キャッシュレス投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

川崎市自転車競走電子決済投票実施規則をここに公布する。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第54号

川崎市自転車競走電子決済投票実施規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 加入者（第7条～第19条）
- 第3章 電子決済投票の実施（第20条～第36条）
- 第4章 雑則（第37条～第40条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市（以下「市」という。）が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走に係る高度情報通信ネットワークを利用できる電子計算機その他の端末機器（以下「インターネット端末機」という。）を使用した前払式支払手段による勝者投票券（以下

「車券」という。）の発売（以下「電子決済投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「前払式支払手段」とは、証券、電子機器その他の物（以下「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録される金額に應ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、電子決済投票の実施において市長がその使用を認めたものをいう。

(適用範囲)

第3条 電子決済投票については、法、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）、川崎市自転車競走実施条例（昭和37年川崎市条例第36号）及び川崎市自転車競走実施規則（昭和37年川崎市規則第75号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(電子決済投票の事務)

第4条 市は、電子決済投票を実施するため、市が指定する競輪場で開催される競走について、インターネット端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務（以下「電子決済投票業務」という。）を行う。

(電子決済投票業務の委託)

第5条 市は、電子決済投票業務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項に規定する競技実施法人（以下「競技実施法人」という。）又は私人に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次章以下の規定に準じて当該委託に係る業務を実施しなければならない。

(電子決済投票の方式)

第6条 電子決済投票は、インターネット端末機を使用して、前払式支払手段を発行する者（以下「発行者」という。）が管理する前払式支払手段に係る自動公衆送信装置（以下「前払式支払手段サーバ」という。）に番号、記号その他の符号を記録させ、市又は前条第1項の規定による委託を受けた者の管理する自動公衆送信装置（以下「電子決済投票サーバ」という。）に車券の購入内容を入力し、前払式支払手段の番号、記号その他の符号を通知して使用することによって精算する方式による。

第2章 加入者

(電子決済投票契約)

第7条 電子決済投票により車券を購入できる者（以下「加入者」という。）は、市長と電子決済による勝者投票に関する契約（以下「電子決済投票契約」という。）を締結した者とする。

## (加入者の募集)

第8条 加入者の募集は、市長が別に定める方法により行う。

2 募集に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、あらかじめ、市長が指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に電子決済投票のための普通預金口座(以下「振替用口座」という。)を開設しなければならない。

3 応募者は、住所、氏名、生年月日、電話番号その他別に定める事項をインターネット端末機を使用して電子決済投票サーバに入力することにより市長に申請するとともに、住民票の写しその他の応募者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を市長に提出しなければならない。

4 新たに加入者となる応募者に係る確認行為は、取扱金融機関及び発行者において行うことができる。

## (加入者の欠格事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、加入者となることができない。

- (1) 法第9条及び第10条に規定する者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの
- (3) 法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- (4) 市長が、競輪場内の秩序を乱し、又は電子決済投票契約に違反すると認める者
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力に該当するもの
- (6) 法人
- (7) 車券の購入により、本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている状態の者又はそのおそれのある者

## (加入者番号及び暗証番号等)

第10条 電子決済投票契約を締結する際、市長は当該加入者の加入者番号を定め、当該加入者は自己の暗証番号及びパスワードを定めて、これをそれぞれ相手方に通知するものとする。

2 市は、加入者が自己の暗証番号又はパスワードを他人に知られたことにより生じた損害については責任を負わないものとする。ただし、市に故意又は過失があった場合は、この限りでない。

## (加入者台帳)

第11条 市長は、加入者台帳を作成し、各加入者について、次に掲げる事項をこれに記入するものとする。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
- (2) 住所
- (3) 電子メールアドレス
- (4) 勤務先
- (5) 自宅及び勤務先の電話番号

(6) 加入者番号

(7) 暗証番号

(8) パスワード

(9) 金融機関名

(10) 振替用口座の口座番号

(11) 電子決済投票の利用開始年月日

## (届出事項の変更)

第12条 加入者は、第8条第3項の規定による申請の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を前条の加入者台帳に記入するものとする。

## (振替依頼)

第13条 加入者は、口座振替により払戻金及び返還金の支払を受けるため、預金口座振替依頼書(以下「振替依頼書」という。)を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

## (電子決済投票の利用開始時期の通知)

第14条 市長は、加入者が第8条第2項及び前条に定める手続を完了したときは、遅滞なく、電子決済投票の利用開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

## (解約)

第15条 市長は、加入者が解約の申請をしたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、電子決済投票契約を解約するものとする。

- (1) 第8条第3項の規定により申請した内容又は提出した書類に記載された事項が事実でなかったことが発見されたとき。
- (2) 市長が指定した日までに振替用口座の開設又は振替依頼書の提出をしなかったとき。
- (3) 振替用口座を解約したとき。
- (4) 第9条第1号から第5号までのいずれかに該当したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が加入者として不適当と認めたとき。

## (本人申請による利用停止)

第16条 市長は、加入者から市長が別に定める書面により電子決済投票の利用の停止の申請があったときは、市長が別に定める期間、当該加入者の電子決済投票の利用を停止することができる。

2 市長は、前項の規定により電子決済投票が利用停止となった者から市長が別に定める書面により電子決済投票の利用停止の解除の申請があったときは、その者の電子決済投票の利用停止を解除することができる。

3 第1項の規定により電子決済投票が利用停止となった者は、市長が別に定める日までの間は、前項の規定による電子決済投票の利用停止の解除を申請すること

ができない。

(家族申請による利用停止)

第17条 車券の購入により、加入者本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じている状態にある者又はそのおそれがある者の家族(加入者と同居する親族(成年者に限る。))その他市長が特に認めた者をいう。以下同じ。)は、市長が別に定める書面及び書類により、当該加入者の電子決済投票の利用の停止を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、電子決済投票の利用が停止されようとする加入者(以下「利用停止候補者」という。)が、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用停止候補者及び前項の規定による申請を行った家族(以下「申請家族」という。)に対し、利用停止候補者の電子決済投票の利用を停止する旨及び利用停止候補者の利用を停止する期間として市長が別に定める期間を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、これを不服とするときは、利用停止の開始予定日の前日までに市長が別に定める書面をもって市長に対して意見を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を検討の上、利用停止の可否について判断し、直ちにその結果を、意見を申し出た利用停止候補者及び申請家族に通知する。

5 市長は、第2項の規定により電子決済投票が利用停止となった者又は申請家族から、市長が別に定める書面により利用停止の解除の申請があった場合において、市長が別に定める事由に該当するときは、利用停止を解除することができる。

6 第2項の規定により電子決済投票が利用停止となった者は、市長が別に定める日までの間は、前項の規定による解除を申請することができない。

7 市長は、第1項又は第5項の規定による書面の提出を受けたときは、当該各項の規定による申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

(その他事由による利用停止)

第18条 市長は、他の競輪施行者が電子決済投票の利用停止の措置を行った加入者の電子決済投票の利用を停止することができる。

2 前項の規定により利用停止となった者が、利用停止の措置を行った他の競輪施行者において利用停止を解除されたときは、市長は、その者の利用停止を解除することができる。

(加入者投票履歴)

第19条 市長は、各加入者について、次に掲げる事項を含む投票履歴を作成するものとする。

- (1) 加入者番号
- (2) 電子決済投票の利用年月日
- (3) 購入の内容

第3章 電子決済投票の実施

(車券)

第20条 車券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

(勝者投票法の種類)

第21条 勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうち、市長が別に定める。

(競走の指定)

第22条 車券を発売する競走は、市長が別に指定する。

(発売の日時)

第23条 電子決済投票は、市長が別に定める日時に行う。

(番号、記号その他の符号の記録)

第24条 加入者は、インターネット端末機を使用して、車券の購入に充てる予定の金額(以下「購入予定金額」という。)に相当する番号、記号その他の符号を前払式支払手段サーバに記録するものとする。

2 前払式支払手段サーバに記録する購入予定金額は、1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算して記録するものとする。

3 発行者は、加入者が購入予定金額を番号、記号その他の符号として前払式支払手段サーバに記録したときは、所定の方法により、番号、記号その他の符号の数量を当該加入者に通知するものとする。

4 加入者は、前払式支払手段サーバに記録した番号、記号その他の符号を使用して、100単位の番号、記号その他の符号当たり100円の車券を購入することができる。

(番号、記号その他の符号の取扱い)

第25条 番号、記号その他の符号の取扱いについて、市長は別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。発行者が前払式支払手段を変更しようとするときも、同様とする。

(購入限度額)

第26条 加入者の車券の購入限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、1日に9,990,000円を超えて車券購入することはできない。

- (1) 電子決済投票実施日における第1回目の車券の購入に係る購入限度額 当該車券の購入直前までに前払式支払手段サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額
- (2) 電子決済投票実施日における第2回目以降の車券の購入に係る1回の購入限度額 第1回目の車券の購入直前までに前払式支払手段サーバに記録されている番号、記号その他の符号に相当する額から、直

前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、第2回目以降の車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額から加入者が所定の方法により番号、記号その他の符号として記録する指示を行った金額を加え、加入者が新たに前払式支払手段サーバに記録した番号、記号その他の符号に相当する額を加えた額

(購入限度回数)

第27条 電子決済投票実施日における車券の購入限度回数は、市長が別に定めるものとする。

(購入方法)

第28条 電子決済投票に係る車券の購入方法は、市長が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。電子決済投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(投票の成立)

第29条 電子決済投票は、インターネット端末機での投票において表示される確認画面で、加入者の意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした投票が電子決済投票サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更)

第30条 投票の成立後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号(連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法にあっては、組)及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第31条 発売した車券並びに払戻金及び返還金は、市長が加入者に代わって受領するものとする。

(代理人による購入等の禁止)

第32条 車券の購入の申込みは、これを他人に行わせ、又は他人の委託により行ってはならない。

(受付の拒否)

第33条 市長は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他車券の購入の申込みを受けることが不適当と認めたときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第34条 車券の発売金の収納は、電子決済投票発売日に前払式支払手段サーバに記録された番号、記号その他の符号に相当する額から当該車券の購入額に相当する額を差し引くことにより行う。

(払戻金又は返還金に係る振込み及び番号、記号その他の符号の記録)

第35条 第31条の規定により市長が加入者に代わって受領した払戻金又は返還金は、当該加入者が所定の方法により振替依頼を行った日(以下「振替依頼日」という。)に、当該加入者の振替用口座に振り込むものとする。ただし、振替依頼日が取扱金融機関休業日であ

る場合その他やむを得ない事由により振替依頼日に振り込むことができない場合は、振替依頼日の翌取扱金融機関営業日に振り込むものとする。

2 加入者が所定の方法により払戻金又は返還金を番号、記号その他の符号として記録する指示を行ったときは、その金額を1円当たり1単位の番号、記号その他の符号として換算して前払式支払手段サーバに記録するものとする。

(番号、記号その他の符号の残数の確認)

第36条 市長は、電子決済投票実施日における車券の購入において、加入者が前払式支払手段サーバに記録した番号、記号その他の符号の残数を確認するものとする。

#### 第4章 雑則

(車券の閲覧)

第37条 第31条の規定により市長が加入者に代わって受領した車券について、当該加入者は、当該競走が実施された日から60日以内に限り、閲覧できるものとし、市長は当該加入者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

(異議の申立て)

第38条 加入者は、当該加入者が行った電子決済投票による車券の購入に関し、当該競走が実施された日から60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができるものとする。

(投票履歴の保存)

第39条 市長は、第19条第2号及び第3号により作成した投票履歴を、当該競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、前条の規定による異議申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

(その他必要事項)

第40条 この規則に定めるもののほか、電子決済投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市規則第55号

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

川崎市自転車競走実施規則(昭和37年川崎市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第74条ただし書中「発売」の次に「、川崎市自転車競走キャッシュレス投票実施規則(令和5年川崎市規則第

53号) 第1条に定める発売及び川崎市自転車競走電子決済投票実施規則(令和5年川崎市規則第54号)第1条に定める発売」を加える。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月8日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第56号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第160条第2項中「、双方記名押印の上」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、金銭出納員等の引継ぎに関し必要な事項は、市長が別に定める。

第161条中「及び第3項」を「、第3項及び第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に金銭出納員若しくは区金銭出納員又は前渡金管理者の更迭があった場合について適用し、同日前に金銭出納員若しくは区金銭出納員又は前渡金管理者の更迭があった場合については、なお従前の例による。

川崎市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

1 新規指定

(1) 病院・診療所

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	主たる医師氏名
1	宮前平脳神経外科クリニック	川崎市宮前区小台 2-5-1 ティモネ宮前平1階	育成医療・更生医療	-	上野 龍	令和5年8月1日	上野 龍 (脳神経外科に関する医療)
2	医) 善仁会 久地じんクリニック	川崎市高津区久地 4-21-16 1階	更生医療	医療法人社団 善仁会	理事長 安藤 和弘	令和5年5月1日	東芝 林 (腎臓に関する医療)

(2) 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	管理薬剤師氏名
1	ミキ薬局 新丸子店	川崎市中原区小杉 1-387-1 ラッシュレワイズビルディング1F	育成医療・更生医療	株式会社 メディカル ファーマシー	代表取締役 和田 功	令和5年8月1日	北川 絵美子

令和5年8月8日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第57号

川崎市物品会計規則の一部を改正する規則

川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第61条第2項中「、双方記名押印の上」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか、物品管理者及び物品出納員等の引継ぎに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に物品管理者又は物品出納員若しくは区物品出納員の更迭又は担当事務について変更があった場合について適用し、同日前に物品管理者又は物品出納員若しくは区物品出納員の更迭又は担当事務について変更があった場合については、なお従前の例による。

告 示

川崎市告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日号外法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のとおり指定します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀 彦

2	フラワー薬局 溝の口駅前店	川崎市高津区下作延 2-2-8 溝の口フラワーメディ カルモール1階	育成医療・ 更生医療	サンハルク 株式会社	代表取締役 渡邊 岳人	令和5年 8月1日	白山 里久
3	ハーモニー薬局	川崎市中原区上小田中 1-26-4	育成医療・ 更生医療	合同会社 島崎ファーマシー	代表社員 島崎 英雄	令和5年 8月1日	島崎 英雄
4	リンクス薬局	川崎市幸区下平間242	育成医療・ 更生医療	株式会社 リンクス	代表取締役 田中 宏和	令和5年 8月1日	高橋 良平
5	そうごう薬局 KOSUGIiHUG店	川崎市中原区小杉町 3-24-10 ウェルネスリビング棟1階	育成医療・ 更生医療	総合メディカル 株式会社	代表取締役 坂本 賢治	令和5年 8月1日	矢内 楽
6	薬樹薬局 溝の口	川崎市高津区溝口 2-14-31 MSメディカルビル1階1A	育成医療・ 更生医療	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	令和5年 8月1日	浦田 薫
7	クスリのナカヤマ薬局 向ヶ丘遊園駅北口 ロータリー店	川崎市多摩区 登戸市戊耕地2121	育成医療・ 更生医療	株式会社 クスリのナカヤマ	代表取締役 中山 唱司	令和5年 8月1日	加藤 弘訓
8	日本調剤 鷺沼薬局	川崎市宮前区小台20-2 リバーレ鷺沼101	育成医療・ 更生医療	日本調剤 株式会社	代表取締役 三津原 庸介	令和5年 8月1日	小菅 世名
9	日本調剤 小杉町薬局	川崎市中原区 小杉町3-441-1	育成医療・ 更生医療	日本調剤 株式会社	代表取締役 三津原 庸介	令和5年 8月1日	本多 絢子
10	山口台タツミ薬局	川崎市麻生区 上麻生4-34-3	育成医療・ 更生医療	有限会社 サンライズ ファーマシー	取締役 山下 勝	令和5年 8月1日	町田 松江

## (3) 訪問看護

No.	医療機関名	所在地	自立支援医 療の種類	事業者名称	代表者氏名	指定 年月日
1	いろいろ訪問看護 リハビリステーション	川崎市宮前区平6-5-3 グレース宮前101号	育成医療・ 更生医療	SHOUBU株式会社	代表取締役 小松 証	令和5年 8月1日
2	ソフィアメディ訪問看護 ステーション武蔵小杉	川崎市中原区小杉町2-214 小杉第二成高ビル3階	育成医療・ 更生医療	ソフィアメディ 株式会社	代表取締役 伊藤 綾	令和5年 8月1日
3	在宅療養支援ステーション 楓の風 武蔵小杉	川崎市中原区下小田中5-13-3 ツァールトA 101号室	育成医療・ 更生医療	株式会社 楓の風	代表取締役 小室 貴之	令和5年 8月1日
4	訪問看護ステーションはる	川崎市川崎区小田5-2-8	育成医療・ 更生医療	合同会社 アリビオ	代表社員 増田 夕紀子	令和5年 8月1日
5	東門前訪問看護 ステーション	川崎市川崎区東門前3-8-34 1階	育成医療・ 更生医療	株式会社 在宅支援総合 ケアサービス	代表取締役 依田 和孝	令和5年 8月1日

## 2 医療機関コード変更に伴う新規指定

## (1) 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医 療の種類	開設者名称	開設者氏名	指定 年月日	管理薬剤師氏名
1	クスリのナカヤマ薬局 登戸駅東店	川崎市多摩区登戸 3462-6 ソナーレW 1階	育成医療・ 更生医療	株式会社 クスリのナカヤマ	代表取締役 中山 唱司	令和5年 1月3日	大川 峻弥
2	クスリのナカヤマ薬局 生田駅北口店	川崎市多摩区生田 7-8-6	育成医療・ 更生医療	株式会社 クスリのナカヤマ	代表取締役 中山 唱司	令和5年 2月27日	松本 瑛理香

## 川崎市告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のと

おり指定内容を変更します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(病院・診療所)

No.	医療機関名称	新開設者名称	新開設者氏名	新開設者住所	旧開設者名称	旧開設者氏名	旧開設者住所	自立支援医療の種類	変更年月日
1	医) 永康会 武蔵新城じん クリニック	医療法人社団 永康会	理事長 千葉 哲男	大田区南六郷 1-14-11	医療法人社団 永康会	理事長 千葉 哲男	世田谷区成城 2-33-13 パールハウス 服部3002号	更生医療	令和5年 1月1日
2	医) 権仁会 なかじまクリ ニック	医療法人社団 権仁会	理事長 中島 亮	川崎市川崎区 中島3-9-9	医療法人社団 権仁会	理事長 惟村 公郁	川崎市川崎区 中島3-9-9	育成医療・ 更生医療	令和5年 1月4日

## 2 主として担当する医師又は歯科医師の変更

No.	医療機関名称	所在地	担当する医療種類	新医師氏名	旧医師氏名	自立支援医療の種類	変更年月日
1	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	眼科に関する医療	三田村 浩人	園部 秀樹	育成医療・ 更生医療	令和5年 1月1日
2	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通 12-1	腎臓に関する医療	安藤 孝	有馬 功一郎	育成医療・ 更生医療	令和5年 4月1日
3	聖マリアンナ 医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	心臓脈管外科に關 する医療	更生医療) 縄田 寛・ 明石 嘉浩 育成医療) 麻生 健太郎・ 明石 嘉浩	更生医療) 宮入 剛・ 明石 嘉浩 育成医療) 麻生 健太郎・ 明石 嘉浩	育成医療・ 更生医療	令和5年 4月1日
4	医療法人財団石心会 川崎幸病院	川崎市幸区大宮町 31-27	形成外科に関する 医療	栗山 元根	佐藤 兼重	育成医療・ 更生医療	令和5年 4月1日
5	医療法人財団石心会 川崎幸病院	川崎市幸区大宮町 31-27	腎臓に関する医療	小向 大輔	宇田 晋	育成医療・ 更生医療	令和5年 4月1日
6	医療法人財団石心会 川崎幸病院	川崎市幸区大宮町 31-27	心臓脈管外科に關 する医療	山本 晋・ 内室 智也・ 三浦 史晴	山本 晋・ 内室 智也	育成医療・ 更生医療	令和5年 4月1日

## 3 薬局の名称又は所在地の変更

No.	新医療機関名称	新所在地	旧医療機関名称	旧所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
1	セントラル薬局 溝口宮の下	川崎市高津区上作延 1-1-25	セントラル薬局 溝口宮の下	川崎市高津区上作延 539-5	育成医療・更生医療	令和5年 1月23日
2	かもめ薬局 かきおモール店	川崎市麻生区上麻生 5-40-1	かもめ薬局 24H柿生店	川崎市麻生区上麻生 5-40-1	育成医療・更生医療	令和5年 4月1日

## 4 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更(薬局)

No.	医療機関名称	新開設者名称	新開設者氏名	新開設者住所	旧開設者名称	旧開設者氏名	旧開設者住所	自立支援医療の種類	変更年月日
1	わかば薬局 高津	川崎市高津区 北見方 3-12-1 エム・K・ハ イム104	代表取締役 櫻井 訓	船橋市高野台 5-30-2	有限会社 サンブライト	代表取締役 石川 和雄	船橋市高野台 5-30-2	育成医療・ 更生医療	令和5年 1月1日
2	セントラル薬局 溝の口不動	川崎市高津区 下作延 4-27-10- 103	代表取締役 朝倉 啓介	川崎市高津区 上作延 1-1-25	株式会社SF・ インフォネット	代表取締役 朝倉 啓介	川崎市高津区 上作延 539-5	育成医療・ 更生医療	令和5年 1月23日
3	セントラル薬局 幸	川崎市幸区中 幸町 1-51-3	代表取締役 朝倉 啓介	川崎市高津区 上作延 1-1-25	株式会社SF・ インフォネット	代表取締役 朝倉 啓介	川崎市高津区 上作延 539-5	育成医療・ 更生医療	令和5年 1月23日
4	うみの薬局	川崎市幸区中 幸町 1-18-5	代表取締役 清家 邦生	川崎市幸区中 幸町 1-18-5	Blue Tiger 株式会社	代表取締役 清家 邦生	横浜市緑区西 八朔町34-77 サニーハイツ 緑201	育成医療・ 更生医療	令和5年 1月26日

5	ウエルシア薬局ビーンズ武蔵中原店	川崎市中原区上小田中4-2-1ビーンズ武蔵中原1F	代表取締役 田中 純一	東京都千代田区外神田2-2-15	ウエルシア薬局株式会社	代表取締役 松本 忠久	東京都千代田区外神田2-2-15	育成医療・更生医療	令和5年3月1日
6	ハックドラッグ宿河原薬局	川崎市多摩区宿河原7-16-5	代表取締役 田中 純一	東京都千代田区外神田2-2-15	ウエルシア薬局株式会社	代表取締役 松本 忠久	東京都千代田区外神田2-2-15	育成医療・更生医療	令和5年3月1日
7	ハックドラッグ長沢薬局	川崎市多摩区長沢4-1-3	代表取締役 田中 純一	東京都千代田区外神田2-2-15	ウエルシア薬局株式会社	代表取締役 松本 忠久	東京都千代田区外神田2-2-15	育成医療・更生医療	令和5年3月1日
8	ハックドラッグ大島薬局	川崎市川崎区追分町16-1カルナーザ川崎1F	代表取締役 田中 純一	東京都千代田区外神田2-2-15	ウエルシア薬局株式会社	代表取締役 松本 忠久	東京都千代田区外神田2-2-15	育成医療・更生医療	令和5年3月1日
9	ハックドラッグ武蔵中原薬局	川崎市中原区上小田中5-2-2 1F	代表取締役 田中 純一	東京都千代田区外神田2-2-15	ウエルシア薬局株式会社	代表取締役 松本 忠久	東京都千代田区外神田2-2-15	育成医療・更生医療	令和5年3月1日
10	アイン薬局新作店	川崎市高津区新作4-12-6 FMビル1階	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
11	アイン薬局溝口店	川崎市高津区二子5-1-2 ローゼ高津1階	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
12	アイン薬局武蔵小杉店	川崎市中原区小杉町3-420 イトーヨーカドー1F	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
13	アイン薬局川崎店	川崎市川崎区日進町1-57 サンスクエア川崎7号棟(1F)	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
14	アイン薬局鋼管通店	川崎市川崎区鋼管通1-2-4	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
15	アイン薬局登戸店	川崎市多摩区登戸3487-12	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
16	アイン薬局アトレ川崎店	川崎市川崎区駅前本町26-1 アトレ川崎8階	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
17	アイン薬局高津店	川崎市高津区溝口1-17-6 ラピスラズリ1F	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
18	アイン薬局川崎浅田店	川崎市川崎区浅田3-7-19	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
19	アイン薬局宮前店	川崎市川崎区宮前町11-22 アオキガーデンパレス102	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
20	アイン薬局日本医大武蔵小杉病院店	川崎市中原区小杉町1-383	代表取締役 酒井 雅人	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	株式会社 アインファーマシーズ	代表取締役 大石 美也	札幌市白石区東札幌五条2-4-30	育成医療・更生医療	令和5年5月1日
21	ポピー薬局稲田堤店	川崎市多摩区菅2-15-5 1F	代表取締役 徳永 章	川崎市多摩区菅2-15-5	株式会社 ポピー	代表取締役 武内 春美	川崎市多摩区菅2-15-5	育成医療・更生医療	令和5年4月12日

22	そうごう薬局 梶が谷店	川崎市高津区 末長1-9-1 スタイリオ梶 が谷MALL 5階	代表取締役 坂本 賢治	福岡市中央区 大名 2-9-23	総合メディカ ル株式会社	代表取締役 坂本 賢治	福岡市中央区 天神 2-14-8	育成医療・ 更生医療	令和5年 5月8日
23	そうごう薬局 子母口店	川崎市高津区 子母口 497-2	代表取締役 坂本 賢治	福岡市中央区 大名 2-9-23	総合メディカ ル株式会社	代表取締役 坂本 賢治	福岡市中央区 天神 2-14-8	育成医療・ 更生医療	令和5年 5月8日
24	そうごう薬局 登戸駅前店	川崎市多摩区 登戸2565-1 イル・マーレ 1階	代表取締役 坂本 賢治	福岡市中央区 大名 2-9-23	総合メディカ ル株式会社	代表取締役 坂本 賢治	福岡市中央区 天神 2-14-8	育成医療・ 更生医療	令和5年 5月8日
25	そうごう薬局 南加瀬店	川崎市幸区南 加瀬 3-5-3	代表取締役 坂本 賢治	福岡市中央区 大名 2-9-23	総合メディカ ル株式会社	代表取締役 坂本 賢治	福岡市中央区 天神 2-14-8	育成医療・ 更生医療	令和5年 5月8日

## 5 管理薬剤師の変更

No.	医療機関名称	所在地	新薬剤師名	旧薬剤師名	自立支援医療の種類	変更 年月日
1	ミキ薬局 武蔵小杉店	川崎市中原区小杉町1-510-2 セ・クレール武蔵小杉101	小塚 貴子	北川 絵美子	育成医療・更生医療	令和4年 12月11日
2	そうごう薬局 南加瀬店	川崎市幸区南加瀬3-5-3	野際 悠	嶋方 みさと	育成医療・更生医療	令和4年 12月1日
3	アイランド薬局 新丸子店	川崎市中原区小杉町1-528-6 三浦ビル1階	史陀 由恵	齋藤 通子	育成医療・更生医療	令和5年 1月1日
4	クオール薬局 武蔵小杉南店	川崎市中原区市ノ坪129 セフィロトの樹1階101号室	二宮 瑛樹	佐藤 有希	育成医療・更生医療	令和5年 1月1日
5	クリエイト薬局 マリアンナ医大前店	川崎市多摩区長沢 2-20-40	竹川 亮	田口 翔大	育成医療・更生医療	令和5年 1月20日
6	クリエイト薬局川崎田尻町店	川崎市中原区田尻町67-1	海老澤 佳寿	神田 卓	育成医療・更生医療	令和4年 12月11日
7	なの花薬局登戸店	川崎市多摩区登戸新町337	土田 沙帆	早川 晃央	育成医療・更生医療	令和5年 2月1日
8	村上薬局	川崎市宮前区土橋6-7-3	辻中 浩子	川名 容子	育成医療・更生医療	令和1年 7月21日
9	ココカラファイン薬局 川崎有馬店	川崎市宮前区有馬6-3-15	吉見 祐佳	信田 麻美	育成医療・更生医療	令和4年 12月1日
10	健ナビ薬樹薬局 古市場	川崎市幸区古市場1-47 ケーワンビル1F	石田 直丈	民野 裕子	育成医療・更生医療	令和4年 10月1日
11	クリエイト薬局 登戸新町店	川崎市多摩区登戸新町123-1	倉本 直幹	及川 赳矢	育成医療・更生医療	令和5年 2月11日
12	稲垣薬局 溝口店	川崎市高津区溝口 3-1-7 1階	矢島 優子	土岐 弥生	育成医療・更生医療	令和5年 2月16日
13	イロドリ薬局千年店	川崎市高津区千年623-1 小宮ビル	水谷 雅之	水野 彩香	育成医療・更生医療	令和5年 3月1日
14	SFC薬局貝塚店	川崎市川崎区貝塚 2-5-19ハイツ内田1階	須藤 達也	阿部 真子	育成医療・更生医療	令和5年 4月1日
15	クリエイト薬局 京王若葉台駅前店	川崎市麻生区黒川562-6	栃尾 岳宏	横澤 侑里	育成医療・更生医療	令和5年 3月17日
16	すみれ薬局駅前店	川崎市中原区木月1-27-10	篠 悠子	高木 基陽	育成医療・更生医療	令和5年 4月1日
17	のぞみ薬局	川崎市中原区小杉町 3-24-4 1F	長崎 正晃	手嶋 ゆりな	育成医療・更生医療	令和5年 4月1日
18	日本調剤 菅生薬局	川崎市宮前区菅生2-16-1	早川 真麻	高橋 裕美	育成医療・更生医療	令和4年 10月1日
19	クリエイトエス・ ディー川崎下麻生店	川崎市麻生区下麻生3-25-18	小椋 健司	中臺 雅子	育成医療・更生医療	令和5年 5月1日
20	クリエイト薬局 川崎王禅寺店	川崎市麻生区王禅寺東 3-26-3	秋山 友和	柳下 和寛	育成医療・更生医療	令和5年 4月21日

21	アイン薬局 新作店	川崎市高津区新作4-12-6 FMビル1階	佐藤 祐子	中村 一美	育成医療・更生医療	令和5年 5月1日
22	ひまりファーマシー小田栄店	川崎市川崎区小田栄2-3-1 コーナン川崎小田栄店2階	青木 等	甲斐 紀行	育成医療・更生医療	令和5年 5月24日
23	つる薬局 元住吉店	川崎市中原区木月1-28-5	加藤 有夏	山本 悠二	育成医療・更生医療	令和5年 6月1日
24	クスリのナカヤマ薬局 登戸新町店	川崎市多摩区登戸新町395-1 トーヨービルIII 1階	高林 慶次	甲斐 智洋	育成医療・更生医療	令和1年 11月5日
25	アイランド薬局 新丸子店	川崎市中原区小杉町1-528-6 三浦ビル1階	深町 麻理絵	史陀 由恵	育成医療・更生医療	令和5年 6月1日
26	薬樹薬局 川崎のがわ	川崎市高津区東野川1-7-10	宮地 明子	土佐 則子	育成医療・更生医療	令和4年 11月1日
27	薬樹薬局 川崎のがわ	川崎市高津区東野川1-7-10	土佐 則子	宮地 明子	育成医療・更生医療	令和4年 12月1日
28	薬樹薬局 川崎2号店	川崎市川崎区境町3-4	天城 舞	中村 優希	育成医療・更生医療	令和4年 11月7日
29	クスリのナカヤマ薬局 向ヶ丘遊園店	川崎市多摩区登戸2708-1 YMビル1階	安西 美南	前田 直子	育成医療・更生医療	令和4年 11月8日

## 6 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更（訪問看護）

No.	医療機関 名称	新開設者 名称	新開設者 氏名	新開設者 住所	旧開設者 名称	旧開設者 氏名	旧開設者 住所	自立支援医 療の種類	変更年 月日
1	訪問看護ステーションジョイフルライフ	株式会社 ジョイフルライフ	代表取締役 安藤 大輔	岐阜県岐阜市 茜部寺屋敷 2-115	訪問看護ステーションジョイフルライフ	代表取締役 佐々木 恵美	川崎市麻生区 白鳥 3-20-3	育成医療・ 更生医療	令和4年 12月13日

## 川崎市告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日号外法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として、次のと

おり指定を更新します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 病院・診療所

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の 種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	主たる医師氏名
1	医) 善仁会多摩 向ヶ丘腎クリニック	川崎市多摩区登戸1780 トセキビル4F	育成医療・ 更生医療	医療法人社団 善仁会	理事長 安藤 和弘	令和5年 8月1日	壽 智香 (腎臓に関する 医療)
2	医) 総生会 麻生総合病院	川崎市麻生区 上麻生6-25-1	更生医療	医療法人社団 総生会	理事長 菅 泰博	令和3年 8月1日	森脇 久美子 (腎臓に関する 医療)

## 2 薬局

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の 種類	開設者名称	開設者氏名	指定年月日	管理薬剤師 氏名
1	日本調剤 宮崎台薬局	川崎市宮前区宮崎2-10-3 さくら坂ビル1F	育成医療・ 更生医療	日本調剤 株式会社	代表取締役 三津原 庸介	令和4年 8月1日	宮野 篤志
2	コクミン薬局 川崎店	川崎市川崎区新川通11-3 川崎海事ビル1F	育成医療・ 更生医療	株式会社 コクミン	代表取締役 絹巻 秀展	令和5年 8月1日	矢筈 庸加
3	コクミン薬局 武蔵小杉店	川崎市中原区小杉町1-511-1 マイキャッスル 武蔵小杉IV 101	育成医療・ 更生医療	株式会社 コクミン	代表取締役 絹巻 秀展	令和5年 8月1日	山崎 綾子
4	薬樹薬局 鷺沼春待坂店	川崎市宮前区鷺沼3-5-8 ドルチェ鷺沼1階	育成医療・ 更生医療	薬樹株式会社	代表取締役 入江 充	令和5年 8月1日	小倉 知祥

5	アイン薬局 溝口店	川崎市高津区二 子5-1-2 ローゼ高津1階	育成医療・ 更生医療	株式会社 アインファーマ シーズ	代表取締役 大石 美也	令和5年 8月1日	小林 絢子
6	クスリの ナカヤマ薬局 登戸新町店	川崎市多摩区登 戸新町395-1 トーヨービルⅢ1階	育成医療・ 更生医療	株式会社 クスリのナカヤマ	代表取締役 中山 唱司	令和5年 8月1日	高林 慶次
7	灰吹屋薬局 高津二子店	川崎市高津区二子 5-1-15	育成医療・ 更生医療	株式会社 灰吹屋薬局	代表取締役 鈴木 孝寛	令和5年 8月1日	中 勇人
8	クスリの ナカヤマ薬局 向ヶ丘遊園店	川崎市多摩区登戸 2708-1 YMビル1階	育成医療・ 更生医療	株式会社 クスリのナカヤマ	代表取締役 中山 唱司	令和5年 8月1日	安西 美南

3 訪問看護

No.	医療機関名	所在地	自立支援医療の種類	事業者名称	代表者氏名	指定年月日
1	指定訪問看護 アットリハ 新百合ヶ丘	川崎市麻生区万福寺 1-8-7 パストラル新百合ヶ 丘207A	育成医療・更生医療	株式会社A T	代表取締役 津田 篤志	令和5年8月1日

川崎市告示第396号

市議会の同意を得て令和5年8月1日に次の者を川崎市監査委員に選任しました。

令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

川 上 善 行  
東京都港区在住

川崎市告示第397号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月1日から令和5年8月16日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	久地第13号線	川崎市高津区久地2丁目48番8先	9.00	11.97	
		川崎市高津区久地2丁目48番8先			
新	久地第13号線	川崎市高津区久地2丁目48番6先	9.00	11.97	関係図面のとお
		川崎市高津区久地2丁目48番6先			

川崎市告示第398号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月1日から開始

します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月1日から令和5年8月16日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備考
久地第13号線	川崎市高津区久地2丁目48番6先	関係図面のとお
	川崎市高津区久地2丁目48番6先	

川崎市告示第399号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用
  - 自転車 2,500円
  - 原動機付自転車 5,000円
  - 自動二輪車 10,000円
- (4) 持参するもの
  - 自転車等の鍵
  - 印鑑
  - 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を

経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第400号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田紀彦

No.	指定年月日	15条指定医名	医療機関名	医療機関所在地	診療科目	担当する障害分野
1	令和5年8月1日	タジノ ナホミ 丹治 なほみ	総合新川橋病院	神奈川県川崎市川崎区新川通1-15	眼科	視覚障害
2	令和5年8月1日	ヤマダ センユウ 山田 善宥	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	耳鼻咽喉・頭頸部外科	聴覚又は平衡機能障害 音声、言語又はそしゃく機能障害
3	令和5年8月1日	ウエノ リュウ 上野 龍	宮前平脳神経外科クリニック	神奈川県川崎市宮前区小台二丁目5-1 ティモネ宮前平1F	内科、外科 脳神経外科	音声、言語又はそしゃく機能障害 肢体不自由
4	令和5年8月1日	ヒラシマ フミコ 平島 富美子	医) 社団総生会 麻生リハビリ総合病院	神奈川県川崎市麻生区上麻生6-23-50	リハビリテーション科	音声、言語又はそしゃく機能障害 肢体不自由
5	令和5年8月1日	ホリエ レオ 堀江 怜央	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	耳鼻咽喉・頭頸部外科	音声、言語又はそしゃく機能障害
6	令和5年8月1日	タカハシ テツヤ 高岡 哲也	独法) 労働者健康安全機構 関東労災病院	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1	リハビリテーション科	音声、言語又はそしゃく機能障害
7	令和5年8月1日	ハラ モトヒコ 原 元彦	帝京大学医学部附属 溝口病院	神奈川県川崎市高津区二子5-1-1	リハビリテーション科	音声、言語又はそしゃく機能障害 肢体不自由
8	令和5年8月1日	クリヤマ モトネ(具 元根) 栗山 元根(具 元根)	社医財) 石心会 川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区大宮町31-27	形成再建外科	肢体不自由
9	令和5年8月1日	コミヤ コウイチロウ 小宮 浩一郎	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎区新川通12-1	整形外科	肢体不自由
10	令和5年8月1日	オノキ ユウサク 尾崎 裕亮	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
11	令和5年8月1日	ミヤベ ヨシシゲ 宮部 斉重	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1	リウマチ・膠原病・アレルギー内科	肢体不自由
12	令和5年8月1日	タカハシ タカオ 高橋 孝雄	医社) 三成会 新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	小児科	肢体不自由
13	令和5年8月1日	カメヤマ タダシ 亀山 貞	医社) 三成会 新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	整形外科	肢体不自由
14	令和5年8月1日	ハマグチ ハヤト 濱口 隼人	医社) 三成会 新百合ヶ丘総合病院	神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255	整形外科	肢体不自由
15	令和5年8月1日	フクシマ ナオヤ 福嶋 直弥	悠翔会在宅 クリニック川崎	神奈川県川崎市川崎区貝塚一丁目15番4号 ESTA BUILDING7F	神経内科	肢体不自由
16	令和5年8月1日	タカシ ヨシマサ 高 善督	溝の口脳神経外科 クリニック	神奈川県川崎市高津区溝口二丁目14-31 MMB 3F	脳神経外科	肢体不自由
17	令和5年8月1日	カニシ バジメ 中西 肇	医) 愛仁会 太田総合病院	神奈川県川崎市川崎区日進町1-50	脳神経外科	肢体不自由

18	令和5年8月1日	アサハラ ユキ 浅原 有揮	やまと診療所 武蔵小杉	神奈川県川崎市中原 区下沼部1760番地 カインド玉川3F	内科	肢体不自由
19	令和5年8月1日	ヒノ サチ 日野 栄絵	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	脳神経内科	肢体不自由
20	令和5年8月1日	ヒゲシマ カヒロ 秀島 貴博	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
21	令和5年8月1日	スズキ カイ 鈴木 開	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	整形外科	肢体不自由
22	令和5年8月1日	スズキ ノブアキ 鈴木 伸明	帝京大学医学部附属 溝口病院	神奈川県川崎市高津 区二子5-1-1	内科	心臓機能障害
23	令和5年8月1日	ミヤハラ ダイスケ 宮原 大輔	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	循環器内科	心臓機能障害
24	令和5年8月1日	カニシ トオル 中西 亨	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	循環器内科	心臓機能障害
25	令和5年8月1日	カジマ ユキ 中島 悠希	日本医科大学 武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原 区小杉町1-383	循環器内科	心臓機能障害
26	令和5年8月1日	フクヤマ ヒカル 福山 曜	日本医科大学 武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原 区小杉町1-383	循環器内科	心臓機能障害
27	令和5年8月1日	ミナミ アミル 三浦 史晴	社医財)石心会 川崎幸病院	神奈川県川崎市幸区 大宮町31-27	循環器内科	心臓機能障害
28	令和5年8月1日	オノ タイシ 奥野 泰史	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	循環器内科	心臓機能障害
29	令和5年8月1日	ツジマ ケンジ 津島 健司	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	総合診療内科	心臓機能障害 呼吸器機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害
30	令和5年8月1日	ミヅベ マサオ 溝部 正雄	医) 社団総生会 麻生総合病院	神奈川県川崎市麻生 区上麻生6-25-1	内科	心臓機能障害
31	令和5年8月1日	サイト ショウ 齋藤 翔	日本医科大学 武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原 区小杉町1-383	呼吸器内科	呼吸器機能障害
32	令和5年8月1日	アヤマ ジュンイチ 青山 純一	日本医科大学 武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原 区小杉町1-383	呼吸器内科	呼吸器機能障害
33	令和5年8月1日	フルヤ ナキ 古屋 直樹	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	呼吸器内科	呼吸器機能障害
34	令和5年8月1日	サトウ ヒデオミ 佐藤 英臣	総合新川橋病院	神奈川県川崎市川崎 区新川通1-15	内科	呼吸器機能障害
35	令和5年8月1日	タジマ リョウ 田島 亮	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	腎臓内科	じん臓機能障害
36	令和5年8月1日	マツダ タカ 松田 拓也	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	腎臓内科	じん臓機能障害
37	令和5年8月1日	ヨシダ ケイスケ 吉田 圭佑	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	腎臓内科	じん臓機能障害
38	令和5年8月1日	タカヤマ スグル 高山 卓	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	腎臓内科	じん臓機能障害
39	令和5年8月1日	カンベ ハヤト 神戸 勇人	日本医科大学 武蔵小杉病院	神奈川県川崎市中原 区小杉町1-383	腎臓内科	じん臓機能障害
40	令和5年8月1日	オガラ マサル 小倉 正治	川崎市立川崎病院	神奈川県川崎市川崎 区新川通12-1	外科	ぼうこう又は 直腸機能障害
41	令和5年8月1日	ササキ タイスケ 佐々木 大祐	聖マリアンナ 医科大学病院	神奈川県川崎市宮前 区菅生2-16-1	消化器・一般外科	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害
42	令和5年8月1日	イケハラ タシ 池原 孝	独法)労働者 健康安全機構 関東労災病院	神奈川県川崎市中原 区木月住吉町1-1	消化器内科	肝臓機能障害
43	令和5年8月1日	ヤマダ ヒロアキ 山田 博昭	川崎市立井田病院	神奈川県川崎市中原 区井田2-27-1	消化器内科	肝臓機能障害

44	令和5年8月1日	スイドウ エンペ 水堂 祐広	医) 社団総生会 麻生総合病院	神奈川県川崎市麻生 区上麻生6-25-1	内科	呼吸器機能障害 ヒト免疫不全ウイルス による免疫 機能障害
45	令和5年8月1日	ホキタ ヒデアキ 扇田 秀章	帝京大学医学部附属 溝口病院	神奈川県川崎市高津 区二子5-1-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害
46	令和5年8月1日	アサイ ヤスノ 浅井 康德	帝京大学医学部附属 溝口病院	神奈川県川崎市高津 区二子5-1-1	耳鼻咽喉科	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害
47	令和5年8月1日	タレイ アキト 樽井 彬人	帝京大学医学部附属 溝口病院	神奈川県川崎市高津 区二子5-1-1	耳鼻咽喉科	平衡機能障害 音声、言語 又は そしゃく機能障害
48	令和5年8月1日	ウエハラ マサヒロ 上原 柁洋	医社) こうかん会 日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎 区鋼管通1-2-1	内科	心臓機能障害
49	令和5年8月1日	アイウラ コウイチ 相浦 浩一	医社) こうかん会 日本鋼管病院	神奈川県川崎市川崎 区鋼管通1-2-1	外科	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害

川崎市告示第401号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定内容を変更

します。

令和5年8月1日

1. 県内市外からの異動

No.	変更年月日	氏名	担当する障害分野	診療科目	新所属名(所在地)	旧所属名(所在地)
1	令和5年4月1日	スキヤマ ユウイチ 杉山 悠一	ぼうこう又は 直腸機能障害	泌尿器科	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井 田2-27-1)	横須賀市立市民病院 (神奈川県横須賀市長坂1 -3-2)
2	令和5年4月1日	キチ ヒト 菊池 弘人	ぼうこう又は 直腸機能障害	外科	川崎市立川崎病院 (神奈川県川崎市川崎区新 川通12-1)	平塚市民病院 (神奈川県平塚市南原1- 19-1)
3	令和5年4月1日	ウシオ リョウタ 牛尾 良太	呼吸器機能障害	呼吸器内科	独法) 労働者健康安全機構 関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木 月住吉町1-1)	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター (神奈川県横浜市旭区中尾 二丁目3番2号)
4	令和5年4月1日	ニシノ マコト 西野 誠	呼吸器機能障害	呼吸器内科	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井 田2-27-1)	けいゆう病院 (神奈川県横浜市西区みな とみらい3-7-3)
5	令和5年1月12日	イチギ ヨシヒデ 一木 美英	心臓機能障害	内科	春待坂ハートクリニック (神奈川県川崎市宮前区鷺 沼1-18-10)	医療法人社団景翠会 金沢病院 (神奈川県横浜市金沢区泥 亀2-8-3)
6	令和5年5月15日	タケダ ユキ 武田 勇樹	肢体不自由	整形外科	かわさき整形外科・リウマ チクリニック (神奈川県川崎市川崎区駅 前本町14-6マー ヴェル川崎5階6階)	済生会横浜市東部病院 (神奈川県横浜市鶴見区下 末吉3-6-1)
7	令和5年6月1日	ニワ カズトモ 丹羽 一友	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科 アレルギー科 ほか	川崎耳鼻咽喉科 (神奈川県川崎市川崎区砂 子2丁目6-2三恵 ビル8F)	公立大学法人横浜市立大学 附属市民総合医療センター (神奈川県横浜市南区浦舟 町4-57)
8	令和5年5月1日	マツムラ ジュンコ 松村 純子	肢体不自由	内科	川崎ヒューマンクリニック (神奈川県川崎市宮前区小 台1-17-3 SaginumaDentoHills101)	東戸塚みどり 在宅クリニック (神奈川県横浜市戸塚区品 濃町523-3 3-A)

## 2. 川崎市内の異動

No.	変更年月日	氏名	担当する障害分野	診療科目	新所属名 (所在地)	旧所属名 (所在地)
1	令和5年4月1日	オノ ハツメ 小野 元	音声、言語又は そしゃく機能障害 肢体不自由	脳神経外科	①川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿 河原1-30-37) ②聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)	①学) 聖マリアンナ医科大 学東横病院 (神奈川県川崎市中原区小 杉町3-435) ②聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)
2	令和5年4月1日	オオタニ ユキヒロ 大谷 幸博	肝臓機能障害	消化器内科	あいホームケアクリニック 川崎大師 (神奈川県川崎市川崎区大 師本町8-11 日 興パレス川崎大師1F)	医社) 幸洋会 あいホーム ケアクリニック (神奈川県川崎市幸区都町 37-10 さいわい都 町ビル1F)
3	令和5年4月1日	マツイ カツオミ 松井 勝臣	じん臓機能障害	腎臓内科	医社) 三成会新百合ヶ丘総 合病院 (神奈川県川崎市麻生区古 沢字都古255)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)
4	令和4年10月1日	スズキ ノボ 鈴木 規雄	心臓機能障害	循環器内科	学) 聖マリアンナ医科大学 東横病院 (神奈川県川崎市中原区小 杉町3-435)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)
5	令和4年10月1日	ソガ カイマ 曾我 海馬	肢体不自由	神経内科	①学) 聖マリアンナ医科大 学東横病院 (神奈川県川崎市中原区小 杉町3-435) ②聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)	①川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿 河原1-30-37) ②聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)
6	令和5年1月1日	カケラ サトル 亀倉 暁	肢体不自由	整形外科	独法) 労働者健康安全機構 関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木 月住吉町1-1)	医社) 三成会新百合ヶ丘総 合病院 (神奈川県川崎市麻生区古 沢字都古255)
7	令和5年4月1日	オノデラ ヒデタカ 小野寺 英孝	肢体不自由	脳神経外科	学) 聖マリアンナ医科大学 東横病院 (神奈川県川崎市中原区小 杉町3-435)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)
8	令和5年4月1日	シバタ ヨウイチロウ 柴田 宗一郎	肢体不自由	神経内科	学) 聖マリアンナ医科大学 東横病院 (神奈川県川崎市中原区小 杉町3-435)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)
9	令和5年4月1日	カブラキ ケイ 鏑木 圭	肢体不自由	神経内科	学) 聖マリアンナ医科大学 東横病院 (神奈川県川崎市中原区小 杉町3-435)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)
10	令和5年4月1日	カネ マユ 金成 真由	視覚障害	眼科	医) 社団 愛成会 京浜総 合病院 (神奈川県川崎市中原区新 城1-2-5)	①聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1) ②川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿 河原1-30-37)

## 3. 指定医師の兼務

No.	変更年月日	氏名	担当する障害分野	診療科目	兼務先 (所在地)	本務の医療機関名 (所在地)
1	令和5年5月26日	サイノウ ヨシツ 齋藤 善光	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	①医) 社団 愛成会 京浜 総合病院 (神奈川県川崎市中原区新 城1-2-5) ②医) 社団総生会 麻生総 合病院 (神奈川県川崎市麻生区上 麻生6-25-1)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)

2	令和5年4月7日	ハタノ タシ 波多野 孝	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜 本2-1-5)	横須賀共済病院 (神奈川県横須賀市米が浜 通1-16)
3	令和5年8月1日	オキベタ ヒデアキ 扇田 秀章	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	福)川崎西部地域 療育センター診療所 (神奈川県川崎市宮前区平 2-6-1)	帝京大学医学部附属溝口病 院 (神奈川県川崎市高津区二 子5-1-1)
4	令和5年8月1日	アサイ ヤスリ 浅井 康徳	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	福)川崎西部地域 療育センター診療所 (神奈川県川崎市宮前区平 2-6-1)	帝京大学医学部附属溝口病 院 (神奈川県川崎市高津区二 子5-1-1)
5	令和5年8月1日	カノ アキト 樽井 彬人	平衡機能障害 音声、言語 又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	川崎市北部地域 療育センター診療所 (神奈川県川崎市麻生区片 平5-26-1)	帝京大学医学部附属溝口病 院 (神奈川県川崎市高津区二 子5-1-1)
6	令和3年4月1日	スギウチ トモ 杉内 智子	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	①独法)労働者健康安全機 構関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木 月住吉町1-1) ②川崎市中央療育センター 診療所 (神奈川県川崎市中原区井 田3-16-1) ③川崎市総合リハビリテー ション推進センター (神奈川県川崎市川崎区日 進町5-1)	自由が丘杉内医院 (東京都目黒区自由が丘2 -7-4)
7	令和5年4月1日	ヤマキ ユキ 山崎 行敬	ヒト免疫不全ウイ ルスによる 免疫機能障害	総合診療内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)	百合ヶ丘駅前クリニック (神奈川県川崎市麻生区百 合丘1-2-1)
8	令和5年2月10日	シハタ マサキ 柴田 正行	心臓機能障害	循環器内科	新城テラスクリニック (神奈川県川崎市中原区新 城1-4-3)	独法)労働者健康安全機構 関東労災病院 (神奈川県川崎市中原区木 月住吉町1-1)
9	令和5年8月1日	ウエハラ マサヒ 上原 柁洋	心臓機能障害	内科	医社)こうかん会こうかん クリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼 管通1-2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼 管通1-2-1)
10	令和5年4月1日	シマ マキ 三島 牧	肢体不自由	脳神経外科 リハビリテー ション科	川崎市立川崎病院 (神奈川県川崎市川崎区新 川通12-1)	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井 田2-27-1)
11	令和5年4月1日	エビハラ ヒロコ 海老原 紘子	視覚障害	眼科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿 河原1-30-37)	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅 生2-16-1)
12	令和5年8月1日	アイウラ コウイチ 相浦 浩一	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	外科	医社)こうかん会こうかん クリニック (神奈川県川崎市川崎区鋼 管通1-2-3)	医社)こうかん会日本鋼管 病院 (神奈川県川崎市川崎区鋼 管通1-2-1)

## 4. 内容変更

No.	変更年月日	氏名	担当する障害区分	変更内容	変更後	変更前
1	令和5年4月1日	ヤマタ ヨシロ 山田 良宣	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	医療機関 コード 変更	さくら坂やまだ耳鼻咽喉科 医療機関コード 5510607	さくら坂やまだ耳鼻咽喉科 医療機関コード 5510342
2	令和5年6月1日	ノカ ユシ 野中 勇志	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害	医療機関の 住所及び 医療機関 コード変更	椿クリニック (神奈川県川崎市高津区下 作延2-3-38 TKビル 301) 医療機関コード 5310735	椿クリニック (神奈川県川崎市高津区下 作延2-4-6 溝口鈴木 歯科ビル2F) 医療機関コード 5310586

3	令和4年8月1日	ニシカ ヒサシ 西迫 尚	肢体不自由	整形外科、 小児科、内科	①県内市外への異動 ②継続	①聖マリアンナ医科大学病院 神奈川県川崎市宮前区菅生 2-16-1 ②川崎市立多摩病院 神奈川県川崎市多摩区宿河 原1-30-37
4	平成27年10月9日	フルカ トモヒ 古川 智洋	じん臓機能障害	内科	①医療機関退職 ②継続	①総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新 川通1-15) ②川崎駅前クリニック (神奈川県川崎市川崎区駅 前本町12-1 川崎 駅前タワーリパーク6F)

川崎市告示第402号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第  
1項に規定する医師としての指定を次のとおり取消し

ます。

令和5年8月1日

川崎市長 福田 紀彦

No.	取消年月日	氏名	担当する障害分野	診療科目	元の医療機関名(所在地)	取消事由
1	令和5年4月1日	カガ ノブタロウ 古賀 信太郎	音声、言語又は そしゃく機能障害 肢体不自由	リハビリテーション科	川崎ヒューマンクリニック (神奈川県川崎市宮前区小台1-17- 3 Sagin umaDentoHills101)	県内市外 への異動
2	令和5年3月31日	ヒルマ キョウ 晝間 清	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	川崎市立多摩病院 (神奈川県川崎市多摩区宿河原1-30- 37)	県内市外 への異動
3	令和5年4月1日	イケダ ヒロキ 池田 裕喜	肝臓機能障害	消化器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	県内市外 への異動
4	令和5年4月1日	ウダ スム 宇田 晋	じん臓機能障害	腎臓内科	①社医財)石心会川崎幸病院 (神奈川県川崎市幸区大宮町31-27) ②社医財)石心会川崎幸クリニック (神奈川県川崎市幸区南幸町1-27-1)	県内市外 への異動
5	令和5年4月1日	イダ ハルノブ 飯田 春信	肢体不自由	リウマチ・ 膠原病・ アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	県内市外 への異動
6	令和5年4月1日	クドウ ケイキ 工藤 貴章	肢体不自由	整形外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	県内市外 への異動
7	令和2年4月1日	タカ シゲアキ 田中 成明	肢体不自由	神経内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	県内市外 への異動
8	令和5年4月1日	セガミ コウヘイ 瀬上 航平	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害	消化器・一般外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	県内市外 への異動
9	令和5年3月31日	スヤマ タイスケ 須山 太助	ぼうこう又は 直腸機能障害	泌尿器科	あいホームケアクリニック川崎大師 (神奈川県川崎市川崎区大師本町8- 11 日興バレス川崎大師1F)	医療機関 退職
10	令和5年3月31日	ニシムラ コウジ 西村 幸司	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	①帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1) ②川崎市北部地域療育センター診療所 (神奈川県川崎市麻生区片平5-26-1)	県外への 異動
11	令和5年3月31日	カハラ かな 長原 佳菜	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	①帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1) ②福)川崎西部地域療育センター診療所 (神奈川県川崎市宮前区平2-6-1)	医療機関 退職
12	令和5年2月1日	カネ けん 加藤 功	聴覚又は 平衡機能障害 音声、言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	死亡

13	令和2年5月28日	アサクラ タマ 朝倉 琢磨	呼吸器機能障害	呼吸器科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)	医療機関 退職
14	平成29年11月25日	イシ アキラ 石井 旭	呼吸器機能障害	内科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)	医療機関 退職
15	令和5年3月31日	クワン マサシ 宮司 正道	呼吸器機能障害	総合内科	社医財)石心会川崎幸病院 (神奈川県川崎市幸区大宮町31-27)	医療機関 退職
16	令和5年3月31日	コタケ ヒロシ 小竹 徹	じん臓機能障害	腎臓・高血圧内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	県外への 異動
17	令和5年5月26日	ハチスダ リサ 蜂須賀 里菜	じん臓機能障害	腎臓・高血圧内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	医療機関 退職
18	令和5年5月31日	ヤマウチ ジュンジ 山内 淳司	じん臓機能障害	腎臓内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	医療機関 退職
19	令和5年3月31日	オヤマ カズキ 奥山 和明	心臓機能障害	循環器内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	県外への 異動
20	令和3年3月31日	アベ ジュンコ 阿部 純子	心臓機能障害	循環器科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)	医療機関 退職
21	令和5年3月31日	ミヤイ タケシ 宮入 剛	心臓機能障害	心臓血管外科	①聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1) ②学)聖マリアンナ医科大学東横病院 (神奈川県川崎市中原区小杉町3-435)	県外への 異動
22	令和4年12月28日	ゴロウ ユカ 御領 豊	心臓機能障害	循環器科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)	医療機関 退職
23	令和5年3月31日	ハヤシ リユキ 速水 紀幸	心臓機能障害	内科	帝京大学医学部附属溝口病院 (神奈川県川崎市高津区二子5-1-1)	医療機関 退職
24	令和5年5月10日	アントウ タカシ 安藤 敬	心臓機能障害	心臓血管外科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	医療機関 退職
25	平成28年1月31日	ヒライ アツオ 平出 敦夫	肢体不自由	整形外科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)	医療機関 退職
26	令和5年1月31日	カシ アツシ 加藤 篤史	肢体不自由	整形外科	医社)滋恵会 安藤整形外科 (神奈川県川崎市高津区溝口1-5-2)	指定辞退
27	令和4年12月31日	モト マサシ 百瀬 匡亨	肢体不自由	外科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255)	医療機関 退職
28	令和5年3月31日	イトウ タケ 伊藤 大起	肢体不自由 そしゃく機能障害	リハビリテーション科	医) 社団総生会 麻生リハビリ総合病院 (神奈川県川崎市麻生区上麻生6-23-50)	県外への 異動
29	令和5年3月9日	コヤナギ ユジ 畔柳 裕二	肢体不自由	整形外科	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井田2-27-1)	医療機関 退職
30	令和5年5月18日	ウチダ マリナ 内田 麻理奈	肢体不自由	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	指定辞退
31	平成28年3月31日	モリト ノブヒコ 森友 信彦	肢体不自由	整形外科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)	医療機関 退職
32	令和5年3月31日	ノグチ カツヒコ 野口 克彦	肢体不自由	内科	柿生記念病院 (神奈川県川崎市麻生区上麻生6-28-20)	県外への 異動
33	令和5年3月31日	ハヤシ ユウコ 林 祐子	肢体不自由	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	医療機関 退職
34	令和5年3月31日	スキハラ タカヒコ 杉原 毅彦	肢体不自由	リウマチ・膠原病・ アレルギー内科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	医療機関 退職
35	令和5年5月31日	グ モトネ (クリヤマ モトネ) 具 元根 (栗山 元根)	音声、言語又は そしゃく機能障害	形成外科	医社)三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255)	指定辞退
36	令和5年3月15日	イトウ ヒロキ 伊藤 博喜	聴覚又は 平衡機能障害	耳鼻咽喉科	伊藤耳鼻咽喉科クリニック (神奈川県川崎市多摩区西生田3-9-3 クレール読売ランド前 202~203)	指定辞退
37	平成21年3月22日	ウミ エイチロウ 内海 榮一郎	視覚障害	眼科	総合新川橋病院 (神奈川県川崎市川崎区新川通1-15)	死亡

38	令和5年3月31日	カコエ タツカ 河越 龍方	視覚障害	眼科	聖マリアンナ医科大学病院 (神奈川県川崎市宮前区菅生2-16-1)	県外への異動
39	令和4年12月31日	ヤギ ヒロミチ 八木 浩倫	視覚障害	眼科	医社) 三成会新百合ヶ丘総合病院 (神奈川県川崎市麻生区古沢字都古255)	医療機関退職
40	令和5年3月31日	サカハリ タツキ 櫻川 忠之	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害	外科	川崎市立井田病院 (神奈川県川崎市中原区井田2-27-1)	県外への異動
41	令和5年3月31日	ニワ カズトモ 丹羽 一友	聴覚又は平衡機能障害 音声、言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	川崎医療生活協同組合 川崎協同病院 (神奈川県川崎市川崎区桜本2-1-5)	医療機関退職

川崎市告示第403号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第53条第1項の届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年8月3日

川崎市長 福田 紀彦

名称	変更年月日	変更事項	変更前	変更後
特定非営利活動法人かわさき創造プロジェクト	令和5年5月24日	代表者の氏名	栗田 正道	松井 洋一

川崎市告示第404号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和5年8月3日

川崎市長 福田 紀彦

医療機関名	住所	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラスビル3階
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳腺外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10FB
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
川崎小児科・内科	川崎市川崎区駅前本町14-1	DKビル2F
ルナレディースクリニック川崎駅前院	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワリパーク6F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町5-2	大星川崎ビル6F
川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BUILDING3階
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エステビルディング7F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6.7.8階

医療機関名	住所	
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2-103	
港町つばさクリニック	川崎市川崎区港町5-2	リガリアルB棟104号
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コナン小田栄店2階
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10-12	
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14-2	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4	セゾール川崎京町ハイライズ111
安土医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	ラヴィール浜川崎1階
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	福利厚生センター2F
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	

医療機関名	住所	
さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎222
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8	イクス川崎サ・タワー1-A
中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎227
ミュージア川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
おさないクリニック	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クリスタルセンター1F
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
石永医院	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオV201
たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	レオV
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
南武医院	川崎市幸区下平間205	
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオIII2F
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
いしいアレルギーこどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル4F
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	

医療機関名	住所	
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルビル3階
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルビル2F
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルハース1F-B
高取内科医院	川崎市幸区矢上13-6	
メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	コニヤガーデン新川崎
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎こびきウィメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3	CLASSIMO-BLD.
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	
武蔵小杉レディースクリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階452号
武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4F
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	フティアム武蔵小杉2F
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	新丸子東ロビル1F
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック 川崎中原院	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉 北館2F
荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	クワンシー新丸子II 1F
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F	
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	アベニオ新丸子1F
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイム I 101
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
平間クリニック	川崎市中原区中丸子589-11	
亀谷内科クリニック	川崎市中原区中丸子361	
土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693	
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉おさだ内科	川崎市中原区市ノ坪449-3	
キャップクリニック武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティワ-武蔵小杉
もくぼ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エパビル2 4階
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
野ロクリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	メディカルブレイス元住吉

医療機関名	住所	
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エケレントビル元住吉1F
綾部内科クリニック	川崎市中原区木月1-23-7	
元住吉こころみクリニック	川崎市中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉3F
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
北村医院	川崎市中原区木月2-14-6	
はぐくみ母子クリニック元住吉	川崎市中原区木月1-24-27	
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
住吉診療所	川崎市中原区木月3-7-3	
元住吉クリニック	川崎市中原区木月2-12-18	
徳植医院	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	川崎市中原区木月1-31-10	
元住吉レディースクリニック	川崎市中原区木月1-30-17	
宮尾クリニック	川崎市中原区木月1-6-14	
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区木月3-25-10	
毛利医院	川崎市中原区木月3-5-33	
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町15-1	
澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16	グランビル元住吉116
有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3-33-5	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニックビル1F
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1-1-6	ミル・プラザ3e 1F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOビル1F
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニックビル2F
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	キュービルIII101
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-5	
大迫内科クリニック	川崎市中原区新城2-15-2	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	
中島医院	川崎市中原区新城3-5-1	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11-29 4階	
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25 3F	
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-201	
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック 渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリー-B101
しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネット1F

医療機関名	住所	
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F
つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5-2-7	クレシア武蔵中原1F
ポプラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3	2F-2
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉ザガーデンタワーズウエスト
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントビア安藤2F
武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリスト武蔵小杉1F
こすぎレディースクリニック	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟305B
柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1-529-15	
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-441-1	
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3 1F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
こすぎ小児科	川崎市中原区小杉町3-249-2	クリアホーム武蔵小杉101
こすぎ皮ふ科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルティール小杉1階
聖マリアンナ医科大学東横病院	川崎市中原区小杉町3-435	
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南II 1階A
さかい医院	川崎市中原区今井南町9-34	
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
えがおの森こどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口3-7-11	2F
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
溝のロクリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルII 2F
優ウイメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	猿谷ビル1F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アスマヤ栄橋ビル2F
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイビー溝のロビル2F
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビルI 3F
ひっぽこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル1F
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
プレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興・2 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平老番館101

医療機関名	住所	
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	高津ゆうあいメデ <sup>ィ</sup> カルモ <sup>ル</sup> 1F
溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビ <sup>ル</sup> 4F
おかの小児科・アレルギー科	川崎市高津区久本3-2-1	ウエルワ <sup>ル</sup> 1F
レディースクリニック溝の口	川崎市高津区久本3-3-3	サ <sup>ク</sup> ・344ビ <sup>ル</sup> 203
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5	
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	ウ <sup>ェ</sup> ルウ <sup>ェ</sup> 溝の口1F
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビ <sup>ル</sup> 4階401
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
KSPクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	KSPビ <sup>ル</sup> 西503
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイラント <sup>・</sup> ベ <sup>ィ</sup> 溝の口1F
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビ <sup>ル</sup> 1階
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイル梶が谷MALL6F
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイル梶が谷モ <sup>ル</sup> 7F
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	梶ヶ谷ジ <sup>ビル</sup> 1F
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
山本整形外科医院	川崎市高津区末長1-8-20	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	FMビ <sup>ル</sup> 2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
いずみ泌尿器科皮膚科	川崎市高津区千年301-1	ク <sup>ラ</sup> ント <sup>・</sup> コスモ千歳203
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	ク <sup>ラ</sup> ント <sup>・</sup> ケ <sup>ル</sup> チセ1階
かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモ <sup>ル</sup> 2F
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモ <sup>ル</sup> 1F
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9	メ <sup>デ</sup> ィカルク <sup>リ</sup> ア野川1F
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メ <sup>デ</sup> ィカルビ <sup>ル</sup> レジ <sup>ス</sup> A棟1F
成宮医院	川崎市高津区東野川1-17-5	
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メ <sup>デ</sup> ィカルビ <sup>ル</sup> レジ <sup>ス</sup> B棟2F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メ <sup>デ</sup> ィカルク <sup>リ</sup> ア野川2F
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	ク <sup>ラ</sup> リンスケア1F
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	ク <sup>ラ</sup> リンスケア2F
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5	新川屋センタービ <sup>ル</sup> 2階
みぞのくちユース&ウィメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フ <sup>ラ</sup> ワーメ <sup>デ</sup> ィカルモ <sup>ル</sup> 3F
北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3	
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スル <sup>ハ</sup> リエ梶ヶ谷2F

医療機関名	住所	
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
渡辺クリニック	川崎市高津区下作延2-9-10	
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール2階
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1	
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17-21	
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼グランドエスタ203
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレントベース3F
鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレントベース4階
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	カーエステレーヤ1F
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
すずか小児科・皮膚科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルテア2F
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	トウエ・アコルテ204
みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平ホームハウスB-115
むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルテア1F
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネーラント3F
クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	タビビル201
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク601・602号室
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3	Saginuma Dento Hills101
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラボール宮前平3F
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F

医療機関名	住所	
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1-301	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7	グリーンビルズ 潮見台103
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミビル103号
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メディカルプラザ A-2
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ショッピングパーク2F
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	トーション宮崎台1F
宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トラス宮崎台2F
ニコット子どもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・パッサール1階
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル3階
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	第一ケーエビル1F2F
かねこクリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
こども元気！内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター2F
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12	エピソード稲田堤1A
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニサイド 202
まつもと小児科クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31	プラザクワイエ2F
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	

医療機関名	住所	
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
稲田登戸クリニック	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オークヒルズ 101号
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	マスタ・エレメントビル3階
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	
中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メテ・イカルウ・イレッジ A 2F
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム2F
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メテ・イカルウ・イレッジ A101
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27-34	ハートタウン7番館1F
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エービル1F
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	古谷ビル3F
登戸プライマリケアクリニック	川崎市多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101号
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	
えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256	Jeune feuillage1F
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMCビル3F・4F
のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マル3F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムレスト向ヶ丘1階
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	川崎市多摩区登戸2662-1	フワサ向ヶ丘遊園3F
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil 登戸301
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
鈴木産婦人科	川崎市多摩区登戸3355	
ベルズレディースクリニック	川崎市多摩区登戸3351-203	
たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メテ・イカルウ・レイスタカ3F
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil 登戸101, 201号室
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
登戸なかたに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 4F 401
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルソイト
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	川崎市多摩区枳形1-8-38	

医療機関名	住所	
在宅療養支援クリニックかえでの風たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスツツミ106号室
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンウオァー松澤207
五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田クリニックモル1F
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
きつとスマイルこどもクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	
生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1	
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	川崎市多摩区西生田3-9-3	クレール読売フロント前202~203
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
読売ランド前すわかクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノビル2F
中込内科クリニック	川崎市多摩区生田7-2-13	SKビル2F
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサビル1F
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウイステリア1F
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル207
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル4階405区画
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘101
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモル4F
新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メテイカモリビル2階
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メテイカモリビル2階
新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メテイカモリビル206
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204	
おばた小児クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイラザ1-A
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
百合丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビル1階
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
光永医院	川崎市麻生区百合丘1-2-2	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1-119	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	

医療機関名	住所	
米田胃腸科外科医院	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メ <sup>テ</sup> ィカル1F
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビ <sup>ル</sup> 4F
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ト <sup>ウ</sup> ェルイリヤマ1F
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急ア <sup>ポ</sup> ル <sup>テ</sup> 新百合ヶ丘5F
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18	泰平ビ <sup>ル</sup> 柿生201
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ビ <sup>ビ</sup> ア <sup>シ</sup> ティ晃和1F
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	カ <sup>ー</sup> テ <sup>ン</sup> ビルズ <sup>ビ</sup> ル白鳥1-B
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マル <sup>シェ</sup> 栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メ <sup>テ</sup> ィカル <sup>ウ</sup> ィル <sup>レ</sup> ジ <sup>ス</sup> A棟-1F
いばらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メ <sup>テ</sup> ィカル <sup>ウ</sup> ィル <sup>レ</sup> ジ <sup>ス</sup> C棟-2F
ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メ <sup>テ</sup> ィカル <sup>ウ</sup> ィル <sup>レ</sup> ジ <sup>ス</sup> C棟-1F

川崎市告示第405号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月3日から令和5年8月18日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月3日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	麻生第2号線	川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目23番8先	7.00	67.30	隅切りを含む
		川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目23番11先	7.03		
新	麻生第2号線	川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目23番8先	6.95	67.65	隅切りを含む
		川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目23番11先	7.55		

川崎市告示第406号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月3日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月3日から令和5年8月18日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月3日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備考
麻生 第2号線	川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目23番8先	
	川崎市麻生区千代ヶ丘4丁目23番11先	

川崎市告示第407号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、

令和5年6月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社メディプラス	1465590138	タツミ訪問看護ステーション 鷺沼	川崎市宮前区鷺沼 1-5-1 エンゼル鷺沼101	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社木下の介護	1475602007	木下の介護 はるひ野	川崎市麻生区 はるひ野4丁目19番3号	訪問介護
株式会社木下の介護	1475602049	木下の介護 はるひ野	川崎市麻生区 はるひ野4丁目19番3号	通所介護
株式会社木下の介護	1475602015	木下の介護 はるひ野	川崎市麻生区 はるひ野4丁目19番3号	居宅介護支援
有限会社ゼーレ	1475003727	ケアステーション ゼーレ	川崎市川崎区 貝塚1-1-6 SNT第二ビル301号室	訪問介護
有限会社ゼーレ	1475003743	ケアステーション ゼーレ川崎	川崎市川崎区 貝塚1-1-6 SNT第二ビル301号室	居宅介護支援

川崎市告示第408号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、

令和5年8月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
楓の風在宅療養支援株式会社	1465290267	在宅療養支援ステーション 楓の風 武蔵小杉	川崎市中原区下小田中5丁目13-3 ツァールトA 101号室	訪問看護 介護予防訪問看護

第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田 紀 彦

設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田 紀 彦

株式会社ラナンキュラス	1475203301	居宅介護支援事業所 T u l i p	川崎市中原区上丸子八幡町 596 メイアパート102号	居宅介護支援
株式会社我喜大笑	1475004600	夢楽レジデンス	川崎市川崎区浜町3-3- 2	通所介護
株式会社NEW DAY	1495200535	あるく堂 なかはら	川崎市中原区井田中ノ町39 -1セキネハイツ102	地域密着型通所介護

## 川崎市告示第409号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3  
第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に  
基づき別表のとおり告示します。

令和5年8月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
ノバレンズ株式会社	てらこや	川崎市多摩区菅1-4-5 野村ビル101号室	児童発達支援	令和5年8月1日	1455400620
ノバレンズ株式会社	てらこや	川崎市多摩区菅1-4-5 野村ビル101号室	放課後等デイサービス	令和5年8月1日	1455400620
株式会社プログレス	放課後等 デイサービス どんぐり	川崎市宮前区神木本町 2-3-7メゾン元泉1階	児童発達支援	令和5年8月1日	1455500502
株式会社プログレス	放課後等 デイサービス どんぐり	川崎市宮前区神木本町 2-3-7メゾン元泉1階	放課後等デイサービス	令和5年8月1日	1455500502

## 川崎市告示第410号

指定障害福祉サービス事業者の指定につい  
て  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
めの法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定

により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いまし  
たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示し  
ます。

令和5年8月7日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
ミモザ株式会社	ミモザヘルパー ステーション 川崎平間	川崎市中原区田尻町64-1 平間シティハウス204号室	居宅介護	令和5年8月1日	1415200078
株式会社TD	デイサービス センターアライブ	川崎市幸区東古市場85-1 スカイークフロント1階101	生活介護	令和5年8月1日	1415100039
合同会社インプレッ ション	インプレッション かしまだ	川崎市幸区塚越二丁目218番地 メゾン・ド・塚越 1F	就労継続支援（B型）	令和5年8月1日	1415100740
公益財団法人 神奈川県社会 復帰援護会	B e N e x t もとすみ	川崎市中原区井田中ノ町21-9	就労継続支援（B型）	令和5年8月1日	1415200102
株式会社L I T A L I C Oパートナーズ	L I T A L I C O ワークス 新百合ヶ丘	川崎市麻生区万福寺1-2-3 農住ビルアース 2F 201号室	就労定着支援	令和5年8月1日	1415600970

## 川崎市告示第411号

道路の区域の変更に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定  
に基づき、道路の区域を次のように変更します。  
その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課に  
おいて、令和5年8月7日から令和5年8月22日まで一  
般の縦覧に供します。  
令和5年8月7日

川崎市長 福田 紀彦

## 道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	中原 第11号線	川崎市中原区井田 2丁目1272番6先 川崎市中原区井田 2丁目1272番6先	7.50	209.72	

新	中原 第11号線	川崎市中原区井田 2丁目1272番1先	9.51 ～ 14.21	209.72	
		川崎市中原区井田 2丁目1272番1先			
旧	井田 第20号線	川崎市中原区井田 2丁目1272番6先	8.00	19.66	
		川崎市中原区井田 2丁目1272番6先			
新	井田 第20号線	川崎市中原区井田 2丁目1272番1先	10.54 ～ 11.22	19.66	
		川崎市中原区井田 2丁目1272番1先			
旧	井田 第24号線	川崎市中原区井田 2丁目1272番8先	4.00	2.65	
		川崎市中原区井田 2丁目1272番8先			
新	井田 第24号線	川崎市中原区井田 2丁目1272番1先	4.00	2.65	関係図 面のと おり
		川崎市中原区井田 2丁目1272番1先			
旧	井田 第24号線	川崎市中原区井田 2丁目1272番7先	1.82	19.24	
		川崎市中原区井田 2丁目1272番7先			
新	井田 第24号線	川崎市中原区井田 2丁目1272番1先	1.78 ～ 4.27	19.24	
		川崎市中原区井田 2丁目1272番1先			

川崎市告示第412号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月7日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月7日から令和5年8月22日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月7日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中原 第11号線	川崎市中原区井田2丁目1272番1先	
	川崎市中原区井田2丁目1272番1先	
井田 第20号線	川崎市中原区井田2丁目1272番1先	
	川崎市中原区井田2丁目1272番1先	
井田 第24号線	川崎市中原区井田2丁目1272番1先	関係図 面のと おり
	川崎市中原区井田2丁目1272番1先	
井田 第24号線	川崎市中原区井田2丁目1272番1先	
	川崎市中原区井田2丁目1272番1先	

川崎市告示第413号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定

に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月7日から令和5年8月22日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月7日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	木月 第134号線	川崎市中原区木月 4丁目1576番2先	3.48	11.28	
		川崎市中原区木月 4丁目1576番2先			
新	木月 第134号線	川崎市中原区木月 4丁目1576番2先	3.84 ～ 3.95	11.28	
		川崎市中原区木月 4丁目1576番2先			

川崎市告示第414号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月7日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月7日から令和5年8月22日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月7日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
木月 第134号線	川崎市中原区木月4丁目1576番2先	
	川崎市中原区木月4丁目1576番2先	

川崎市告示第415号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法  
(1) 引取りの場所

- 別紙記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時  
 火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用  
 自転車 2,500円  
 原動機付自転車 5,000円  
 自動二輪車 10,000円
- (4) 持参するもの  
 自転車等の鍵  
 印鑑  
 住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
 この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
 (様式2及び様式3省略)

**川崎市告示第416号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月8日から令和5年8月23日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	多摩第10号線	川崎市多摩区生田1丁目262番9先	7.00 ～ 9.00	245.80	
		川崎市多摩区生田1丁目496番3先			
新	多摩第10号線	川崎市多摩区生田1丁目262番14先	8.61 ～ 12.76	245.80	
		川崎市多摩区生田1丁目262番16先			
旧	生田第3号線	川崎市多摩区生田1丁目496番3先	4.50	11.30	
		川崎市多摩区生田1丁目512番3先			
新	生田第3号線	川崎市多摩区生田1丁目262番16先	8.14	11.30	
		川崎市多摩区生田1丁目262番16先			

旧	生田第63号線	川崎市多摩区生田1丁目262番8先	5.00 ～ 6.00	714.37	
		川崎市多摩区生田1丁目4596番6先			
新	生田第63号線	川崎市多摩区生田1丁目262番11先	6.00 ～ 8.42	714.37	
		川崎市多摩区菅馬場2丁目4602番10先			

**川崎市告示第417号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月8日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月8日から令和5年8月23日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
多摩第10号線	川崎市多摩区生田1丁目262番14先	
	川崎市多摩区生田1丁目262番16先	
生田第3号線	川崎市多摩区生田1丁目262番16先	
	川崎市多摩区生田1丁目262番16先	
生田第63号線	川崎市多摩区生田1丁目262番11先	
	川崎市多摩区菅馬場2丁目4602番10先	

**川崎市告示第418号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月8日から令和5年8月23日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	生田第3号線	川崎市多摩区生田1丁目531番3先	7.50 ～ 8.00	113.26	
		川崎市多摩区生田1丁目262番3先			
新	生田第3号線	川崎市多摩区生田1丁目262番15先	6.80 ～ 9.48	113.26	
		川崎市多摩区生田1丁目262番3先			

**川崎市告示第419号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月8日から令和5年8月23日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It lists two road sections with their respective widths and lengths.

川崎市告示第420号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月8日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月8日から令和5年8月23日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 備考. It lists a road section with its start and end points.

川崎市告示第421号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月8日から令和5年8月23日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It lists a road section with its width and length.

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It lists two road sections with their respective widths and lengths.

川崎市告示第422号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月8日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月8日から令和5年8月23日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 備考. It lists two road sections with their start and end points.

川崎市告示第423号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月8日から令和5年8月23日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It lists a road section with its width and length.

新	宮本町 第1号線	川崎市川崎区宮本 町1番先	9.00	80.78	
		川崎市川崎区宮本 町11番先			
旧	宮本町 第4号線	川崎市川崎区宮本 町1番先	8.00	2.16	隅切り 部
		川崎市川崎区宮本 町1番先			
新	宮本町 第4号線	川崎市川崎区宮本 町1番先	8.00	2.16	隅切り 部
		川崎市川崎区宮本 町1番先			

**川崎市告示第424号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第425号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第426号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第427号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第428号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定により施術機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第429号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第430号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市告示第431号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和5年8月9日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第433号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月9日から令和5年8月24日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長尾第107号線	川崎市多摩区长尾3丁目1150番14先	4.68	11.01	
		川崎市多摩区长尾3丁目1150番14先	4.69		
新	長尾第107号線	川崎市多摩区长尾3丁目1150番13先	4.86	11.01	
		川崎市多摩区长尾3丁目1150番13先			

川崎市告示第434号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月9日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月9日から令和5年8月24日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
長尾第107号線	川崎市多摩区长尾3丁目1150番13先	
	川崎市多摩区长尾3丁目1150番13先	

川崎市告示第435号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月9日から令和5年8月24日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長尾第107号線	川崎市多摩区长尾3丁目1150番12先	4.69	7.88	
		川崎市多摩区长尾3丁目1150番12先			
新	長尾第107号線	川崎市多摩区长尾3丁目1150番4先	4.87	7.88	
		川崎市多摩区长尾3丁目1150番4先			

川崎市告示第436号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月9日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月9日から令和5年8月24日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
長尾第107号線	川崎市多摩区长尾3丁目1150番4先	
	川崎市多摩区长尾3丁目1150番4先	

川崎市告示第437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市告示第440号

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則（昭和48年川崎市規則第32号）第6条第1項の規定により、医療証の更新をするため、次のとおり告示します。

令和5年8月15日

川崎市長 福田紀彦

##### 1 更新日

令和5年10月1日

##### 2 更新期間

令和5年9月5日から令和5年9月30日まで

##### 3 更新方法

医療証の更新は、令和5年9月5日から令和5年9月30日までの間に郵送での交付により行います。

#### 4 医療証の効力

現医療証は令和5年9月30日限りで無効とし、新医療証は令和5年10月1日から令和6年9月30日まで有効とします。

ただし、令和6年9月30日より前に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。

また、令和6年9月より前に身体障害者手帳に再認定年月がある場合には、再認定年月の月末まで有効とします。

#### 川崎市告示第441号

##### 道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月15日から令和5年8月29日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月15日

川崎市長 福田紀彦

##### 道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	下作延第163号線	川崎市高津区下作延4丁目571番4	4.00	36.76	
		川崎市高津区下作延4丁目571番4			
新	下作延第163号線	川崎市高津区下作延4丁目571番1	4.70	36.76	
		川崎市高津区下作延4丁目571番1			

#### 川崎市告示第442号

##### 道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年8月15日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年8月15日から令和5年8月29日まで一般の縦覧に供します。

令和5年8月15日

川崎市長 福田紀彦

##### 道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下作延第163号線	川崎市高津区下作延4丁目571番1	
	川崎市高津区下作延4丁目571番1	

税 告 示

川崎市税告示第5号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について(平成21年川崎市告示第91号)の一部を改正し、令和5年6月14日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎(川崎市多摩区登戸2981)	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金	令和5年6月14日から令和10年6月13日まで
-----------------------------------	---------------------------	-------------------------

川崎市税告示第6号

川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第23条の5第1項の規定に基づき、川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について(平成21年川崎市告示第91号)の一部を改正し、令和5年1月1日以後に支出する分から適用しますので、同条例第23条の6第2項の規定により告示します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦

表中に次のように加える。

独立行政法人労働者健康安全機構(川崎市中原区木月住吉町1番1号)	左に掲げる者の主たる目的である業務に関連する寄附金
----------------------------------	---------------------------

公 告

川崎市公告第1048号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
別添「各施設の名称、所在地及び構造規模等について」のとおり。
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
管理の基準は、川崎市老人いこいの家条例及び川崎市老人いこいの家条例施行規則の規定に従います。主な業務の範囲は、次のとおりです。詳しくは、仕様書を御覧ください。  
(1) いこいの家事業に関する業務

- ア 教養の向上及びレクリエーションに関する事業
  - イ 虚弱な高齢者を対象とした介護予防
  - ウ 多世代交流をはじめとした地域交流に関する取組
  - エ 利用者の自主活動に対する活動の場の提供
  - オ 入浴事業(入浴設備のある施設に限ります。)
  - カ 運営委員会の設置・運営
  - キ 生活相談事業
- (2) 利用の許可に関する業務
  - (3) 利用者意見等の把握に関する業務
  - (4) セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務
  - (5) 施設等の維持管理に関する業務
  - (6) いこいの家の備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務
  - (7) 寄付金及び寄贈物品等の受領等に関する業務
  - (8) 職員の人材育成に関する業務(管理人の研修等)
  - (9) 社会資源の活用等に関する業務
  - (10) 安全管理に関する業務
  - (11) 個人情報の保護に関する業務
  - (12) 情報公開と運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務、利用者の指導に関する業務
  - (13) 本市及び本市が事業を委託した団体が実施する事業への協力、支援に関する業務
  - (14) 災害時の対応に関する業務
  - (15) 合築施設である場合の調整に関する業務
  - (16) 老人福祉センター、区役所、地域包括支援センター等との連携に関する業務
  - (17) 地域交流スペースの運用に関する業務(御幸老人いこいの家に限ります。)
  - (18) その他の業務

3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

※「大師地区複合施設・田島地区複合施設整備・運営基本計画」に基づく、再編・複合化により、大師については令和9年度後半、田島については令和10年度前半から新たな複合施設での運営が予定されているため、「大師いこいの家」、「田島いこいの家」の指定管理期間は、新たな複合施設での運営が開始されるまでの期間とします。

4 募集単位

別添「各施設の名称、所在地及び構造規模等について」に記載のとおり、市内の老人いこいの家を行政区単位で7グループに分けて募集を行います。

※単館ごとの募集ではありません。

5 応募の方法

- (1) 主な提出書類(詳しくは募集要項を御覧ください)

- い。)
  - ア 指定管理者指定に関する申請書
  - イ 事業計画書（基本運営、教養の向上及びレクリーションに関する事業等）
  - ウ 職員の勤務体制及び勤務形態一覧表
  - エ 経費見積書
  - オ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
  - カ 登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書）
  - キ 役員の名簿及び履歴書
  - ク 団体の概要（従業員数等を含みます。）及び組織図
  - ケ 令和2年度から令和4年度までの財産目録、貸借対照表、損益計算書又は収支計算書、事業報告書。ただし、令和4年度に設立された団体にあつては、設立時の財産目録。
  - コ 令和5年度及び令和6年度における団体の事業計画書及び収支予算書
  - サ 団体の就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程
  - シ 令和2年度から令和4年度までの納税証明書（市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）
  - ス 現に運営している社会福祉事業の概要
  - セ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書

- ソ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
- (2) 仕様書等の配布期間  
令和5年8月1日(火)から9月15日(金)まで  
※仕様書等の応募関係書類は川崎市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。
- (3) 応募受付期間  
令和5年8月1日(火)から9月15日(金)午後5時まで  
(提出方法が持参の場合、開庁日の午前8時30分から正午まで、午後1時から5時まで)
- (4) 応募受付場所  
〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
電話 044-200-2620
- (5) 提出方法  
「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」又は持参
- (6) 問合せ先  
川崎市健康福祉局  
長寿社会部高齢者在宅サービス課  
電話 044-200-2620  
F A X 044-200-3926  
メールアドレス 40zaitak@city.kawasaki.jp

各施設の名称、所在地及び構造規模等について

資料1

グループ名	区	NO	名称	所在地	構造規模	床面積 (㎡)	開所年月	施設概要
第1グループ	川崎区	1	大師いこいの家	大師公園1-4	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	309.60	昭和49年8月	合築(大師子ども文化センター)
		2	小田いこいの家	小田2-16-9	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	400.01	平成元年5月	合築(小田子ども文化センター)
		3	藤崎いこいの家	藤崎4-17-6	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	328.84	昭和53年5月	合築(藤崎子ども文化センター)
		4	田島いこいの家	田島町20-23	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	333.57	昭和55年5月	合築(田島子ども文化センター)
		5	大島いこいの家	大島1-9-6	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	311.26	昭和59年4月	合築(川崎市老人クラブ連合会)
		6	桜本いこいの家	桜本2-5-2	鉄筋コンクリート造 平屋建て	329.80	昭和63年4月	単館
		7	京町いこいの家	京町3-12-2	鉄筋コンクリート造 2階建て	399.59	平成2年6月	単館(敷地内に消防の倉庫あり)
		8	渡田いこいの家	渡田4-12-20	鉄骨造鉄骨造平屋建て	380.96	平成3年6月	単館
		9	殿町いこいの家	殿町1-20-15	鉄筋コンクリート造 2階建て	399.64	平成4年4月	単館
第2グループ	幸区	1	日吉いこいの家	北加瀬 1-39-5	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	334.65	昭和61年5月	合築(旧生涯現役支援センター)
		2	南河原いこいの家	南幸町1-11	鉄筋コンクリート造 2階建て	331.24	昭和54年12月	単館
		3	下平間いこいの家	下平間357-6	鉄筋コンクリート造 2階建て	331.76	昭和58年5月	単館

第2グループ	幸区	4	古市場いこいの家	古市場1781-1	鉄筋コンクリート造平屋建て	330.83	昭和60年4月	単館
		5	小倉いこいの家	小倉5-32-5	鉄筋コンクリート造2階建て	396.80	平成元年4月	単館
		6	御幸いこいの家	紺屋町33-1	鉄筋コンクリート造3階建ての2階部分	546.71	平成23年4月	合築(御幸日中活動センター)
第3グループ	中原区	1	ごうじいこいの家	上小田中7-6-18	鉄筋コンクリート造2階建て	362.06	昭和52年1月	単館
		2	等々力いこいの家	等々力1-1	等々力硬式野球場1階部分	486.19	令和2年10月	合築(等々力硬式野球場)
		3	中丸子いこいの家	中丸子378-4	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	331.30	昭和54年6月	単館
		4	新城いこいの家	下新城1-2-4	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	332.91	昭和55年4月	合築(新城こども文化センター)
		5	西加瀬いこいの家	西加瀬10-5	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	329.00	昭和61年4月	合築(西加瀬こども文化センター)
		6	井田いこいの家	井田三舞町14-16	鉄骨造鉄骨2階建ての1階部分	374.90	平成11年12月	合築(聴覚障害者情報文化センター)
		7	丸子多摩川いこいの家	丸子通1-639-3	鉄骨造鉄骨平屋建て	299.00	平成18年6月	単館(賃貸)
第4グループ	高津区	1	高津いこいの家	久本3-6-22	鉄骨造鉄骨3階建ての2~3部分	455.09	昭和59年4月	合築(地域福祉施設ちどり)
		2	上作延いこいの家	上作延1142-4	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	314.09	昭和51年5月	合築(上作延こども文化センター)
		3	子母口いこいの家	子母口983	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	353.33	昭和59年4月	合築(子母口こども文化センター)
		4	末長いこいの家	末長2-27-2	鉄筋コンクリート造平屋建て	330.12	昭和62年4月	単館
		5	梶ヶ谷いこいの家	梶ヶ谷5-8-27	鉄筋コンクリート造2階建ての2階部分	384.00	平成4年4月	合築(かじがや障害者デイサービスセンター)
		6	東高津いこいの家	下野毛1-3-2	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	400.00	平成8年10月	合築(東高津こども文化センター)
		7	くじいこいの家	久地3-16-1	鉄骨造鉄骨2階建ての2階部分	447.88	平成19年4月	合築(くじ保育園)
第5グループ	宮前区	1	平いこいの家	平2-13-1	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	317.03	昭和52年6月	合築(平保育園及び平こども文化センター)
		2	有馬いこいの家	有馬4-5-2	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	335.60	昭和53年5月	合築(有馬こども文化センター)
		3	野川いこいの家	野川台1-25-23	鉄骨造鉄骨2階建ての1階部分	325.82	昭和56年6月	合築(野川こども文化センター)
		4	白幡台いこいの家	白幡台1-13-1	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	322.32	昭和60年4月	合築(白幡台こども文化センター)
		5	鷺ヶ峰いこいの家	菅生ヶ丘32-10	鉄筋コンクリート造平屋建て	330.00	昭和62年4月	単館
第6グループ	多摩区	1	登戸いこいの家	登戸新町237	鉄骨造鉄骨2階建て	329.41	昭和56年5月	単館
		2	菅いこいの家	菅北浦3-11-1	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	330.30	昭和55年1月	合築(菅こども文化センター)
		3	錦ヶ丘いこいの家	栗谷3-28-2	鉄骨造鉄骨2階建ての1階部分	294.00	昭和49年12月	合築(錦ヶ丘こども文化センター)
		4	長尾いこいの家	長尾1-12-7	鉄骨造鉄骨2階建ての1階部分	335.45	昭和57年4月	合築(長尾こども文化センター)
		5	柘形いこいの家	柘形6-3-1	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	337.85	昭和60年3月	合築(柘形こども文化センター)
		6	中野島いこいの家	中野島6-26-7	鉄筋コンクリート造2階建て	332.70	昭和63年6月	単館
		7	南菅いこいの家	菅馬場3-26-1	鉄筋コンクリート造2階建ての1階部分	399.60	平成2年6月	合築(南菅こども文化センター)

第7グループ	麻生区	1	王禅寺いこいの家	王禅寺東 5-32-15	鉄骨造鉄骨2階建て の1階部分	310.80	昭和56年4月	合築(王禅寺こども文化センター)
		2	片平いこいの家	片平5-25-1	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	338.03	昭和58年4月	合築(片平こども文化センター)
		3	千代ヶ丘いこいの家	千代ヶ丘 6-3-22	鉄筋コンクリート造 平屋建て	354.67	昭和59年4月	単館
		4	白山いこいの家	白山4-2-2	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	330.83	昭和61年3月	合築(白山こども文化センター)
		5	麻生いこいの家	上麻生 4-32-2	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	400.00	平成3年5月	合築(麻生こども文化センター)
		6	岡上いこいの家	岡上3-13-1	鉄筋コンクリート造 2階建ての1階部分	400.60	平成5年4月	合築(岡上こども文化センター)
		7	百合丘いこいの家	百合丘 2-8-2	鉄筋コンクリート造 3階建ての3階部分	470.60	平成20年4月	合築(北部リハビリテーションセンター)

## 川崎市公告第1049号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和5年8月1日

川崎市長 福田紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
別添「各施設の名称、所在地及び構造規模等」のとおり。
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
管理の基準は、川崎市老人福祉センター条例、川崎市老人福祉・地域交流センター条例、川崎市老人福祉センター条例施行規則及び川崎市老人福祉・地域交流センター条例施行規則の規定に従います。主な業務の範囲は、次のとおりです。詳しくは、仕様書を御覧ください。
  - (1) 老人福祉センター事業に関する業務
    - ア 教養講座、レクリエーション等の実施及び場の提供
    - イ 虚弱な高齢者を対象とした介護予防
    - ウ 多世代交流をはじめとした地域交流に関する取組
    - エ 健康相談事業、生活相談事業
    - オ 入浴事業
  - (2) 利用の許可、利用証の発行に関する業務
  - (3) 利用者意見等の把握に関する業務
  - (4) セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務
  - (5) 施設等の維持管理に関する業務
  - (6) センターの備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務
  - (7) 寄付金及び寄贈物品等の受領物等に関する業務
  - (8) 社会資源の活用等に関する業務
  - (9) 安全管理に関する業務
  - (10) 個人情報の保護に関する業務
  - (11) 情報公開と運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務

- (12) 本市及び本市から事業を委託された団体が実施する事業への協力、支援に関する業務
  - (13) 災害時の対応に関する業務
  - (14) 合築施設である場合の調整に関する業務
  - (15) 地域交流スペースの開放事業（さいわい健康福祉プラザ及び多摩老人福祉センターに限ります。）
  - (16) 地域交流センター事業に関する業務（かわさき老人福祉・地域交流センター及び高津老人福祉・地域交流センターに限ります。）
  - (17) 職員の人材育成に関する業務
  - (18) その他の業務
- 3 指定予定期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
  - 4 応募の方法
    - (1) 主な提出書類（詳しくは、募集要項を御覧ください。）
      - ア 指定管理者指定に関する申請書
      - イ 事業計画書（基本運営、教養講座等、行事、機能回復訓練等）
      - ウ 職員の勤務体制及び勤務形態一覧表
      - エ 経費見積書
      - オ 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
      - カ 登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書）
      - キ 役員の名簿及び履歴書
      - ク 団体の概要（従業員数等を含みます。）及び組織図
      - ケ 令和2年度から令和4年度までの財産目録、貸借対照表、損益計算書又は収支計算書。ただし、令和4年度に設立された団体にあつては、設立時の財産目録。
      - コ 令和5年度及び令和6年度における団体の事業計画書及び収支予算書

- サ 団体の就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程
  - シ 団体又はその代表者の令和2年度から令和4年度の納税証明書（市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）
  - ス 現に運営している社会福祉事業の概要
  - セ 所長予定者の経歴
  - ソ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書
  - タ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
- (2) 仕様書等の配布期間  
令和5年8月1日(火)から9月15日(金)まで  
仕様書等の応募関係書類は川崎市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。
- (3) 応募受付期間  
令和5年8月1日(火)から9月15日(金)午後5時まで  
(提出方法が持参の場合、開庁日の午前8時30分か

- ら正午まで、午後1時から5時まで)
- (4) 応募受付場所  
川崎市健康福祉局  
長寿社会部高齢者在宅サービス課  
川崎市幸区堀川町580  
ソリッドスクエア西館10階  
電 話 044-200-2620
- (5) 提出方法  
「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」又は持参
- (6) 問合せ先  
川崎市健康福祉局  
長寿社会部高齢者在宅サービス課  
電 話 044-200-2620  
F A X 044-200-3926  
メールアドレス 40zaitak@city.kawasaki.jp

各施設の名称、所在地及び構造規模等

資料1

施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)	開所日	複合施設
かわさき老人福祉・地域交流センター	川崎区 堤根34番地15	鉄筋コンクリート造 3階建ての1階及び2階部分	973.97	平成26年 4月1日	・日進町こども文化センター ・わーくす川崎 ・視覚障害者情報文化センター ・川崎市シルバー人材センター
さいわい健康福祉プラザ	幸区 戸手本町1丁目11番地5	鉄筋コンクリート造 3階建て	1627.95	平成12年 4月1日	・幸こども文化センター ・さいわい福祉パル
高津老人福祉・地域交流センター	高津区 末長3丁目24番4号	鉄筋コンクリート造 4階建ての1階及び2階部分	1365.6	平成18年 6月1日	・市営住宅
宮前老人福祉センター	宮前区 宮崎2丁目12番地29	鉄筋コンクリート造 4階建て	1191.44	昭和62年 1月1日	なし
多摩老人福祉センター	多摩区 中野島5丁目2番30号	鉄筋コンクリート造 3階建て	1773.97	平成5年 10月1日	なし
麻生老人福祉センター	麻生区 金程2丁目8番3号	鉄筋コンクリート造 2階建て	1236.21	平成元年 4月1日	なし

川崎市公告第1050号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年8月2日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区細山五丁目257番2  
ほか6筆の一部  
1,941平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
麻生区東百合丘4丁目8番5  
株式会社 緑野丘企画 代表取締役 片山ひろみ
- 3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：14戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和4年8月16日  
川崎市指令 ま宅審 (イ) 第44号  
令和4年9月30日  
川崎市指令 ま宅審 (イ) 第61号 (変更)  
令和5年2月6日  
川崎市指令 ま宅審 (イ) 第92号 (変更)

川崎市公告第1051号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和5年8月2日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	金程前田公園ほか遊具更新工事
	履行場所	川崎市麻生区金程2丁目9-5ほか
	履行期間	契約の日から令和6年2月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年9月5日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	渋川橋ほか1橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市中原区木月4丁目49番地先ほか1箇所
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年8月28日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	緑ヶ丘霊園無縁納骨堂納骨設備増設工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延地内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年8月28日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	向ヶ丘遊園駅前広場整備(2期)工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸2092番5他
	履行期間	契約の日から令和6年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年9月5日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前区内河川堆積土浚渫工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「しゅんせつ」で登録されていること。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) しゅんせつ工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。  また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証（業種「しゅんせつ」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。  本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。  なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年8月28日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	市道千代ヶ丘126号線道路補修（自由勾配側溝）工事
	履行場所	川崎市麻生区千代ヶ丘3丁目16番地先
	履行期間	契約の日から150日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年8月28日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	岡上跨線橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市麻生区岡上1丁目18番地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。  また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。  本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。  なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年9月5日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件名	岡本太郎美術館自動火災報知設備改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区枅形7丁目1番5号
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 消防施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参 加 資 格	<p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「消防施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(10)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件9)

競争入札に付する事項	件 名	中原中学校直結給水化改修工事
	履行場所	川崎市中原区小杉陣屋町1丁目24番1号
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>	

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月6日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に付する事項	件名	東小田小学校直結給水化改修工事
	履行場所	川崎市川崎区小田5丁目11番20号
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月6日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件名	中部児童相談所新築受変電設備その他工事
	履行場所	川崎市高津区末長1丁目3番9号
	履行期間	契約の日から令和7年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。                  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。                  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。                  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参加資格	<p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件12)

競争入札に付する事項	件名	夢見ヶ崎動物公園利用者利便施設新築冷暖房設備その他工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬1丁目2番1号
	履行期間	契約の日から令和6年8月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。  また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。  本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	<p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件13)

競争入札に付する事項	件名	多摩区総合庁舎衛生設備その他改修工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸1775番地1
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。  また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。  本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	<p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月1日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件14)

競争入札に付する事項	件名	青少年の家非常用発電設備改修工事
	履行場所	川崎市宮前区宮崎105番地1
	履行期間	契約の日から令和6年6月21日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。  また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。  本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。  なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第1052号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件名	令和5年度冬物被服（作業服上衣ほか）（合併）
	履行場所	仕様書のとおり
	履行期間	令和5年11月30日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」種目「衣服」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) この購入物品について、平成25年4月1日以降に類似の契約実績があること。または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受証明を受けていること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。</p> <p>(5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p> <p>(6) この購入（製造）物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。</p> <p>(7) 本市の求めにより、職員の立会いのもとに検査に応じられること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	令和5年9月8日 11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## 川崎市公告第1053号

（仮称）鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る  
条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき、標記事業に係る  
条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦

(写)

**(仮称)鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に  
係る条例環境影響評価審査書**

令和5年8月

川 崎 市

はじめに

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業は、鷺沼駅前地区再開発準備組合が、宮前区鷺沼三丁目1番2外の約2.3haの区域において、都市計画変更を予定している高度利用地区等を前提に、地上37階(地下2階)及び地上20階(地下2階)建ての商業施設、業務施設、公共施設、集合住宅及び交通広場を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、令和元年8月5日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、令和4年12月5日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、令和5年7月19日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、条例第24条に基づき、条例準備書等を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要	1
2	審査結果	4
(1)	全般的事項	4
(2)	環境影響評価項目に関する事項	4
ア	温室効果ガス	4
イ	大気質	4
ウ	騒音	4
エ	振動	5
オ	廃棄物等(産業廃棄物、建設発生土)	5
カ	緑(緑の質、緑の量)	5
キ	景観	6
ク	日照阻害	6
ケ	テレビ受信障害	6
コ	風害	6
サ	コミュニティ施設	7
シ	地域交通(交通安全、交通混雑)	7
(3)	環境配慮項目に関する事項	7
(4)	事後調査に関する事項	8
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	8
4	審議経過	9

## 1 指定開発行為の概要

## (1) 指定開発行為者

名 称：鷺沼駅前地区再開発準備組合

代表者：理事長 梶 稔

住 所：東京都渋谷区桜丘町 31 番 2 号東急桜丘町ビル

## (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

種 類：高層建築物の新設（第 1 種行為）

住宅団地の新設（第 2 種行為）

商業施設の新設（第 3 種行為）

大規模建築物の新設（第 1 種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 3 の項、  
4 の項、13 の項及び 15 の項に該当)

## (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：宮前区鷺沼三丁目 1 番 2 外

区域面積：約 22,530 m<sup>2</sup>

用途地域：商業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

商業施設、業務施設、公共施設、集合住宅及び交通広場の整備

イ 土地利用計画

区 分	面 積			割 合	
	駅前街区	北街区	合 計		
宅 地	計画建物 (建築面積)	約 9,150 m <sup>2</sup>	約 3,150 m <sup>2</sup>	約 12,300 m <sup>2</sup>	約 54.6%
	歩道状空地	約 250 m <sup>2</sup>	約 105 m <sup>2</sup>	約 355 m <sup>2</sup>	約 1.6%
	通路・ アプローチ等	約 1,096 m <sup>2</sup>	約 211 m <sup>2</sup>	約 1,307 m <sup>2</sup>	約 5.8%
	車路	約 300 m <sup>2</sup>	約 70 m <sup>2</sup>	約 370 m <sup>2</sup>	約 1.6%
	緑化地	約 374 m <sup>2</sup>	約 144 m <sup>2</sup>	約 518 m <sup>2</sup>	約 2.3%
	小 計	約 11,170 m <sup>2</sup>	約 3,680 m <sup>2</sup>	約 14,850 m <sup>2</sup>	約 65.9%
公 共 用 地	道路	約 7,680 m <sup>2</sup>		約 34.1%	
	小 計	約 7,680 m <sup>2</sup>		約 34.1%	
合 計		約 22,530 m <sup>2</sup>		100%	

## ウ 建築計画等

区 分	駅前街区	北街区	合 計
主要用途	商業・業務・公共・住宅・交通広場	住宅・公共	—
建築敷地面積	約 11,170 m <sup>2</sup>	約 3,680 m <sup>2</sup>	約 14,850 m <sup>2</sup>
建築面積	約 9,150 m <sup>2</sup>	約 3,150 m <sup>2</sup>	約 12,300 m <sup>2</sup>
建ぺい率*1	約 82%	約 86%	—
延べ面積	約 86,000 m <sup>2</sup>	約 29,000 m <sup>2</sup>	約 115,000 m <sup>2</sup>
	商 業	—	約 15,500 m <sup>2</sup>
	公 共	約 9,700 m <sup>2</sup>	約 18,100 m <sup>2</sup>
	住 宅	約 14,200 m <sup>2</sup>	約 56,500 m <sup>2</sup>
	業 務	—	約 1,800 m <sup>2</sup>
その他*2	約 18,000 m <sup>2</sup>	約 5,100 m <sup>2</sup>	約 23,100 m <sup>2</sup>
容積対象床面積	約 55,850 m <sup>2</sup>	約 18,400 m <sup>2</sup>	約 74,250 m <sup>2</sup>
容 積 率	約 500%	約 500%	—
建物階数	地下 2 階 地上 37 階	地下 2 階 地上 20 階	—
建物高さ	約 140m (最高高さ約 146m)	約 86m (最高高さ約 92m)	—
建物構造	鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	—
計画戸数	約 380 戸	約 130 戸	約 510 戸
駐車 台数	約 400 台	約 105 台	約 505 台
	非住宅	約 45 台	約 245 台
	住宅	約 60 台	約 260 台
バイク 置場 台数	約 60 台	約 8 台	約 68 台
	非住宅	約 5 台	約 35 台
	住 宅	約 3 台	約 33 台
駐輪 台数	約 1,170 台	約 260 台	約 1,430 台
	非住宅	約 100 台	約 750 台
	住 宅	約 160 台	約 680 台
緑被率	約 23.26%	約 22.63%	約 15.23%

\*1：建ぺい率 80%。ただし、防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率が 100%となる。

\*2：駅前街区は交通広場（約 4,500 m<sup>2</sup>）及び駐車場（約 13,500 m<sup>2</sup>）、北街区は駐車場の延べ面積を意味する。

## 2 審査結果

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、商業施設、業務施設、公共施設、集合住宅及び交通広場を整備するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 環境影響評価項目に関する事項

#### ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

#### イ 大気質

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期暴露の指針値の上限に近いと予測していることから、窒素酸化物の排出量をさらに低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

予測条件の妥当性を判断できるよう、分かりやすく条例環境影響評価書に記載すること。

#### ウ 騒音

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、将来基礎交通量による等価騒音レベルが環境基準を超過すると予測している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知を図ること。

## エ 振動

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知を図ること。

## オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

## (ア) 産業廃棄物

解体する既存の建築物等に石綿含有建材の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## (イ) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

## カ 緑（緑の質、緑の量）

## (ア) 緑の質

屋上緑化を含め樹木等の選定においては、環境特性を踏まえて適切に行うとともに、良質な花と緑の緑化空間の創出を図る計画としていることから、良質な花と緑の緑化空間の創出につながる樹種の比率を高めるように努めること。

また、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や屋上緑化の構造等について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

良好な緑化空間の創出を図る計画としていることから、歩行機能の確保や人々が緑陰などを楽しめるよう、極力(中)高木の植栽本数を増やすこと。

緑被率は屋上緑化等を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

キ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

ク 日照阻害

日影の影響を大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明をすること。

ケ テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

コ 風害

歩行者等への影響が懸念されることから、防風植栽の計画に当たっては、防風効果が速やかに発揮できるよう所定の形状、寸法を有した常緑高木を適切に配置するなど、防風対策を確実に実施するとともに適切な維持管理をすること。

また、適切な事後調査を実施するとともに、風の強い季節や風向に対して、短期的にも著しく風環境が悪化する状況が生じないよう、必要に応じて対策を講ずること。

## サ コミュニティ施設

児童・生徒数の増加については、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

## シ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両ルートの一部で歩車分離がされていないこと、工事用車両ルートの一部が指定通学路となっていることから、交通安全を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の間合せ窓口等について周知を図ること。

交差点需要率及び混雑度の予測にあたっては、渋滞長及び滞留長の調査を実施するとともに、渋滞長が確認された場合は、渋滞を考慮した流入交通需要を用いること。

また、飽和交通流率は、現地調査の結果に基づく設定を検討したうえで、適切に設定すること。

駅前周辺の道路状況は既存道路の廃止、交通広場の廃止及び駅前交通広場の整備等により現況から大きく異なることから、送迎等の交通広場の利用状況を踏まえた予測及び評価を行う必要があるとともに、周辺交通混雑が悪化する状況が生じないように、必要に応じて対策を講ずること。

## (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「騒音」及び供用時の「騒音」、「緑の質」、「風害」を行うこととしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて計画的な調査を行うこと。

また、調査結果が条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和元年	8月5日	指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
	8月13日	条例方法書公告、縦覧開始
	9月26日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 1,056名、12,668通
	10月23日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	12月3日	審議会から市長に条例方法書について答申
	12月11日	条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
令和2年	6月22日	条例準備書の受領
	6月29日	条例準備書公告、縦覧開始
	8月12日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 330名、2,419通
	10月2日	条例見解書の受領
	10月9日	条例見解書公告、縦覧開始
	10月23日	条例見解書縦覧終了 公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切 申出者 5名
	10月30日	公聴会開催公告
	11月14日	公聴会開催 公述人 5名、傍聴人 10名

令和4年	11月2日	指定開発行為・条例方法書等・事後調査実施計画変更届の受領
	11月16日	市長から審議会に再手続について諮問
	11月28日	審議会から市長に再手続について答申
令和4年	12月5日	条例準備書の受領
	12月12日	条例準備書公告、縦覧開始
令和5年	1月25日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 293名、1,789通
	3月24日	条例見解書の受領
	3月31日	条例見解書公告、縦覧開始
	4月14日	条例見解書縦覧終了 公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切 申出者 0名
	6月6日	市長から審議会に条例準備書について諮問
	7月19日	審議会から市長に条例準備書について答申
	8月4日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

#### 4 審議経過

令和元年	10月23日	審議会（条例方法書事業者説明及び審議）
	12月3日	審議会（条例方法書答申案審議）
令和2年	12月16日	現地視察
令和4年	11月16日	審議会（再手続実施市説明及び審議）
	11月28日	審議会（再手続実施答申案審議）
令和5年	6月6日	審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
	7月19日	審議会（条例準備書答申案審議）

川崎市公告第1054号

(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例環境影響評価準備書等に関する公聴会の開催について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第23条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第21条に定める事項について、次のとおり公告します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書等に関する公聴会の開催について

1 指定開発行為の名称

(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業

2 条例公聴会開催日時

令和5年8月19日(土)午前10時00分から

3 条例公聴会開催場所

会場名 多摩区役所 生田出張所 2階大会議室  
所在地 川崎市多摩区生田7-16-1

4 意見を聴こうとする事項

緑、景観、構造物の影響(風害)、コミュニティ施設、環境配慮項目(地震時等の災害)

5 公述人数

あらかじめ公述の申出があった3名

6 傍聴について

(1) 傍聴受付

傍聴を希望する方は、9時30分～9時45分に会場受付までお越しください。

(2) 傍聴人の定員

傍聴人の人数は30人です。

9時45分の時点で30人を超えた場合は抽選により

傍聴人を決定します。

(3) 傍聴人の遵守事項等

・傍聴人は発言できません。

・傍聴人は係員の指示に従うとともに、次の事項を守り静穏に傍聴してください。

これらの事項を遵守しない場合、議長の権限により退場を命ずることができます。

ア 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明するような行為は行わないこと。

イ ゼッケン及びたすき等の着用、旗及びプラカード等の掲出その他の示威的行為をしないこと。

ウ 会場内でビラ等の配布はしないこと。

エ 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

オ 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

カ 会場内で食事をしないこと。

キ その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨げとなるような行為をしないこと。

(4) その他

公聴会会場への来場は公共交通機関を御利用ください。

7 会議録について

環境影響評価に係る事項の公述を会議録に取りまとめ、開催の翌月中までにホームページで公開します。

川崎市公告第1055号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	岡上跨線橋橋りょう長寿命化修繕設計委託
	履行場所	川崎市麻生区岡上1丁目13番地先
	履行期間	令和6年3月29日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士(建設部門：鋼構造及びコンクリート)又はRC CM(鋼構造及びコンクリート部門)のいずれかの資格を有する者を配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和5年9月5日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第1056号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

## (1) 施設名称

川崎市産業振興会館

## (2) 所在地

川崎市幸区堀川町66-20

## 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市産業振興会館条例及び川崎市産業振興会館条例施行規則の規定に従います。主な業務の範囲は、次のとおりです。詳しくは、仕様書を御覧ください。

- (1) 企業間の情報交流の促進並びに産業情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 情報の高度化に対応する企業の技術振興及び人材育成に関する業務
- (3) 市内企業の製品の展示及び販路開拓の相談に関する業務
- (4) 産業経済の調査研究に関する業務
- (5) 施設の維持管理に関する業務
- (6) その他設置目的を達成するために必要な業務

## 3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

## 4 申請の方法

## (1) 主な提出書類

ア 指定申請書（グループによる申請の場合は、グループ（共同事業体・S P C等）構成団体届出書及び指定管理者指定グループ申請委任状も併せて提出）

イ 団体の概要

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書、法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）の写し

エ 役員名簿及び履歴書

オ 組織及び運営に関する事項を記載した組織図等の書類

カ 申請書提出時の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数等の人員表

キ 現に行っている事業概要を記載したパンフレット等の資料

ク 令和4年度の財産目録、貸借対照表及び損益計

算書若しくは活動計算書又は収支計算書

（ただし、令和5年度に設立された法人にあつては設立時点の財産目録）

ケ 令和5年度及び令和6年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

コ 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税の未納税額がないことの証明書の写し、市内に事業所を有する場合は、川崎市税の令和3年度分及び令和4年度分の納税証明書の写し

サ 宣誓書（申請資格及び提出書類に偽りのないことの確認用）

シ 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書

ス コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書

セ 指定管理に係る事業計画書

ソ 指定期間における収支予算書及び内訳書

タ 障害者の雇用状況に関する書類

## (2) 申請書類等の配布期間

令和5年8月4日(金)から令和5年9月4日(月)まで

## (3) 申請受付期間

令和5年8月4日(金)から令和5年9月4日(月)まで

（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

## (4) 申請受付場所

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

## (5) 申請方法

オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）又は持参（郵送による申請は受け付けません）

## 5 説明会の開催

## (1) 説明会開催予定期間

令和5年8月14日(月)から令和5年8月17日(木)まで

## (2) 説明会会場

川崎市産業振興会館12階経済労働局会議室（予定）

## (3) 説明会申込方法

令和5年8月4日(金)から令和5年8月10日(木)午後4時までに、担当宛て電子メールにて申込んでください。

## 6 問合せ先

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課

T E L 044-200-3126

F A X 044-200-3920

電子メール 28keiei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1057号

令和5年度先端技術活用支援講座実施業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件名 令和5年度先端技術活用支援講座実施業務委託

(2) 業務事項

- ア 講座の企画・立案
- イ 受講者募集広報
- ウ 受講者との連絡調整
- エ 講座運営関係
- オ 事業報告
- カ その他

(3) 委託期間 契約日から令和6年3月19日まで

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「その他」、種目を「その他」で登録申請している者。
- (2) 本業務を実施する体制には、科学技術や技術経営に関する企業向け講座等の実施実績を有する者を含むこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (5) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 取組意欲・積極性
- (5) 提案内容の実行可能性

(6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局イノベーション推進部  
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階

電話(直通) 044-200-2973

FAX 044-200-3920

メールアドレス: 28innova@city.kawasaki.jp

5 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和5年8月14日(月)午後4時(必着)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 参加意向申出書(1部)、企業概要(1部)、過去5年程度の類似業務の実績及び業務実施体制(1部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)

6 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和5年8月17日(木)から8月28日(月)午後3時まで
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書、企業概要、業務実施体制、類似業務の実績及び所要経費・概算見積書(各7部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)

7 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8 契約書作成の要否

要

9 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

10 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 1,907,400円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、企画提案参加者の負担とします。
- (3) その他  
ア 審査結果の発表は9月上旬を予定しています。  
イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。  
ウ 消費税及び地方消費税の適用税率は10%とします。

川崎市公告第1058号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月7日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度 拉致問題啓発イベント  
実施業務委託
- (2) 履行場所 川崎市の指定する場所
- (3) 履行期限 令和5年12月15日(金)まで
- (4) 委託概要 令和5年11月16日(木)午後に、川崎市  
立中原中学校で開催する拉致問題啓  
発イベントの準備、運営、撤収等を行  
う。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」(種目「イベント」)で登録されている者。
- (6) 本市その他の官公庁等で本業務と同種又は類似の契約実績がある者。

## 3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所  
〒210-0007  
川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階  
市民文化局人権・男女共同参画室  
電 話 (044) 200-2688  
F A X (044) 200-3914  
E-mail 25zinken@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
令和5年8月7日(月)から令和5年8月14日(月)まで  
(土日祝を除く。)  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分  
来庁する場合は、必ず事前に3(1)へ電話連絡し、  
来庁日時について、指示を受けてください。  
なお、一般競争入札参加申込書等の書類は、次の  
ウェブページからダウンロードすることもできます。  
<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000153440.html>  
を参照してください。
- (3) 提出物  
ア 一般競争入札参加申込書  
イ その他添付書類
- (4) 提出方法

持参又は郵送(配達時に、受け取り先の確認印又は署名を受領する郵送手段に限る。)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は、3(2)によらず、令和5年8月14日(月)必着とします。

## (5) その他

- ア 提出された一般競争入札参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された一般競争入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 一般競争入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)とします。

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書等を提出した者には、一般競争入札参加資格について審査の上、令和5年8月16日(木)までに、確認通知書を電子メール又はF A Xで送付します。

## 5 仕様書等に関する質問・回答

### (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

### ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

### イ 質問書の配布・提出期間

令和5年8月15日(火)から令和5年8月16日(木)まで  
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

### ウ 質問書の提出方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)までF A X又は電子メールで提出してください(提出後は必ず電話で御一報ください。)

### (2) 回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5年8月18日(金)までに、参加者全てにF A X又は電子メールで回答します。なお、回答後の再質問は受付しません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 7 入札の手続等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和5年8月22日(火)午前10時00分
- イ 場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階

- (2) 入札書の提出方法  
持参に限りませす。
- (3) 入札金額等
  - ア 入札書に記載する金額は、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。
  - イ 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。
- (4) 入札保証金  
免除とします。
- (5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項
  - ア 入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を必ず持参してください。
  - イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札の際に委任状を提出してください）。
- (6) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- (8) 再入札の実施  
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。
- 8 契約の手続等
  - (1) 契約保証金 免除
  - (2) 契約書作成の要否 要
  - (3) 前払金 無
  - (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- 9 その他
  - (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
  - (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
  - (3) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第1059号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
別紙のとおり
  - 2 公募の単位  
公募は別紙のとおり各施設を24グループに分けて行う。
  - 3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
川崎市子ども文化センターについては、川崎市子ども文化センター条例及び同条例施行規則、川崎市ふれあい館については、川崎市ふれあい館条例及び同条例施行規則に定めるもののほか、詳細については川崎市子ども文化センター・川崎市ふれあい館指定管理仕様書等に定める。
  - 4 指定予定期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
  - 5 応募の方法等
    - (1) 応募書類等の配布期間及び配布方法  
令和5年8月8日(火)から、市ホームページにて配布します。
- ◎市ホームページ  
<https://www.city.kawasaki.jp/index.html>
- (「トップページ」⇒「事業者・就労支援情報」⇒「官民連携」⇒「指定管理者等の募集情報」⇒「川崎市子ども文化センター・川崎市ふれあい館の指定管理者の募集について」)
  - (2) 応募書類
    - ア 指定管理者の指定申請書（様式1）
    - イ 指定管理者の指定申請に係る誓約書（様式2）
    - ウ 団体概要書（様式3）（添付書類あり）
    - エ 直近3年分の川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）
    - オ 暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報の外部提供同意書（様式4）
    - カ コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式5）
    - キ 障害者雇用状況報告書の提出等に係る申告書（様式6）
    - ク 申請日の属する期の事業計画及び予算書（作成していない場合は売上等の目標等について定めたもの）
    - ケ 申請日の属する期の前事業期間の事業報告書
    - コ 申請日の属する期の前3事業期間の財務関係書類（①貸借対照表、②損益計算書、正味財産増減計算書、資金収支計算書・事業活動計算書又は収

支計算書、③キャッシュ・フロー計算書(作成していない場合は不要)、④財産目録、⑤会計監査報告書(作成していない場合は不要)等)

- サ 申請日前1か月以内の預金残高証明書
- シ 類似施設の運営実績を記載した書類(児童館、放課後児童クラブ、放課後子供教室等)
- ス 債務状況等自己申告書(様式7)
- セ 指定管理に係る事業計画書(様式8)
- ソ 施設職員配置表・施設職員勤務体制表・事務職員配置表(様式9)
- タ 経費見積書(様式10)
- チ 共同事業体協定書兼委任状(様式11)(共同事業体に限る)
- ツ 共同事業体構成団体の届出書(様式12)(共同事業体に限る)
- テ 組織や運営に関する事項を記載した書類(共同事業体に限る)
- ト 指定管理者指定申請辞退届(様式13)(該当がある場合に限る)
- ナ 指定管理申請に係る質問書(様式14)(該当がある場合に限る)
- ニ 上記アからナまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(該当がある場合に限る)

(3) 応募書類の提出期間

令和5年9月11日(月)から令和5年9月14日(木)午後4時まで

(4) 応募書類の提出方法

オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)から申請し、応募書類を添付して提出してください。添付できない書類があるなど事情がある場合は、電話連絡の上、直接窓口を持参してください。郵送、メール、FAX等による提出は受け付けません。また、応募書類は返却しません。

◎オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)  
<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

(「手続き一覧(事業者向け)」⇒「入札・契約・請求・事業者募集」⇒「指定管理者の募集」⇒「子ども未来局」⇒「川崎市子ども文化センター・川崎市ふれあい館の指定管理指定に関する申請」)

(5) 問合せ窓口

川崎市川崎区宮本町1番地  
 川崎市役所第3庁舎14階  
 子ども未来局青少年支援室  
 施設指導・調整担当  
 電話番号：044-200-3083  
 FAX：044-200-3931

E-mail: [45sien@city.kawasaki.jp](mailto:45sien@city.kawasaki.jp)

別紙

	グループ	名称	位置
1	川崎区 第1グループ	旭町子ども文化センター	川崎市川崎区 旭町2丁目1番5号
		日進町子ども文化センター	川崎市川崎区 堤根34番地15
		渡田子ども文化センター	川崎市川崎区 渡田1丁目15番5号
2	川崎区 第2グループ	大師子ども文化センター	川崎市川崎区 大師公園1番4号
		藤崎子ども文化センター	川崎市川崎区 藤崎4丁目17番6号
		殿町子ども文化センター	川崎市川崎区 殿町1丁目18番13号
3	川崎区 第3グループ	田島子ども文化センター	川崎市川崎区 田島町20番23号
		浅田子ども文化センター	川崎市川崎区 浅田3丁目7番10号
		小田子ども文化センター	川崎市川崎区 小田2丁目16番9号
4	川崎区 第4グループ	ふれあい館 桜本子ども文化センター	川崎市川崎区 桜本1丁目5番6号
5	幸区 第1グループ	南河原子ども文化センター	川崎市幸区 都町74番地2
		幸子ども文化センター	川崎市幸区 戸手本町1丁目11番地5
		下平間子ども文化センター	川崎市幸区 下平間70番地1
6	幸区 第2グループ	南加瀬子ども文化センター	川崎市幸区 南加瀬2丁目19番3号
		小倉子ども文化センター	川崎市幸区 小倉5丁目17番59号
		北加瀬子ども文化センター	川崎市幸区 北加瀬2丁目12番12号
7	中原区 第1グループ	小杉子ども文化センター	川崎市中原区 小杉町3丁目600番地
		新丸子子ども文化センター	川崎市中原区 新丸子691番地7
8	中原区 第2グループ	住吉子ども文化センター	川崎市中原区 木月祇園町17番6号
		井田子ども文化センター	川崎市中原区 井田杉山町16番38号
9	中原区 第3グループ	平間子ども文化センター	川崎市中原区 上平間1,323番地
		玉川子ども文化センター	川崎市中原区 市ノ坪464番地2
		西加瀬子ども文化センター	川崎市中原区 西加瀬10番5号
10	中原区 第4グループ	新城子ども文化センター	川崎市中原区 下新城1丁目2番4号
		大戸子ども文化センター	川崎市中原区 上小田中2丁目24番1号
		宮内子ども文化センター	川崎市中原区 宮内3丁目4番3号

11	高津区 第1グループ	上作延こども文化センター	川崎市高津区 上作延1,142番地4 (令和6年10月23日住居表示実施予定)
		高津こども文化センター	川崎市高津区 溝口3丁目10番8号
12	高津区 第2グループ	二子こども文化センター	川崎市高津区 二子5丁目14番61号
		東高津こども文化センター	川崎市高津区 下野毛1丁目3番2号
13	高津区 第3グループ	末長こども文化センター	川崎市高津区 末長3丁目25番8号
		子母口こども文化センター	川崎市高津区 子母口983番地
		梶ヶ谷こども文化センター	川崎市高津区 梶ヶ谷6丁目1番地10
14	宮前区 第1グループ	宮崎こども文化センター	川崎市宮前区 宮崎1丁目7番地
		宮前平こども文化センター	川崎市宮前区 宮崎6丁目2番地
15	宮前区 第2グループ	有馬こども文化センター	川崎市宮前区 有馬4丁目5番2号
		野川こども文化センター	川崎市宮前区 野川台1丁目25番23号
16	宮前区 第3グループ	平こども文化センター	川崎市宮前区 平2丁目13番1号
		白幡台こども文化センター	川崎市宮前区 白幡台1丁目13番地1
17	宮前区 第4グループ	蔵敷こども文化センター	川崎市宮前区 菅生5丁目3番21号
		菅生こども文化センター	川崎市宮前区 菅生ヶ丘13番2号
18	多摩区 第1グループ	枅形こども文化センター	川崎市多摩区 枅形6丁目3番1号
		長尾こども文化センター	川崎市多摩区 長尾1丁目12番7号
19	多摩区 第2グループ	錦ヶ丘こども文化センター	川崎市多摩区 栗谷3丁目28番2号
		三田こども文化センター	川崎市多摩区 三田3丁目7番地4
20	多摩区 第3グループ	菅こども文化センター	川崎市多摩区 菅北浦3丁目11番1号
		中野島こども文化センター	川崎市多摩区 区中野島4丁目22番7号
		南菅こども文化センター	川崎市多摩区 区菅馬場3丁目26番1号
21	麻生区 第1グループ	百合丘こども文化センター	川崎市麻生区 区百合丘1丁目11番地2
		東百合丘こども文化センター	川崎市麻生区 区東百合丘3丁目1番10号
		千代ヶ丘こども文化センター	川崎市麻生区 区千代ヶ丘1丁目20番地60
22	麻生区 第2グループ	王禅寺こども文化センター	川崎市麻生区 区王禅寺東5丁目32番15号
		虹ヶ丘こども文化センター	川崎市麻生区 区虹ヶ丘1丁目22番1号
		柿生こども文化センター	川崎市麻生区 区上麻生7丁目18番32号

23	麻生区 第3グループ	白山こども文化センター	川崎市麻生区 区白山4丁目2番2号
		麻生こども文化センター	川崎市麻生区 区上麻生4丁目32番2号
24	麻生区 第4グループ	片平こども文化センター	川崎市麻生区 区片平5丁目25番1号
		岡上こども文化センター	川崎市麻生区 区岡上3丁目13番1号

川崎市公告第1060号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田紀彦		
道路位置の 地名・地番	多摩区登戸1719-1、1720-2、1720-6、 1720-7、1727-5、1730-1、1731-2、無 地番地の各一部 (別図省略)		
幅員	4.00メートル	延長	24.50メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第608号	廃止 年月日	令和5年 8月8日	

川崎市公告第1061号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区登戸2202番地1 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田紀彦		
道路位置の 地名・地番	多摩区登戸1719-1、1720-6の各一部 (別図省略)		
幅員	4.00メートル	延長	32.83メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第607号	廃止 年月日	令和5年 8月8日	

川崎市公告第1062号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第

4号の規定に基づく道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業
廃止区間の地名・地番	多摩区登戸字戊耕地2095番5の一部 別図省略
幅員・延長	4.00m～71.35m × 17.57m (向ヶ丘遊園駅 交通広場)
廃止番号及び年月日	川崎市指令ま建指第503号 令和5年8月8日

#### 川崎市公告第1063号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業
指定区間の地名・地番	多摩区登戸字辛耕地3403番6、3403番9、3403番10、3402番1、3404番4、3404番5、3405番1、3406番6、3406番5、3406番7、3405番6、3402番5、3402番3、3406番1、3386番2、3443番4、3411番1、3411番4、3451番2、3450番2、3445番3、3444番4、3395番、3385番1、3448番3、3448番2、3464番5、3464番4、3466番1、3465番、3464番イ、3433番6、3434番1、3392番、無地番地の各一部、3402番2、3404番3、3405番3、3407番2、3406番3、3405番4、3406番4、3406番2、3405番5、3402番4、3406番10、3447番5、3447番4、3445番5、3443番3、3406番9、3464番ロ、3448番1、3434番2、3434番7、3434番3、3445番7、3445番1、3445番6、3445番4、3446番、3447番3、3447番6、3447番2【指定区間①】 多摩区登戸字己耕地2466番2、2467番、2469番1、無地番地の各一部【指定区間②】 多摩区登戸字戊耕地1841番、1856番1、1856番13、1857番1、1857番3、1858番2、1858番3、1862番、1863番1、1865番3、無地番地の各一部、1857番4【指定区間③】 多摩区登戸字丁耕地1678番1、1687番2、1719番1、1720番2、1720番6、1727番5、1730番1、1731番2、無地番地の各一部【指定区間④】 多摩区登戸字丁耕地1650番、1651番、1658番、1659番ロ、1659番イ、1660番、1661番、無地番地の各一部、多摩区登戸字戊耕地1967番、1968番1、無地番地の各一部【指定区間⑤】 別図省略

幅員・延長

35.80m × 68.20m (登戸駅交通広場)  
16.00m × 88.00m (都市計画道路 登戸野川線)  
11.00m × 43.92m (都市計画道路 登戸駅線)  
8.00m × 31.04m (区画道路8-2号線)  
6.00m × 12.28m (区画道路6-31号線)  
9.00m × 18.88m (区画道路9-2号線)  
4.00m × 27.06m (区画道路4-2号線)  
4.00m × 24.50m (区画道路4-3号線)  
6.00m × 29.37m (区画道路6-4号線)  
6.00m × 39.50m (区画道路6-1号線)  
6.00m × 16.72m (区画道路6-7号線)

指定番号及び年月日 川崎市指令ま建指第502号  
令和5年8月8日

#### 川崎市公告第1064号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区南生田二丁目11番6

ほか2筆（第2工区）

1,506平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市青葉区新石川二丁目4番地12

さくら地所株式会社 代表取締役 白井 重雄

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：19戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年1月16日

川崎市指令 ま宅審(イ)第83号

令和5年2月8日

川崎市指令 ま宅審(イ)第94号(変更)

令和5年4月13日

川崎市指令 ま宅審(イ)第2号(変更)

令和5年8月4日

川崎市指令 ま宅審(イ)第185号(変更)

#### 川崎市公告第1065号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月9日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生区内道路補修(緊急23-2)工事
	履行場所	川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年8月31日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	市道菅36号線道路補修(切削)工事
	履行場所	川崎市多摩区菅4丁目2番地先
	履行期間	契約の日から120日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p>	

参加資格	(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年8月31日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	中原区内自転車通行環境整備(危険箇所)工事
	履行場所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期間	契約の日から110日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「路面表示等」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年8月31日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内主要地方道幸多摩線防護柵補修工事
	履行場所	川崎市高津区瀬田5番地先
	履行期間	契約の日から令和6年2月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年9月1日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「高津区内主要地方道幸多摩線防護柵補修工事」又は「久地橋橋りょう長寿命化修繕工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「高津区内主要地方道幸多摩線防護柵補修工事」、「久地橋橋りょう長寿命化修繕工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	久地橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市高津区久地3丁目16番地先
	履行期間	契約の日から令和6年1月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年9月1日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「高津区内主要地方道幸多摩線防護柵補修工事」又は「久地橋橋りょう長寿命化修繕工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「高津区内主要地方道幸多摩線防護柵補修工事」、「久地橋橋りょう長寿命化修繕工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件名	コンテナターミナル管理棟ほか照明設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履行期間	契約の日から令和6年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「屋内電気設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和5年9月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	教育会館外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区下沼部1709番地4
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「塗装」）を専任で配置できること。</p>	

参加資格	<p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p> <p>(11) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書において、業種「塗装」の完成工事高が全ての種類別完成工事高の中で最多であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月8日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名	加瀬クリーンセンター力率調整装置補修工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4-40-24
	履行期間	契約の日から令和6年11月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年9月4日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件9)

競争入札に付する事項	件名	川崎港海底トンネルカルバート排水ポンプほか改修工事
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町、東扇島及び同地先ほか
	履行期間	契約の日から令和6年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年9月8日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件10)

競争入札に付する事項	件名	中野島こども文化センターほか1か所内部改修工事
	履行場所	川崎市多摩区中野島4丁目22番7号ほか1か所
	履行期間	契約の日から令和6年1月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月13日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件名	日本民家園旧井岡家住宅耐震補強その他工事
	履行場所	川崎市多摩区枅形7丁目1番1号
	履行期間	契約の日から令和7年12月26日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。                  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。                  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。                  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。                  また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。                  本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。                  なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成20年4月1日以降に有すること。                  国又は都道府県指定重要文化財建造物(木造)の改修又は補修工事の完工実績。                  ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月25日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**川崎市公告第1066号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区東百合丘一丁目6997番2  
606平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号  
株式会社 東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：4戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和5年3月9日  
川崎市指令 ま宅審（イ）第105号

**川崎市公告第1067号**

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年8月9日

川崎市長 福田 紀 彦

築造主 住所・氏名	川崎市宮前区菅生二丁目13番1号 片山 秀夫		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区菅生一丁目1542番1、1542番7、 1543番1、1843番10、1843番19及び無番地の各 一部 別図省略		
幅 員	4.00メートル	延 長	9.69メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第609号	廃止 年月日	令和5年 8月9日	

**川崎市公告第1068号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 橋りょう定期点検（多摩区）業務委託  
その1
- (2) 履行場所 川崎市多摩区登戸1968番地先ほか73箇所
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年1月31日まで
- (4) 業務概要 本業務は、本市の管理する橋りょうにおける安全かつ円滑な交通を確保するために、小泉橋ほか73橋の橋りょう点検を行うものです。対象橋りょうの損傷状況を把握することにより、適正かつ的確な補修対策資料を得ることを目的とし、点検業務を委託するものです。

計画準備	N=1式	現地踏査	N=74橋
状態の把握 (点検)	N=74橋	点検調書作成	N=74橋
報告書作成	N=74橋	打合せ等	N=1式

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。
- (4) 点検・診断分野における「国土交通省登録技術者資格」を有する者が1名以上在籍していること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4-11-20  
多摩区役所道路公園センター管理担当

電 話 : 044-946-0044 (F A X : 044-946-0105)

E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月24日(木)（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を確認できる資料及びその者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年8月28日(月)に送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xで送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。（ただし、送信した際にはその旨を3(1)の所管部署まで電話連絡をお願いします。）

E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-946-0105

(2) 質問受付期間

令和5年8月28日(月)午前9時から令和5年9月1日(金)午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和5年9月5日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年9月12日(火)午前9時30分

イ 場所 多摩区菅北浦4-11-20 多摩区役所道路公園センター1階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1069号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 多摩区内特別緑地保全地区等樹林地整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要 本委託は、多摩区内の特別緑地保全地区等の保全緑地において、危険木伐採や支障木伐採等を計画的に行うことにより、市民の安心、安全な緑地の活用に寄与することを目的とするものです。  
・林地育成工 N = 1 式

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草, せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (5) 川崎市多摩区、宮前区、高津区または麻生区に本社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際して、常に対処できるようにしなければならぬため、発注者である多摩区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを参加資格とします。

- (6) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」の免状を有する社員が、1名以上在籍していること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所  
〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号  
川崎市多摩区役所道路公園センター  
電 話 : 044-946-0044  
F A X : 044-946-0105  
E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp  
※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホー

ムページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月24日(木)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書  
イ 上記2(6)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年8月28日(月)に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管部署まで電話連絡をお願いします。)

E-Mail : 71doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-946-0105

(2) 質問受付期間

令和5年8月28日(月)午前9時から令和5年9月1日(金)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和5年9月5日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法  
持参による入札
- (2) 入札の日時・場所  
ア 日時 令和5年9月12日(火)午後2時00分  
イ 場所 川崎市多摩区役所道路公園センター 会議室  
(川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号)
- (3) 入札保証金  
免除とします。
- (4) 開札の日時・場所  
7(2)に同じ
- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約手続等
- (1) 契約保証金の要否  
要 10%
- (2) 前払金  
無
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

## 川崎市公告第1070号

一般競争入札について、次のとおり公告します。  
令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 上河原堰堤管理事務所LED照明器具賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市多摩区菅稲田堤3-21-1
- (3) 履行期間 契約日から令和11年2月28日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、業種「リース」、ランク「A」「B」「C」のいずれかで登録されていること。

## 3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

## (1) 配布・提出場所

〒214-0008

川崎市多摩区菅北浦4-11-20

川崎市多摩区役所道路公園センター管理担当

電 話 044-946-0044 (FAX 044-946-0105)

※入札参加申込書、仕様書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表詳細のページからダウンロードできます。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

## (2) 配布・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月24日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

## (3) 提出書類

入札参加申込書

## (4) 提出方法

持参

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年8月28日(月)に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

## 5 仕様書等の内容に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

ア 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

イ 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡をお願いします。)

E-mail 71doukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-946-0105

ウ 質問書の受付期間

令和5年8月28日(月)午前9時から令和5年9月1日(金)午後5時まで

(2) 回答

ア 回答日

令和5年9月6日(休)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メールアドレス又はFAXにて送付します。または、直接受取りに来るようお願いします。

なお、回答後の再質問は受付しません。

また、この入札の参加者資格を満たしていない者からの質問には回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年9月14日(木)午前10時00分

イ 場所 川崎市多摩区菅北浦4-11-20

多摩区役所道路公園センター1階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 公告に関する問合せ先は、上記3(1)に同じです。
- (5) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (6) 支払いについては、毎月払いとします。
- (7) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (8) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

川崎市公告第1071号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 多摩区内主要路線街路樹剪定等業務委託

- (2) 履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要 本委託は、川崎市内の緑の軸となる鹿島田菅線ほかの街路樹について、計画的な維持管理業務を行うことにより、安全で景観に優れた市街地の形成を図ることを目的に、街路樹の剪定等を委託するものです。

## 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (5) 川崎市多摩区、宮前区、高津区または麻生区に本社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際して、常に対処できるようにしなければならないため、発注者である多摩区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを参加資格とします。

- (6) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」かつ「街路樹剪定士」の免状を有する者が、1名以上在籍していること。

## 3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

### (1) 配付・提出場所

〒214-0008 川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号  
川崎市多摩区役所道路公園センター

電 話：044-946-0044

F A X：044-946-0105

E-Mail：71doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

### (2) 配付・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月24日(木)（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

### (3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(6)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

### (4) 提出方法

持参

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

### (1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年8月28日(月)に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

## 5 仕様に関する問合せ

### (1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。（ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管部署まで電話連絡願います。）

E-Mail：71doukan@city.kawasaki.jp

F A X：044-946-0105

### (2) 質問受付期間

令和5年8月28日(月)午前9時から令和5年9月1日(金)午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

### (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

### (4) 回答方法

令和5年9月5日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年9月12日(火)午後3時00分  
イ 場所 川崎市多摩区役所道路公園センター  
会議室  
(川崎市多摩区菅北浦4丁目11番20号)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価  
格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価  
格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川  
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ  
れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等  
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」  
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日  
本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎  
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め  
るところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じで  
す。

川崎市公告第1072号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告しま  
す。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 本企画提案について

次期行政情報システムの再構築に関する開発手法の  
調査や検討すべき内容について、専門知識や支援実績  
を多く有するコンサルティング事業者により、業務改

善・効率化、利便性の向上等の観点からの確な提案や  
助言を求める必要があるため業務委託するものです。

なお、行政情報システムの再構築については、単  
なるシステムの更新ではなく、最新ICT技術等の導入  
や近年のデジタル化の推進に対する様々な機能を追加  
し刷新する予定です。

このような技術の導入には高度な創造性、技術力、  
専門的な技術又は経験が必要であり、コンサルティング  
事業者の提案に基づき導入することが最も優れた成  
果が期待できると考えられるため、公募型プロポーザ  
ル方式により最適な事業者を契約候補者として選定し  
ます。

2 件名

行政情報システム再構築に関する開発手法の調査・  
検討支援業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所第3庁舎ほか

5 委託業務の内容等

別紙「行政情報システム再構築に関する開発手法の  
調査・検討支援業務 仕様書」(以下「仕様書」とい  
います。)のとおり。

6 参加資格

この企画提案に参加するには、次の事項を全て満た  
している必要があります。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第  
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 提案期日において、令和5・6年度業務委託有資  
格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他  
の電算関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による  
指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間に、国、都道府県、政令市又は東京都  
特別区において、本件に類似した業務の実施経験2  
件以上あり、誠実に履行した実績を有し、かつ、本  
業務について確実に履行することができること。

(5) 仕様書に定める資格要件を満たす者を本業務に従  
事させること。

7 公募手続

(1) 参加意向申出書及び仕様書の配布並びに公募参加  
申込

本公募に参加を希望する者は、次により参加意向  
申出書のほか、上記6(4)及び(5)を証する書類(写し  
可。なお、(5)を証する書類としては、本業務従事予  
定者の取得資格及び経験年数が分かるもの)を提出  
しなければなりません。

また、参加意向申出書等関係資料の交付及びその提出先等は、次のとおりです。

ア 参加意向申出書等の交付、提出及び問合せ先  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局

デジタル化施策推進室行政情報システム担当

電話 044-200-2076 (直通)

電子メール [17digital@city.kawasaki.jp](mailto:17digital@city.kawasaki.jp)

※ 「参加意向申出書」等は、川崎市総務企画局デジタル化施策推進室のホームページからダウンロードも可能です。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000152707.html>

イ 配布・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月24日(木)までとします(8時30分から12時まで及び13時から17時15分まで(土日祝日を除く。))。

ウ 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、上記イの期間内に、必要な書類全てが上記ア宛てに確実に到着する必要があります。)

エ 提案資格確認結果通知書

資格確認資料に基づき応募資格を確認後、提案資格確認結果通知書を令和5年8月31日(木)までにメールで送付します。

(2) 質問と回答

仕様書の内容についての質問は、定められた質問書により、電子メールで、件名を「行政情報システム再構築に関する開発手法の調査・検討支援業務委託 質問書」と明記し送付してください。

なお、電話での質疑応答は行いませんので御注意ください。

ア 質問受付期間

令和5年8月10日(木)8時30分から令和5年8月24日(木)17時15分まで

イ 質問回答

令和5年8月31日(木)17時15分までに参加資格がある全ての業者に電子メールで回答いたします。

ただし、参加資格のない業者からの質問は、回答しません。

8 企画提案のための必要書類

(1) 企画提案書

ア 書式等

(ア) A4判縦横どちらでも構いません。

(イ) 表紙を除いて20ページ以内で作成してください。

(ウ) 散逸しないような形で製冊してください。

(エ) 提案書の電子データはPDF形式により7(1)アのメールアドレス宛て送付してください。

イ 提出部数

9部提出してください。

(2) 見積書

1部提出してください。

なお、見積額とその積算の根拠を示し、企画内容は見積額と整合が取れたものとしてください。

※ 見積書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額です。

9 企画提案書記載項目

企画提案書を作成するに当たり、次の事項及び企画提案選定評価シートの作成方法等を確認の上、作成してください。

(1) 記載項目

次の項目について記載してください。

ア 「評価項目1 基本方針」

仕様書全般を確認の上、本業務を受託する際の基本方針について、貴社として提案する内容を記載してください。

イ 「評価項目2 実施体制」

仕様書3(5)を確認の上、貴社として提案する実施体制を記載してください。

ウ 「評価項目3 業務支援」

仕様書全般を確認の上、貴社として提案する内容を具体的に記載してください。

エ 「評価項目4 自由提案」

本業務を受託する際に、仕様書の記載事項以外に貴社として提案できることを、その提案内容を導入することに伴う効果と併せて自由に記載してください。なお、提案に当たり、次の事項に留意してください。

(ア) 自由提案事項のうち、本市にとって有用な提案は、本業務を委託する際に契約内容に含めることを想定しております。

(イ) 上記(ア)を実現するに当たり必要となる費用は、8(2)の見積書に記載する見積額に含んでください。

(2) 注意事項等

ア 作成に当たっては極力社名が分からないような記載をお願いします。

イ 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載してください。

ウ 提出書類作成に関する費用は、貴社の負担とします。

エ 提出していただいた企画提案書等の書類については、返却いたしません。

10 企画提案書等の提出

企画提案書及び見積書の提出の際は、次のとおり持参又は郵送により提出してください

(1) 企画提案書等の提出締切日時

令和5年9月7日(木)17時15分まで

※ 郵送の場合は、上記の日付までに、必要な書類全てが7(1)アの担当宛てに確実に到着する必要があります。

(2) 受付時間

土日及び休日を除く 8時30分～12時及び13時～17時15分

(3) 提出場所

7(1)アと同じ

11 プレゼンテーション

(1) 日時

令和5年9月21日(木)

日時及び開催場所については、提案各社へ別途メールでお知らせします。

※ 提案者が多数いる場合は、令和5年9月21日(木)～9月22日(金)で、本市と提案者で相談の上、日程を調整します。

(2) 実施方法等

ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は、次のとおりです。

(ア) 準備及び説明：20分

(イ) 質疑応答：15分

イ プレゼンテーションは、契約後に本業務に携わる人が行ってください。

ウ プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

エ プレゼンテーションにPC等を使用する場合は持参してください。

オ 大型ディスプレイ(HDMI接続)は事務局で用意します。

カ プレゼンテーションにおいて資料を提示・配布することができますが、企画提案書に記載のない事項を含むことはできません。

(3) 評価者

評価者は、本市が設置するプロポーザル評価委員会の委員となります。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書の内容について、企画提案選定評価シートに基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者とします。

なお、同点の場合は、見積書に記載した金額が低い方を契約候補業者として特定します。それでも決定しない場合はプロポーザル評価委員会の審議によ

り業者を決定します。

また、合計点数が満点の60%に満たない場合や、複数の評価委員から標準点を下回る評価項目がある場合には、受託候補者として選定されません。

12 選定結果通知

選定結果及び合計点については、令和5年9月29日(金)までに提案各社全てに電子メールで通知します。

また、選定結果については市ホームページに掲載します。

なお、選定結果等についての問い合わせには応じられませんので御了承ください。

13 契約手続等

選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。

(1) 契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

14 事業概算額

9,090,900円(消費税額及び地方消費税額を除く。)

※ 事業概算額を超える金額での見積もりは失格となります。

15 その他

(1) 本委託業務の受託者は、本委託業務の履行により知り得た情報により、入札の公平性を阻害又は阻害するおそれがある業務の入札に参加することはできません。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届を提出してください。

(4) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

16 事務局(問い合わせ先及び提出先)

7(1)アと同じ

川崎市公告第1073号

入 札 公 告

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- 麻生区役所 小型乗用自動車の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所  
川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号(麻生区役所)
- (3) 履行期間  
令和6年3月1日から令和13年2月28日まで
- (4) 賃貸借物品及び保守の内容  
別紙「麻生区役所 小型乗用自動車の賃貸借及び保守仕様書」による
- 2 競争入札参加資格  
本入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」種目「車両」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品及び台数について、仕様内容を遵守し、確実に納入できること。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出  
本入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。
- (1) 競争入札参加申込書等の配布、提出場所及び問合せ先  
〒215-8570  
川崎市麻生区万福寺1丁目5番地1号  
麻生区役所総務課  
川崎市麻生区役所まちづくり推進部総務課  
担当者：田中  
電 話 044-965-5109(直通)  
F A X 044-965-5200  
E-mail 73soumu@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
令和5年8月10日(木)から9時00分から令和5年8月18日(金)までの17時00分まで(ただし土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)
- (3) 提出書類  
次のものを、前記3(1)の提出場所に持参し、提出してください。
- ア 競争入札参加申込書  
イ 納入予定車両の仕様書及びカタログ等の資料
- 4 入札説明書について
- (1) 入札説明書のホームページでの閲覧  
この入札に関する入札説明書は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

- html)の「入札情報」で閲覧することができます。
- (2) 入札説明書等の配布・縦覧  
3により競争入札参加申込書を提出した者に、入札説明書等を配布します。  
また、3(1)の場所において、令和5年8月10日(木)から令和5年8月18日(金)まで縦覧に供します。
- 5 確認通知書の交付  
3により競争入札参加申込書を提出し、かつ提出された書類を審査した結果、入札参加資格があると認められた者には、令和5年8月21日(月)19時00分までに、令和5年度川崎市競争入札資格審査申請書の委任先メールアドレスに、確認通知書を送付します。なお、当該メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。
- 6 仕様書等に関する質問・回答
- (1) 質問  
本入札に関し、次により質問することができます。
- ア 質問書の提出場所  
3(1)と同じ
- イ 質問書の提出期限  
令和5年8月22日(火)9時00分から令和5年8月25日(金)12時00分まで(ただし、持参により提出する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)
- ウ 質問書の提出方法  
電子メール、F A X又は持参(質問書の様式は定めません)
- (2) 回答  
ア 回答日  
令和5年8月29日(火)
- イ 回答方法  
質問があった場合、令和5年8月29日(火)までに参加全社宛て、電子メールまたはF A Xにて回答します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。回答後の再質問は受け付けません。
- 7 入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法  
持参
- (2) 入札(見積)書の提出日時

令和5年9月1日(金) 14時00分

(3) 入札(見積)書の提出場所

川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号  
麻生区役所4階第2会議室

(4) 入札金額

入札金額は、税抜きの総額で行います。

月額賃貸借及び保守料(消費税及び地方消費税に相当する金額を除き、1円未満の端数を切り捨てた額)を、履行期間の月数(84ヶ月)で乗じる方法で見積りしてください。

(5) 入札保証金

免除

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 支払いについては、毎月払いとします。

(4) 詳細は、仕様書によります。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

川崎市公告第1074号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 用途地域等案内システムに係る機器等の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所 川崎市役所庁舎内(まちづくり局計画部都市計画課)

(3) 賃貸借期間 令和6年1月22日から令和11年1月21日まで

(4) 履行概要 用途地域等案内システムにおける機器等の賃貸借及び保守

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。

(4) 過去3箇年に本市または他官公庁においてPC等の賃貸借及び保守契約の実績があること。

(5) 確実に履行することができること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布について

本件入札に関する一般競争入札参加申込書、質問書、委任状、及び仕様書は次により配布いたします。

(1) 配布期間

令和5年8月10日(木)9時から令和5年8月25日(金)17時まで

(2) 配布方法

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」物品の欄の「財政局入札公表」からダウンロード可能です。

4 一般競争入札参加申込書等の提出及び問合せ先について

本件入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2942

(2) 提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、申請申込締切日1週間後を目安に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル5階)

まちづくり局計画部都市計画課

電話：044-200-2720

メール：50tosike@city.kawasaki.jp

FAX:044-200-3969

(2) 受付期間

令和5年8月31日(木)9時から令和5年9月5日(火)

15時まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、仕様書の該当箇所を明示

して、(1)に記載のメールまたはFAX宛て送付してください。

(4) 回答方法

令和5年9月7日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札金額・方法等

ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。

また、この金額には調達に要する諸費用の一切を含め見積もるものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和5年9月15日(金) 午前10時00分

場所：川崎市川崎区宮本町2番地31

J Aセレスみなみビル3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者候補者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同

様の審査を実施し、落札者を決定します。

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(6) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(7) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 無

(2) 前払金 無

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第1075号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市建築関連情報等セルフ検索システムに係る機器等の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履 行 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地  
本庁舎18階  
川崎市まちづくり局指導部建築管理課

(3) 賃貸借期間 令和6年1月22日から令和11年1月21日まで

(4) 履 行 概 要 川崎市建築関連情報等セルフ検索システムに係る機器等の賃貸借及び保守

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」種目「事務用機器」に登録されていること。

(4) 過去3箇年に本市または他官公庁においてPC等の賃貸借及び保守契約の実績があること。

(5) 確実に履行することができること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布について

本件入札に関する一般競争入札参加申込書、質問書、委任状、及び仕様書は次により配布いたします。

(1) 配布期間

令和5年8月10日(木)9時から令和5年8月25日(金)17時まで

(2) 配布方法

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」物品の欄の「財政局入札公表」からダウンロード可能です。

4 一般競争入札参加申込書等の提出及び問合せ先について

本件入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2942

(2) 提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参とします。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、申請申込締切日1週間後を目安に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等

の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

#### 6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。

##### (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地  
(明治安田生命川崎ビル11階)  
まちづくり局指導部建築管理課  
電話：044-200-3015  
メール：50kekan@city.kawasaki.jp  
FAX:044-200-3089

##### (2) 受付期間

令和5年8月31日(木)9時から令和5年9月5日(火)  
15時まで  
(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

##### (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、仕様書の該当箇所を明示して、(1)に記載のメールまたはFAX宛て送付してください。

##### (4) 回答方法

令和5年9月7日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、文書(電子メール又はFAX)で送付します。

#### 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

次により入札を執行します。

##### (1) 入札金額・方法等

ア 契約総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には調達に要する諸費用の一切を含め見積もるものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金

額を入札書に記載するものとします。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和5年9月15日(金) 午前11時00分  
場所：川崎市川崎区宮本町2番地31

J Aセレスみなみビル3階会議室

##### (3) 入札保証金

免除

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者候補者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

##### (5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

##### (6) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

##### (7) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 9 契約手続等

- (1) 契約保証金 無
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書の作成 要

#### 10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第1076号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 大師老人いこいの家・こども文化センターほか1施設耐震補強設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区大師公園1番4号 ほか1施設
- (3) 履行期間 令和6年6月14日限り
- (4) 委託概要

ア 大師老人いこいの家・こども文化センター耐震補強設計業務

- (ア)構造：鉄筋コンクリート造地上2階建て
- (イ)延べ面積：665.84㎡
- (ウ)一般業務：実施設計
- (エ)追加業務：積算業務、その他（概略工程表の作成）
- (オ)設備概要：電気・通信設備、給排水衛生設備、空気調和設備

イ 有馬老人いこいの家・こども文化センター耐震補強設計業務

- (ア)構造：鉄筋コンクリート造地上2階建て
- (イ)延べ面積：660.3㎡
- (ウ)一般業務：実施設計
- (エ)追加業務：積算業務、その他（概略工程表の作成）
- (オ)設備概要：電気・通信設備、給排水衛生設備、空気調和設備

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を全て満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得5年以上の実務経験を有する者

イ 建築士法第10条の3に規定する構造設計一級建築士

ウ 公共建築物の耐震診断または、耐震改修設計の実績を有する者

ただし、イについては担当技術者（構造）とし

て別途に配置（自社所属外でもよい）できる場合は、この限りではない。この場合、担当技術者（構造）は上記ア及びウの要件を満たすこと。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布場所

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロード可能です。

(2) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布期間

令和5年8月10日(木)9時から令和5年8月25日(金)17時まで

(3) 提出方法

提出方法は持参とします。

(4) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004  
川崎市川崎区宮本町6番地  
(明治安田生命川崎ビル8階)  
まちづくり局総務部庶務課経理係  
電話：044-200-2966

(5) 提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)まで（土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日1週間後を目安に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書等の交付

確認通知書に添付してお送りしますので、ご確認ください。

## 6 仕様書の縦覧

- (1) 縦覧場所 3(4)に同じ
- (2) 縦覧期間 3(5)に同じ

## 7 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 様式の配布場所 3(1)に同じ
- (2) 様式の配布期間 3(2)に同じ
- (3) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地  
(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当  
電話：044-200-2977

## (4) 受付期間

令和5年9月1日(金)から令和5年9月6日(木)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

## (5) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、7(3)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

## (6) 回答方法

令和5年9月11日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、文書(電子メール又はFAX)で送付します。

## 8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 9 入札手続等

次により入札を執行します。

入札・開札の日時及び場所

日時：令和5年9月20日(木) 午前10時00分

場所：川崎市川崎区東田町5番地4川崎市役所第3庁舎15階第1会議室

- (1) 入札保証金  
免除

## (2) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格

を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

## (3) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

## (4) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

## (5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 10 契約手続等

- (1) 契約保証金 要
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

## 11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 本委託は電子納品対象案件です。

## 川崎市公告第1077号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 新本庁舎基幹系LAN配線整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市役所新本庁舎(川崎市川崎区宮本町1番地)
- (3) 履行期間 令和5年9月21日から令和5年10月5日まで

- (4) 委託概要 仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格
- この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
- 入札説明書及び委託仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。
- (1) 提出場所及び問い合わせ先
- 〒210-0007  
川崎市川崎区駅前本町12-1  
川崎駅前タワーリパーク8階  
健康福祉局総務部保健福祉システム課  
電話 044-200-3655 FAX 044-200-3988  
e-mail 40system@city.kawasaki.jp
- (2) 公開・提出期間
- 令和5年8月10日(木)から令和5年8月18日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)及び平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 提出書類
- ア 一般競争入札参加資格確認申請書  
イ 類似契約の契約書及び仕様書等の写し
- (4) 提出方法 持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 場所 3(1)と同じ
- (2) 日時 令和5年8月21日(月)午後1時から午後5時まで
- ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで送信します。
- 5 仕様に関する問い合わせ
- 次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しません

ので御注意ください。

- (1) 問い合わせ先 3(1)と同じ
- (2) 質問受付期間
- 令和5年8月10日(木)から令和5年8月22日(火)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)、平日の正午から午後1時までを除きます。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 電子メール又は郵送によります。郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。
- (5) 回答方法
- 入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和5年8月25日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。
- 6 一般競争入札参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
- 役務に関する全ての費用を含む総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時 令和5年8月31日(木)午後2時00分  
イ 入札場所 川崎市幸区堀川町580  
ソリッドスクエア西館12階  
12D会議室
- (3) 入札書の提出方法 持参とします。
- (4) 入札保証金 免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
- 入札に参加する資格のない者が行った入札及び

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

#### 8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

#### 9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

#### 10 契約手続等

次により、契約を締結します。

##### (1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

##### (2) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (3) 前払い金の要否

前払い金はありません。

##### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

#### 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 支払いについては、業務完了後の一括払いとします。

#### 川崎市公告第1078号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 令和5年度川崎市有施設バリアフリー調査業務委託

(2) 履行場所 川崎市内55施設

(3) 履行期間 令和6年3月29日限り

(4) 委託概要 本市の庁舎等建築物のバリアフリー化を推進するため、「川崎市福祉のまち

づくり条例」に基づき、対象施設の適合状況を調査し、建物のバリアフリー化に関する課題や整備手法を整理し、報告書の作成を行う。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」に業種「建設コンサルタント」種目「都市計画及び地方計画部門」で登録されていること。

(4) 次の要件を満たす自社所属の者を管理(主任)技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を有し、かつ、公共建築物の設計又はバリアフリー等に関する調査の業務経験を有すること。

#### 3 入札参加申込書等の配布、提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

##### (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地（第3庁舎5階）

総務企画局公共施設総合調整室

電話：044-200-1229

（入札参加申込書及び配置予定管理(主任)技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

##### (2) 配布、提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)まで（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

##### (3) 提出方法 持参とします。

#### 4 入札参加資格の確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、

開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ
- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

入札参加資格の確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)  
総務企画局公共施設総合調整室  
電話:044-200-1229

(2) 受付期間

令和5年8月31日(木)から令和5年9月1日(金)まで  
(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和5年9月8日(金)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時  
令和5年9月12日(火)午前10時

イ 場所  
川崎市川崎区宮本町1番地(第3庁舎5階)

行政不服審査会室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第1079号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度川崎ごみゼロカフェ事業  
運営業務委託
- (2) 履行場所 環境局生活環境部減量推進課他
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要

ごみゼロカフェは、ごみ減量に関心のある様々な年代の市民や事業者など多様な主体が参加し、自由に意見交換を行う新たな市民参加の取組であり、本業務委託は、このごみゼロカフェを円滑に実施するための企画運営をするものである。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (4) 本市又は他官公庁において、「環境に関連するコンサルティング業務」、「ワークショップ業務」、「イベントの企画運營業務」のいずれか、又はこれに類似する業務の契約実績(元請に限る。)を令和2年4月1日以降に有すること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

川崎市環境局 生活環境部

減量推進課 (担当) 南

電話番号 044-200-2580

F A X 044-200-3923

電子メール 30genryo@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月17日(木)

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

10時から17時まで(12時から13時までは除く。)

(3) 提出書類

次の書類を各一部作成し提出してください。

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

(持参以外は無効とします)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、令和5年8月22日(火)に電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

(1) 交付場所 上記3(1)と同じ

(2) 交付日時 令和5年8月22日(火)

10時から17時まで(12時から13時までは除く。)

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 問い合わせ先

3(1)と同じ

イ 質問受付期間

令和5年8月23日(水)から令和5年8月25日(金)17時まで

ウ 質問書の様式

所定の質問書により、提出してください。

エ 質問書の提出方法

F A X又は電子メールに限ります。

F A X 044-200-3923

電子メール 30genryo@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和5年8月29日(火)までに回答します。

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メール

アドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時

令和5年8月31日(木) 10時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎15階第3会議室

(4) 入札書の提出方法

入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒に入れて持参してください。

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口上記3(1)に同じ

川崎市公告第1080号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎図書館LED照明器具賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク4階

川崎市立川崎図書館

(3) 履行期間 契約日から令和11年2月28日まで

(4) 調達概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」または「B」で登録されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク4階

川崎市立川崎図書館 担当 金子、河野

電話 044-200-7011

FAX 044-200-1420

一般競争入札参加申込書は、インターネットからもダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月24日(木)まで

午前9時~午後5時(ただし、正午~午後1時を除く)

(3) 提出方法

持参

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年8月31日(木)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和5年8月31日(木)午後5時まで配布します。

## 5 入札説明書及び仕様書の交付

競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書、仕様書及び質問書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で令和5年8月31日(木)午後5時まで配布します。

## 6 仕様書等に関する質問・回答

## (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

## ア 質問書の配布

入札説明書の配布と同じ

## イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

## ウ 質問書の提出期間

令和5年9月7日(木)まで

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

## エ 質問書の提出方法

## (ア) 持参

## (イ) FAX

## (ウ) メール

なお、FAX又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-7011

FAX 044-200-1420

E-mail 88kawato@city.kawasaki.jp

## (2) 回答

## ア 回答日

令和5年9月14日(木)

## イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布し

ます。

また、回答後の再質問は受付しません。

## 7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

## (1) 入札方法等

ア 入札書の提出日時 令和5年9月20日(水)午前10時00分

イ 入札書の提出場所 川崎市川崎区富士見2-1-3

川崎市教育文化会館

第4会議室・第5会議室

電 話 044-233-6361

※ 一般競争入札参加申込書の配布・提出・仕様書等閲覧場所の川崎図書館とは異なりますので、御注意ください。

## (2) 入札保証金

免除とします。

## (3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

## (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約手続等

## (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

## (2) 前払金 無

## (3) 契約書作成の要否 要

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。

川崎市公告第1081号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。  
令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
名 称 多摩川緑地パークボール場  
所在地 川崎市高津区宇奈根・久地地内
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
川崎市都市公園条例、川崎市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、詳細については、多摩川緑地パークボール場第5期(令和6～10年度)指定管理者募集要項及び多摩川緑地パークボール場第5期(令和6～10年度)指定管理者業務仕様書に定める。
- 3 指定予定期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)
- 4 申請資格  
次の条件を満たす法人その他の団体が申請することができます。  
(1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者  
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入

札の参加を制限されていない者

- (3) 本市から指名停止措置を受けていない者
- (4) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立をしていない者
- (6) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において次に掲げる排除措置の対象者とされていない者  
ア 法人等の役員等経営に関する者(以下「役員等」という。)に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの(以下「暴力団員等」という。)が含まれている場合  
イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合  
ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合  
エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合  
オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用して

5 応募方法

- (1) 申請書類の配布方法及び配布期間  
川崎市ホームページからダウンロードすること。  
・川崎市ホームページ  
<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000147455.html>  
・配布期間  
令和5年8月10日(木)から9月11日(月)まで
- (2) 提出書類  
ア 指定管理者申請書(様式1)  
イ 事業者に関する書類  
(ア) 団体の概要(様式2-1、2-2)  
(イ) 共同事業体協定書兼委任状(様式3)  
(ウ) 宣誓書(様式4-1)  
(エ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報外部提供同意書(様式4-2)  
(オ) コンプライアンス(法令順守)に関する申告書(様式4-3)  
ウ 事業計画書(様式5-1～様式5-16)  
エ 収支予算書(様式6-1～様式6-3)  
オ 応募者関係書類(任意帳票、ただしA4サイズに編集するかA4サイズに折り込むこと)

- (ア) 団体の組織図（S P Cの場合は個々の状況を併せて提出すること）
- (イ) 役員の名簿及び履歴書
- (ウ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (エ) 事業計画書（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度）
- (オ) 収支予算書（同上）
- (カ) 事業報告書（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度）
- (キ) 財産目録（同上）
- (ク) 貸借対照表（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績3年度分）
- (ケ) 損益計算書又は収支計算書（同上）
- (コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案（直近実績3年度分）
- (サ) 企業単体の減価償却明細表（同上）
- (シ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近実績1年度分）
- (ス) 管理運営実績（過去3年間の類似施設）
- (セ) 法人の登記簿謄本
- (ソ) 法人税納税証明書、消費税納税証明書（過去3年間）
- (タ) 法人等が作成したパンフレット等
- ※(ク)～(シ)が提出できない場合は、様式6-1から様式6-3における数値の算出根拠となる資料を提出すること。また、連結決算を行っていない場合には
- (シ)の提出は不要です。
- (3) 応募書類の受付期間  
令和5年9月4日(月)から9月11日(月)まで  
※持参による場合の受付時間は、開庁日の午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）
- (4) 提出方法  
「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」で提出するか、直接持参してください。「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」を利用する場合は、オンライン申請の上、所管課に事前連絡し、紙資料で正本1部を所管課に持参してください。紙資料は郵送（9月11日必着）による提出も可能です。  
直接持参する場合は、所管課に事前連絡し、正本1部、副本11部を直接お持ちください。また、様式の指定がある申請書類については、Word及びExcelのデータを併せてCD-ROMで提出してください。
- (5) 問合せ先・応募書類受付場所  
川崎市建設緑政局

緑政部みどり・多摩川協働推進課  
〒210-0007  
川崎市川崎区駅前本町12番地1  
タワーリパーク17階  
電話 044-200-2268  
F A X 044-200-3973  
電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

#### 川崎市公告第1082号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 中原区内特別緑地保全地区等樹林地整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和6年3月29日限り
- (4) 業務概要 仕様書による。

#### 2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草・せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」の資格を有する者が、在籍していること。
- (6) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (7) 川崎市中原区、幸区、高津区に本社を有すること。

※本委託は、豪雨、強風、積雪などの荒天に際して、常に対処できるようにしなければならないため、発注者である中原区役所道路公園センターと同区または隣接区に本社を有することを入札参加資格とします。

#### 3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

#### (1) 配付・提出場所

〒211-0041  
川崎市中原区下小田中2丁目9番1号

川崎市中原区役所道路公園センター

電 話 : 044-788-2311

F A X : 044-788-1106

E-Mail : [65doukan@city.kawasaki.jp](mailto:65doukan@city.kawasaki.jp)

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月16日(水) (ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(5)の写し

ウ 上記3(3)イについて、健康保険証等、在籍が確認できる書類の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年8月23日(水)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスに登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : [65doukan@city.kawasaki.jp](mailto:65doukan@city.kawasaki.jp)

F A X : 044-788-1106

(2) 質問受付期間

令和5年8月23日(水)午前9時から令和5年8月29日(火)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和5年9月1日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者が

らの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

ア 入札参加者は、川崎市契約規則で定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印(押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。)入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年9月5日(火)午前10時00分

イ 場所 川崎市中原区下小田中2丁目9番1号  
中原区役所道路公園センター2階会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った入札者を落札者とします。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に

代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金  
無
- (3) 契約書作成の要  
要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

## 川崎市公告第1083号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
令和6年川崎市「二十歳を祝うつどい」パンフレット・案内状・封筒製作、封入封緘及び発送業務委託

## (2) 履行場所

業務の履行場所は、こども未来局青少年支援室指定の場所とする。なお、成果物を作製する場所は受注者の工場とし、その他必要に応じ、別途協議の上定めることとする。

## (3) 履行期間

契約締結日から令和5年12月8日まで

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」又は「準市内」及び業種「その他業務」、種目「印刷物のデザイン」に登録されていること。
- (4) 過去3年以内に本市、他官公庁又は民間におい

て、本業務に類似した受託契約の実績があること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

### (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局青少年支援室 担当 山本

電話：044-200-2669(直通)

FAX：044-200-3931

メール：45sien@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)

### (2) 配布・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月17日(木)まで

午前9時～正午及び午後1時～5時(土・日曜日を除く)

### (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

### (4) 提出方法

持参又は郵送とします。

## 4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

### (1) 日時

令和5年8月21日(月) 午後5時まで

### (2) 交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はFAXにて交付します。

### (3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

### (4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和5年8月21日(月)から令和5年8月25日(金)午後5時まで

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年8月29日(火)までに、参加全社宛てに電子メールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 入札を代理人に委任する場合は、入札書の他に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月31日(木) 午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎13階

こども未来局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(5) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(2)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1084号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和6年川崎市「二十歳を祝うつどい」入場管理システム等開発及び運用支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市こども未来局青少年支援室、川崎市とどろきアリーナ、他

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和4・5年度川崎市業務委託有資格者名簿に業種「その他業務」に登載されていること。
- (4) 過去3年以内に本市、他官公庁又は民間において、本業務に類似した受託契約の実績があること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎14階

こども未来局青少年支援室 担当 守屋

電話：044-200-2669 (直通)

FAX：044-200-3931

メール：45sien@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加資格確認申請書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」のアドレス(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)

(2) 配布・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月23日(水)まで

午前9時～正午及び午後1時～5時(土・日曜日を除く)

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年8月25日(金) 午後5時まで

(2) 交付方法

川崎市業務委託有資格業者名簿に電子メールアドレスを登録している場合は電子メール、登録していない場合はFAXにて交付します。

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります)。なお、イ

ンターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和5年8月25日(金)から令和5年8月31日(木)午後5時まで

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和5年9月4日(月)までに、参加全社宛てに電子メールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 入札を代理人に委任する場合は、入札書の他に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年9月7日(木) 午前10時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

8 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(5) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(2)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1085号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 生田小学校下校庭の植樹樹木選定に係る業務委託

(2) 履行場所 多摩区生田7-16-1 生田出張所及び生田小学校下校庭

(3) 履行期限 令和6年3月15日限り

(4) 業務概要 現生田小学校下校庭は地域に親しまれ活用される場となるよう、今年度広場整備を行っており、令和6年度に地域

利用を開始する。令和6年度の市制100周年を機に植樹を行い、これをきっかけとして生田地区におけるコミュニティ拠点の形成に取り組む。植樹に係る樹種選定の際、地域からの意見を踏まえ決定するが、樹木を管理する上で、専門的知見を持つ者からの助言も踏まえて決定する必要があるため、助言及び提案に係る業務委託を行う。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」で登録されている者。

(4) 主任技術者は、技術士(建設部門都市及び地方計画科目)、技術士(建設部門建設環境科目)又は、シビルコンサルティングマネージャーRCCM(造園部門、都市計画及び地方計画部門又は建設環境部門)、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)のいずれかの資格を有する者を配置できること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒214-0038 川崎市多摩区生田7-16-1

多摩区役所生田出張所

電話：044-933-7111

FAX：044-934-8319

E-Mail：71ikuta@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月24日(木)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を確認できる資料及びその者の在籍が確認できる資料

## (4) 提出方法

持参

## 4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5年8月25日(金)に、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレス又はFAXあてに確認通知書を送付します。なお、当該電子メールアドレス等を登録していない場合は、3(1)の配布・提出場所に直接受取りに来るようお願いします。

## 5 仕様に関する問合せ

## (1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡をお願いします。)

E-Mail : 7likuta@city.kawasaki.jp

FAX : 044-934-8319

## (2) 質問受付期間

令和5年8月28日(月)午前9時から令和5年9月1日(金)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 回答方法

令和5年9月5日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。電子メールアドレス等を登録していない場合は、3(1)の配布・提出場所に直接受取りに来るようお願いします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

## (1) 入札方法

持参による入札

## (2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年9月12日(火)午後1時30分

イ 場所 多摩区役所生田出張所 行政会議室  
(川崎市多摩区生田7-16-1)

## (3) 入札保証金

免除とします。

## (4) 開札の日時・場所

7(2)と同じ

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

## (1) 契約保証金の要否

免除とします。

## (2) 前払金

無

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

## 川崎市公告第1086号

入 札 公 告

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託

## (2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町9-9ほか

## (3) 履行期間

契約日から令和6年3月15日まで

## (4) 業務概要

本業務委託は、海底トンネル内に設置されている監視テレビ設備及び非常電話設備を正常かつ良好に

維持するため保守点検を行うものです。

(設備内容)

監視テレビ設備 (年2回)

- ・監視カメラ 34台
- ・監視盤 一式
- ・I T V操作卓 一式

非常電話設備 (年1回)

- ・非常電話機 32台
- ・非常電話受付台 一式
- ・電話交換機 一式

詳細については、「海底トンネル監視テレビ及び非常電話設備保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0869  
川崎市川崎区東扇島38-1  
川崎マリエン4階  
川崎市港湾局  
川崎港管理センター 港湾管理課  
電話番号 044-287-6014  
F A X 044-287-6038  
E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月24日(木)までとします (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和5年8月31日(木)午前9時から午後5時まで (正午から午後1時の間は除きます)。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年8月31日(木)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年9月1日(金)午前9時から令和5年9月5日(火)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和5年9月12日(火)までに、文書 (F A X又は電子メール) にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札手続等

##### (1) 入札方法 持参

##### (2) 入札・開札の日時及び場所

###### ア 入札日時

令和5年9月15日(金) 午前10時

###### イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1  
川崎マリエン3階会議室

##### (3) 入札保証金

免除

##### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約手続等

次により契約を締結します。

##### (1) 契約保証金は免除とします。

##### (2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

##### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 10 その他

##### (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

##### (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

##### (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

#### 川崎市公告第1087号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

『100年先も持続可能な生田緑地の里山づくり』  
PR動画作成業務委託

#### (2) 履行場所

川崎市多摩区枳形7丁目、宮前区初山1丁目ほか  
(生田緑地内)

#### (3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月29日まで

#### (4) 業務概要

川崎市制100周年記念事業として、生田緑地に関わる人を増やし、次世代のボランティアにつなげ、100年先も続く里山づくりを一緒に実現することを目指し、生田緑地のこれまでの緑の保全と利用への取組に加え、現在抱えている課題、100年先も持続可能な里山づくりへの新たな取組について動画を制作する。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

##### (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

##### (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

##### (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「映画制作」に記載されていること。

#### 3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

##### (1) 配付・提出場所及び問い合わせ先

〒214-0032 川崎市多摩区枳形6-26-1

川崎市建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所

電話：044-934-8577

電子メール：53ikuta@city.kawasaki.jp

※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

##### (2) 配付・提出期間

令和5年8月24日(木)までとします。(提出は午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。))

##### (3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(3)を確認することができる資料

##### (4) 提出方法

持参

#### 4 競争入札参加資格確認通知書及び設計図書等の交付

##### (1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールに、競争入札参加資格確認通知書及び参考絵コンテ等を令和5年8月29日(火)に送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メール

(2) 質問受付期間

令和5年8月30日(水)午前9時から9月8日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式を電子メールにて提出してください。

(4) 回答方法

令和5年9月15日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者全員に質問と回答を電子メールにて送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札・開札の日時・場所

ア 日時 令和5年9月26日(火)午前11時00分

イ 住所 川崎市多摩区柘形6-26-1

ウ 場所 生田緑地整備事務所2階市民活動室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) その他の事項については、入札説明書によります。

川崎市公告第1088号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 生田緑地内枯損木対応業務委託
- (2) 履行場所 川崎市多摩区柘形6丁目ほか(生田緑地内)
- (3) 履行期限 契約締結日から令和6年3月15日まで
- (4) 業務概要 本委託は、生田緑地内において、枯損木の撤去を行うことで、安全安心な環境の創出を図るものです。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草, せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (5) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」の免状を有する社員が、1名以上、かつ、林床保護が必要な作業であるため「ロープ特別高所作業特別教育終了証」を持つ社員が1名以上在籍する者。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所及び問い合わせ先

〒214-0032 川崎市多摩区枳形6-26-1

川崎市建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所

電話：044-934-8577

電子メール：[53ikuta@city.kawasaki.jp](mailto:53ikuta@city.kawasaki.jp)

※入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年8月24日(木)までとします。(午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く))

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を確認することができる資料

ウ 上記2(5)の資格証の写し

(4) 提出方法

持参

- 4 競争入札参加資格確認通知書及び設計図書等の交付  
入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールに、競争入札参加資格確認通知書及び設計図書等を令和5年8月29日(火)に送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メール

(2) 質問受付期間

令和5年8月30日(水)午前9時から9月8日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式を電子メールにて提出してください。

(4) 回答方法

令和5年9月15日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者全員に質問と回答を電子メールにて送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札・開札の日時・場所

ア 日時 令和5年9月26日(火)午前10時00分

イ 住所 川崎市多摩区枳形6-26-1

ウ 場所 生田緑地整備事務所2階市民活動室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

川崎市公告第1089号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市産業振興会館電話交換設備及び保守用ノートPC等賃貸借契約

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町66番地20 川崎市産業振興会館

(3) 賃貸借期間

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

(4) 調達物品の概要

川崎市産業振興会館の電話交換設備及び保守用ノートPC等に関する機器の賃貸借を行うものです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において令和5・6年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国又は地方公共団体において、同等の賃貸借に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。
- (5) この調達物品を、契約締結後、确实かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後、本市の求めに応じてアフターサービスを速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等の契約内容がわかるもの)を、持参により提出してください。

(1) 配布、提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

川崎市経済労働局

経営支援部経営支援課産業振興担当

電話 044-200-3126(直通) FAX 044-200-3920

E-mail 28keiei@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年8月10日(木)から8月22日(火)までの午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

調達仕様の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布、提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年9月1日(金) 午後5時00分まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に、電子メールのアドレスを登録している場合は、同日に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布、提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(2) 質問受付期間

令和5年8月10日(木)から9月8日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時00分までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。

(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布、提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 28keiei@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3920

ウ 郵送 「3(1)配布、提出場所及び問い合わせ先」と同じです。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和5年9月14日(木)午後5時00分までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各

号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札方法

ア 入札は税抜きの見積りで行います。入札者は見積りをした契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を賃貸月数である60か月を乗じる方法で見積もりをしてください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、さらに「入札書在中」と明記した封筒に入札書を入れ、封印し、必ず書留郵便により送付してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和5年9月19日(火)午前11時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階  
川崎市経済労働局  
産業政策部消費者行政センター  
研修室

### (3) 入札書の提出方法

持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、令和5年9月15日(金)必着とします。

### (4) 入札保証金

免除とします。

### (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

免除します。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

## 川崎市公告第1090号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 学校公共建築物等定期点検業務  
(2) 履行場所 川崎市立学校  
(3) 履行期間 契約締結日～令和6年3月8日  
(4) 業務概要 建築基準法12条に基づき、川崎市立学校の建築物の定期点検及び学校設備(非構造物・遊具)の点検を行う。  
※詳細は「仕様書」によります。

### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。  
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。  
(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、に記載されていること。  
(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」で記載されていること。  
(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。  
(6) 一級建築士、二級建築士又は特定建築物調査員のいずれかの資格を有する者が在籍していること。  
(7) 平成31年度以降で本市又はその他の官公庁等において、建築物点検業務又は建築設備点検業務の契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 大澤

電 話 044-200-3270

F A X 044-200-3679

E-mail [88seibi@city.kawasaki.jp](mailto:88seibi@city.kawasaki.jp)

(2) 配布・提出期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月17日(木)まで  
9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(6)(7)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参又は郵送。

※郵送の場合は、3(1)の所管課まで電話連絡の上、提出期間日までに届くこととし、不備がないこと。

4 仕様書の閲覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により、令和5年8月21日(月)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和5年8月21日(月)～令和5年8月23日(水)

9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、所管課まで電話連絡をしてく

ださい。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和5年8月25日(金)までに、入札参加資格があると認められた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和5年8月29日(火) 10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町2-31 JAセレスみなみビル3階会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要
- (3) 前払金 否

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約

関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3 (1) に同じです。
- (6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

#### 川崎市公告第1091号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 南部リサイクルセンタークレーン設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区夜光3丁目1-3
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日(金)まで
- (4) 業務概要 南部リサイクルセンターに設置されているクレーン設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でない こと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、同種のクレーン設備点検整備業務の契約実績を有すること。
- (5) 業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。
- ア クレーン運転士
- イ 玉掛け技能講習修了者
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

#### 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書、上記2の(4)及び(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 森田

電話 044-200-2587(直通)

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)9時から17時まで。

(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)

- (4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格者証等の写し

ウ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和5年8月31日(木)までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和5年8月31日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

- 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和5年8月31日(木)から令和5年9月6日(木)9時から17時まで。

(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く)

- (2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

電子メール、FAXまたは持参によります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法

令和5年9月8日(金)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

- 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加

資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年9月12日(火)11時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除とします。
- (2) 契約書の作成 必要とします。
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1092号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センタークレーン設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センターに設置されているクレーン設備を「クレーン等安全規則第34条の定期自主検査」及び「同規則第40条の性能検査」に基づき、機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、同種のクレーン設備点検整備業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (5) 業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。

ア クレーン運転士

イ 玉掛け技能講習修了者

ウ ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
〒215-0013  
川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター  
技術係 宮原、鈴木、佐藤、山口  
電話 044-966-6135  
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
令和5年8月10日(木)から令和5年8月17日(木)9時から17時まで

(12時から13時までの間及び日曜日は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格証の写し。

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年8月25日(金)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和5年8月25日(金)9時から17時まで

(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年8月25日(金)9時から令和5年8月30日(水)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年9月4日(月)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時 令和5年9月6日(水)10時00分

イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター

3階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(4) 詳細は入札説明書によります。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報

かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

川崎市公告第1093号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター減速機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和5年12月22日(金)まで
- (4) 業務概要 浮島処理センターに設置されている減速機の機能を正常に維持するために必要な点検整備業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格者名簿に地域区分「市内」及び企業規模「中小企業」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の減速機点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課 橋本  
電話 044-200-2587(直通)  
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホー

ムページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)9時から17時まで

(土曜日、日曜日、祝日及び12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書
- イ 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- ウ 上記2(6)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年8月31日(木)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールアドレスにて送付いたします。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和5年8月31日(木)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年8月31日(木)9時から令和5年9月6日(木)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
- イ F A X 044-200-3923
- ウ 持参 上記3(1)に同じ

(持参の場合、土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年9月8日(金)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた

とき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

#### 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年9月11日(月)10時
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)  
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除といたします。
- (2) 契約書の作成 必要とします。
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)「契約関係規定」から閲覧できます。

#### 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

#### 川崎市公告第1094号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 堤根処理センター消防用設備保守点

検業務委託

- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月15日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、消防法第17条3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき、堤根処理センターに設置されている消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、消防用設備保守点検に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (7) 本施設に設置されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するもの及び防災管理点検資格者を業務にあたらせること。なお、本施設に設置されている消防用設備の種別は、次のア～ケに示すとおり。
- ア 消火器具
- イ 屋内外消火栓設備(放水銃含む)
- ウ 連結散水設備
- エ ハロゲン化物消火設備
- オ 自動火災報知設備
- カ 非常警報設備
- キ 誘導灯及び誘導標識
- ク 排煙設備
- ケ 連結送水管
- (8) 業務に必要な産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること、もしくは一般社団法人日本消火器工業会と廃棄物収集運搬委託契約を締結した特定窓口であること。
- (9) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部

再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(6)、(7)、(8)、(9)が確認できる書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎16階  
環境局処理計画課 眞鍋  
電話 044-200-2588 (直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)9時から17時まで  
(土曜日、日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

- ア 上記2(6)の契約内容を確認できる契約書等の写し
- イ 上記2(7)の資格証の写し。
- ウ 上記2(8)を確認できる書類の写し。
- エ 上記2(9)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年8月31日(木)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和5年8月31日(木)9時から17時まで  
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年8月31日(木)9時から令和5年9月6日(水)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年9月8日(金)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和5年9月12日(火)11時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

### 川崎市公告第1095号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月15日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき、浮島処理センターに設置されている消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するとともに、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項及び消防法施行規則第51条の12の規定に基づき、防災管理点検を実施するものである。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、消防用設備保守点検に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (7) 本施設に設置されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するもの及び防災管理点検資格者を業務にあたらせること。なお、本施設に設置されている消防用設備の種別は、次のア～ケに示すとおり。
- ア 消火器具

- イ 屋内外消火栓設備(放水銃含む)
- ウ 不活性ガス(二酸化炭素)消火設備
- エ 自動火災報知設備
- オ 誘導灯及び誘導標識
- カ 排煙設備
- キ 消防用水
- ク 連結送水管
- ケ 配線

- (8) 業務に必要な産業廃棄物収集運搬業の許可を有すること、もしくは一般社団法人日本消火器工業会と廃棄物収集運搬委託契約を締結した特定窓口であること。

- (9) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

#### 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(6)、(7)、(8)、(9)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4第3庁舎16階  
環境局処理計画課 眞鍋  
電話 044-200-2588(直通)  
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)9時から17時まで  
(土曜日、日曜日及び12時から13時までの間は除く。)
- (3) 提出方法  
持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類  
ア 上記2(6)の契約内容を確認できる契約書等の写し  
イ 上記2(7)の資格証の写し。  
ウ 上記2(8)を確認できる書類の写し。  
エ 上記2(9)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

#### 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年8月31日(木)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者

名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和5年8月31日(木)9時から17時まで(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
令和5年8月31日(木)9時から令和5年9月6日(水)17時まで
- (2) 質問書の様式  
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法  
質問があった場合に限り、令和5年9月8日(金)全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所  
ア 入札日時 令和5年9月12日(火)10時30分  
イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
- (3) 入札書の提出方法  
持参(持参以外は無効とします)
- (4) 入札保証金  
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (6) 再入札の実施  
落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (7) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債は除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1096号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター空気圧縮機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和5年11月30日(木)まで
- (4) 業務概要 本業務は、堤根処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間

において、同種の空気圧縮機の点検整備に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

### 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎16階  
環境局処理計画課 眞鍋  
電話 044-200-2588 (直通)  
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
令和5年8月10日(木)から令和5年8月25日(金)9時から17時まで  
(土曜日、日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

- (3) 提出方法  
持参 (持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類  
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し  
イ 上記2(5)の再委託確認書 (一部再委託を申請する場合)

### 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年8月31日(木)までに交付します。

なお、交付については、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ  
(2) 交付日時 令和5年8月31日(木)9時から17時まで  
(12時から13時までの間は除く。)

### 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
令和5年8月31日(木)9時から令和5年9月6日(水)17時まで  
(2) 質問書の様式  
配布する「質問書」の様式により提出してください

い。

- (3) 質問受付方法  
電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

- (4) 回答方法  
質問があった場合に限り、令和5年9月8日(金)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

### 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。  
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

### 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所  
ア 入札日時 令和5年9月12日(火)9時30分  
イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

- (3) 入札書の提出方法  
持参 (持参以外は無効とします)

- (4) 入札保証金  
免除とします。

- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

- (6) 再入札の実施  
落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

- (7) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

### 8 契約手続等

- (1) 契約保証金  
免除とします。

- (2) 契約書の作成  
必要とします。

- (3) 契約規則等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

### 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

### 川崎市公告第1097号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名  
川崎市岡本太郎美術館施設改修等に向けた調査等に関する業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市多摩区枳形7丁目1番5号  
川崎市岡本太郎美術館
- (3) 履行期間  
契約日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要  
岡本太郎美術館の漏水箇所の調査や対策等を検討するとともに、特定天井等の対策に必要な改修工事に向けて、最適な整備手法等を取りまとめた「(仮称)川崎市岡本太郎美術館施設改修等に向けた基本計画」を策定する。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和5・6年度業務委託有資格業者名簿において、業種「建築設計」種目「意匠設計」に記載されていること。
- (2) 過去10年以内に、元請として公共建築物の施設改修に係る基本計画策定(策定支援含む)、劣化調査業務又は天井改修設計業務の受注実績を有すること。
- (3) 管理技術者または作業技術者に建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を配置する業務実施体制の構築が可能であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (6) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5

号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反していないこと。

#### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒214-0032  
川崎市多摩区枳形7-1-5  
川崎市岡本太郎美術館  
電話 044-900-9898(直通)  
FAX 044-900-9966  
E-mail 25okamoto@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
令和5年8月10日(木)午前9時～令和5年8月23日(水)午後3時  
※ただし、月曜日を除く
- (3) 提出方法  
持参
- (4) 提出書類  
・一般競争入札参加資格確認申請書  
・実績表

#### 4 入札説明会及び入札説明書

- (1) 入札説明会  
実施しません。
- (2) 入札説明書の交付  
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、実績表及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

#### 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 日時  
令和5年8月24日(木)午後1時～午後5時まで配布します。  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。
- (2) 場所  
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

#### 6 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先  
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

- (2) 質問受付期間  
令和5年8月10日(木)午前9時～令和5年8月25日  
(金)午後3時
- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出  
してください。
- (4) 質問受付方法  
メール又はFAXによります。  
ア メール 25okamoto@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-900-9966
- (5) 回答  
ア 回答日 令和5年8月29日(火)  
イ 回答方法  
一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受け  
た者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付し  
ます。なお、この入札の参加資格を満たしていな  
い者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入  
札参加資格を喪失します。  
(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各  
号のいずれかの条件を欠いたとき。  
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等  
について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等  
(1) 入札方法  
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契  
約金額の110分の100に相当する金額(税抜額)を  
入札書に記載してください。  
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書  
を入札件名が記載された封筒に封印し、受付期間  
内に持参してください。  
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金  
額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札  
書に記載した金額の10%)を加算した金額をもっ  
て契約金額とします。  
(2) 入札書の提出場所  
川崎市多摩区枳形7-1-5  
川崎市岡本太郎美術館  
(3) 入札書の受付期間  
令和5年8月30日(木)午前9時～令和5年9月3日  
(日)午後5時  
※土日とも開館しています。  
(4) 入札書の提出方法  
持参とします。  
(5) 入札保証金  
免除とします。  
(6) 開札の日時・場所

令和5年9月5日(火)午前10時

川崎市岡本太郎美術館

- (7) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した  
予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもっ  
て有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもっ  
て有効な入札を行った者を落札者とします。
- (8) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び  
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入  
札は無効とします。
- 9 契約の手続き等  
(1) 契約保証金は、次のとおりとします。  
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免  
除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ  
ればなりません。  
(2) 前払金  
否  
(3) 契約書作成の要否  
必要とします。  
(4) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入  
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情  
報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先  
の場所で閲覧することができます。
- 10 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本  
語及び日本国通貨に限ります。  
(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・  
提出場所及び問合せ先」と同じです。

#### 川崎市公告第1098号

指定管理者の募集について次のとおり公告します。

令和5年8月15日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
(1) 名称 川崎市港湾振興会館及び東扇島中公園  
(2) 所在地 川崎市川崎区東扇島38番地1及び川崎市  
川崎区東扇島52番地1
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
川崎市港湾振興会館条例及び川崎市港湾振興会館条  
例施行規則並びに川崎市港湾施設条例及び川崎市港湾  
施設条例施行規則に定めるほか、別に定める基本仕様  
書及び特記仕様書によります。
- 3 指定予定期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書及び誓約書
  - イ 指定期間に係る事業計画書
  - ウ 指定期間における収支予算書及び内訳書
  - エ 法人等の定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
(履歴事項全部証明書、法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
  - オ 令和4年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、令和5年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録
  - カ 令和5年度及び令和6年度における法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書
  - キ 役員の名簿及び履歴書
  - ク 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - ケ 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - コ 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税の未納額がないことの証明書
  - サ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報 の外部提供同意書
  - シ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書
  - ス 各施設の利用率向上に関する提案書類
  - セ 東扇島中公園を活用したイベントに関する提案書類
  - ソ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 募集の期間  
令和5年8月15日(火)から同年9月27日(水)まで
- (3) 応募書類の提出期限  
令和5年9月27日(水)午後5時まで
- (4) 提出方法  
オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）による電子申請  
(書面による提出の場合は、川崎市港湾局川崎港管理センター港湾管理課に持参してください。)
- (5) 問合せ先  
担当課 川崎市港湾局川崎港管理センター  
港湾管理課（庶務班）  
住 所 川崎市川崎区東扇島38番地 1 川崎市港湾  
振興会館業務棟 4階  
電 話 044-287-6027  
F A X 044-287-6038  
e-Mail [58koukan@city.kawasaki.jp](mailto:58koukan@city.kawasaki.jp)

川崎市公告第1099号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条  
第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出が

なされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告  
します。

令和5年8月15日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) 向ヶ丘遊園商業施設計画  
川崎市多摩区登戸2779番1の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住  
所並びに法人にあつては代表者の氏名  
野村不動産株式会社  
代表取締役 松尾 大作  
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は  
名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

名称	代表者	住所
株式会社ダイエー	代表取締役 西峠 泰男	東京都江東区 東陽二丁目2番20号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年4月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,530平方メートル
- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・駐車場①（店舗建物1階西側）  
収容台数 22台
    - ・駐車場②（店舗建物R階）  
収容台数 77台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・駐輪場①（店舗建物西側）  
収容台数 70台
    - ・駐輪場②（店舗建物南西側）  
収容台数 73台
    - ・駐輪場③（店舗建物北西側）  
収容台数 42台
    - ・駐輪場④（店舗建物北側）  
収容台数 18台
    - ・駐輪場⑤（店舗建物東側）  
収容台数 81台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
店舗建物北側  
面積 230.0平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗建物北側  
容量 60.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時  
刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前8時00分

閉店時刻 午後11時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 ・駐車場① 午前7時30分から午後11時30分まで  
 ・駐車場② 午前7時30分から午後11時00分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 出入口1箇所(店舗建物西側)
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時00分から翌午前0時00分まで
- 8 届出の年月日  
 令和5年8月4日
- 9 届出及び添付書類の縦覧場所  
 経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当(川崎フロンティアビル10階)及び多摩区役所
- 10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
 令和5年8月15日から令和5年12月15日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日及び日曜日、休日を除く。
- 11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先  
 令和5年12月15日  
 川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

## 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市公告(調達)第265号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造(トンネル)工事
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
 財政局資産管理部契約課  
 川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日  
 令和5年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所

西松・森本共同企業体

西松建設 株式会社 横浜営業所

所長 鎌田 英毅

横浜市西区北幸二丁目8番19号

- 5 落札金額  
 2,530,000,000円
- 6 落札者を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
 令和5年3月27日

### 川崎市公告(調達)第266号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
 川崎市立幸高等学校教育用ICT機器等賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター  
 川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日  
 令和5年7月11日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
 FLC S 株式会社 横浜支店  
 支店長 齋藤 雄太  
 横浜市西区高島一丁目1番2号  
 横浜三井ビルディング15階
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)  
 331,134,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
 令和5年5月25日

### 川崎市公告(調達)第267号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件 名 介護訪問用調査モバイルの賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

(川崎市幸区堀川町580番地 ソリッド  
スクエア西館10階) 他9か所

- (3) 履行期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで
- (4) 調達概要 詳細は「介護訪問用調査モバイルの賃貸借及び保守仕様書」によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等名簿の業種「リース」種目「事務用機器」で登録されている者。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種(種目)に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年9月6日までに行ってください。

- (4) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

- (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課 担当 関、荒木  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
電話044-200-2455

イ 閲覧期間 令和5年8月25日(金)から令和5年9月6日(水)まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 令和5年8月25日(金)から令和5年9月6日(水)まで

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出場所並びに問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所並びに問合せ先

〒210-0013

川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

担当 関、荒木

電話：044-200-2455

電子メールアドレス：40kaigo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年8月25日(金)から令和5年9月6日(水)まで  
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約の契約書の写し(類似実績であることが認められる仕様書部分を含む)

なお、提出した書類に関し、説明を求めた場合は、それに応じなければなりません。

(4) 提出方法

持参に限ります。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

- (1) 交付場所 3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和5年9月19日(火)  
午前10時から正午まで午後1時から午後5時まで

ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を送付します。

また、入札説明書は、3のとおり縦覧に供します。

6 仕様に関する質問について

- (1) 問合せ先 3(1)に同じ

- (2) 質問受付期間 令和5年9月19日(火)から令和5年9月25日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 質問方法 入札説明書に添付の「質問書」により4(1)の問合せ先まで電子メールで送付してください。

- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和5年9月27日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受

けた全社宛て電子メールにて送付します。

#### 7 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかに定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類について虚偽の記載をしたとき。

#### 8 入札の手続等

##### (1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

- (ア) 入札日時 令和5年10月5日(木)午後2時
- (イ) 入札場所 〒212-0013川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階  
10E会議室  
川崎市健康福祉局長寿社会部  
介護保険課

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

- (ア) 提出期限 令和5年10月4日(水)午後5時  
必着
- (イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記した上で、必ず書留郵便により送付し、送付後速やかに3(1)の窓口に電話をしてください。

ウ 詳細は入札説明書を参照のこと。

##### (2) 入札に関する留意事項

- ア 入札は、60か月のリース総額で行います。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参又は郵送してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載された金額の10%)を加算した金額をもって契約金額としますので、入札金額は、見積もった月額賃貸借料の110分の100に相当する金額に60を乗じた額により入札してください。

- (3) 入札保証金 免除とします。
- (4) 開札の日時 8(1)ア(ア)と同じ
- (5) 開札の場所 8(1)ア(イ)と同じ
- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

##### (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### 9 契約の手続等

##### (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 前払金の要否 否
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

#### 10 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (5) 関連情報入手するための照会窓口3(1)に同じ

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rental and maintenance agreements for social security service operating equipment
- (2) Time-limit for tender :
  - a Direct bringing 2:00 P.M., October , 5, 2023
  - b By post 5:00 P.M., October, 4, 2023
- (3) Contact point for the notice :  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Health and Welfare Bureau  
Department of Longevity Society  
Nursing Care Insurance Division,  
580, Horikawa-cho, Saiwai-ku, Kawasaki City  
Solid Square West Building 10th Floor  
Kanagawa 212-0013, Japan

TEL: 044-200-2455

E-mail: 40kaigo@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第268号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

庁内情報環境整備に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約(令和5年10月1日導入分)

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局デジタル化施策推進室  
川崎市川崎区東田町5-4(第3庁舎9階)

3 契約の相手方を決定した日

令和5年7月6日

4 契約の相手方の氏名及び住所

FLCS 株式会社 横浜支店  
支店長 齋藤 雄太  
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号

5 落札金額

996,137,660円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月25日

税 公 告

川崎市税公告第90号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月28日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

川崎市税公告第91号

差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第

226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月28日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

川崎市税公告第92号

差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月28日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

川崎市税公告第93号

差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月28日

川崎市長 福田 紀彦  
(別紙省略)

川崎市税公告第94号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年7月28日

川崎市長 福田 紀彦

年度	税目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	市民税・県民税(普通徴収)	第4期分	令和5年8月8日	計1件

令和4年度	市民税・県民税 (普通徴収)	12月随 時分	令和5年8月8日	計1件
令和5年度 (令和3年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随 時分	令和5年8月8日	計1件
令和5年度 (令和4年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	4月随 時分	令和5年8月8日	計1件
令和5年度 (令和4年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	5月随 時分	令和5年8月8日	計14件
令和5年度 (令和2年 度課税分)	固定資産税・ 都市計画税 (土地・家屋)	5月随 時分	令和5年8月8日	計1件
令和5年度 (令和3年 度課税分)	固定資産税・ 都市計画税 (土地・家屋)	5月随 時分	令和5年8月8日	計1件
令和5年度 (令和4年 度課税分)	固定資産税・ 都市計画税 (土地・家屋)	5月随 時分	令和5年8月8日	計1件
令和5年度	固定資産税・ 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	令和5年8月8日	計35件
令和5年度	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和5年8月8日	計6件

(別紙省略)

**川崎市税公告第95号**

差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月4日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

**訓 令****川崎市訓令第7号**

会 計 室  
区 役 所

川崎市会計管理者及び区会計管理者の事務の引継ぎに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年8月8日

川崎市長 福田紀彦

川崎市会計管理者及び区会計管理者の事務  
の引継ぎに関する規程の一部を改正する訓  
令

川崎市会計管理者及び区会計管理者の事務の引継ぎに関する規程(平成20年川崎市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者において引継書に記名押印し」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、会計管理者の引継ぎに関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4条第1項中「前条中」を「前条第1項中」に、「読み替える」を「、同条第2項中「会計管理者」とあるのは「区会計管理者」と読み替える」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に会計管理者又は区会計管理者の更迭があった場合について適用し、同日前に会計管理者又は区会計管理者の更迭があった場合については、なお従前の例による。

**上下水道局告示****川崎市上下水道局告示第44号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和5年8月2日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指 定 番 号 第812号

氏名又は名称 いずみテクノス株式会社

住 所 東京都杉並区上荻二丁目19番17号

代表者氏名 (新) 中島 隆

(旧) 岩波 徹

変更年月日 令和5年3月21日

**上下水道局公告****川崎市上下水道局公告第56号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月1日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

## (案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和5年度 川崎市下水幹線実施設計委託第15号
	履行場所	川崎市川崎区地内
	履行期間	令和6年7月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成30年度以降に契約した、下水道管路施設における耐震実施設計（レベル1, 2）業務を含む、新設・詳細設計（開削工法）及び新設・詳細設計（中大口径推進工法）における実施設計について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、エとオは兼務できない。また、ア～カは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいけません。）があることが必要</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 技術士（建設部門：トンネル）若しくはRCCM（トンネル部門）の資格を有する者、又は平成30年度以降で新設・詳細設計（中大口径推進工法）の業務責任者として実務経験を有する者</p> <p>ウ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者</p> <p>エ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>オ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道－下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者</p> <p>カ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年8月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和5年度中部下水管内管きよ清掃委託その1
	履行場所	川崎市中原区、高津区地内
	履行期間	令和6年1月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者</p>	

参加資格	<p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であること。</p> <p>(8) 管きよ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。</p> <p>なお、双方は受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	令和5年8月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	六郷ポンプ場実施設計委託その4
	履行場所	川崎市川崎区本町2-4
	履行期間	令和6年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設（ポンプ場又は処理場）に係る改築実施設計業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イトウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和5年8月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第57号

令和5年8月1日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	片平2丁目350mm～100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：麻生区片平2-1-3先 至：麻生区上麻生6-9-8先 ほか1件
	履 行 期 間	契約の日から150日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（「注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>	

入札日時等	令和5年9月4日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度中部下水管内管きょ緊急補修第1号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(「注意事項」において、別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年9月4日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第58号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月8日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	京町雨水滞水池建設電気その2工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区京町2-24-8
	履 行 期 間	契約の日から令和6年9月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年9月6日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	渡田雨水滞水池建設電気その3工事
------------	-----	------------------

競争入札に 付する事項	履行場所	川崎市川崎区小田7-3-1
	履行期間	契約の日から令和6年9月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年9月11日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	戸手ポンプ場No.1汚水除塵機整備その他工事
	履行場所	川崎市幸区戸手4-4-2
	履行期間	契約の日から令和6年2月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年9月6日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター電灯設備取替工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>	

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和5年9月6日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名	大島ポンプ場高段汚水スクリーンかす搬送機整備工事
	履行場所	川崎市川崎区浜町4-17-11
	履行期間	契約の日から令和6年2月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年9月6日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センター電灯設備取替工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年9月6日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月8日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和5年度 川崎区地質調査委託第16号
	履行場所	川崎市川崎区地内
	履行期間	100日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」で登録されている者</p>	

参加資格	(5) 業務責任者として、次の要件のいずれかを満たすものを配置できること。なお、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要 ア 技術士（総合技術監理部門：建設—土質及び基礎または応用理学—地質）の資格 イ 技術士（建設部門：土質及び基礎）の資格 ウ 技術士（応用理学部門：地質） エ R C C M（地質部門または土質及び基礎部門）
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和5年9月5日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	次期上下水道料金基盤構築に係る制度設計等支援業務委託
	履行場所	川崎市役所第2庁舎3階 川崎区砂子1丁目9番地3
	履行期間	令和6年3月29日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」で登録されている者</p> <p>(4) 平成30年度以降、国、都道府県又は政令指定都市で情報システムの構築に関する支援（発注者に対して情報システムに関する専門的な知見に基づく助言や提案）業務の受注実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイの要件を同一の者で満たす場合も可とする。</p> <p>ア プロジェクトマネージャ又はプロジェクトリーダーとして、累計10年以上（同一時期に複数案件に従事している場合、その各案件の期間を加算することも可とする）の経験を有する者</p> <p>イ 以下のいずれかの試験合格者もしくは資格を有する者</p> <p>(ア) 独立行政法人 情報処理推進機構 ITストラテジスト試験</p> <p>(イ) 独立行政法人 情報処理推進機構 プロジェクトマネージャ試験</p> <p>(ウ) 米国Project Management Institute認定資格Project Management Professional</p> <p>(エ) ITIL Expert</p> <p>(オ) ITIL Managing Professional</p> <p>(カ) ITIL Master</p> <p>(キ) 特定非営利法人 日本プロジェクトマネジメント協会 プロジェクトマネジメント・コーディネーター</p> <p>(ク) 特定非営利法人 日本プロジェクトマネジメント協会 プロジェクトマネジメント・スペシャリスト</p> <p>(ケ) 特定非営利法人 日本プロジェクトマネジメント協会 プログラムマネジャー・レジスタード</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年9月5日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度 幸区ほか既設管実態調査委託第17号
	履 行 場 所	川崎市幸区、中原区地内
	履 行 期 間	130日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」で登録されている者</p> <p>(5) 次のア又はイのいずれか1つの要件を満たすこと。  ア 平成30年度以降に契約した、既設管実態調査委託について、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。  イ 管径250～700mmの下水道本管内の状況を調査可能な機器を自社で所有していること。かつ、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士(調査)のいずれかの資格を有する者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。)があることが必要</p> <p>(6) 産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を配置できること。なお、当資格者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえない。)があることが必要</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和5年9月5日 14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>	

## 交通局公告

### 川崎市交通局公告第59号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月9日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 件名

車両全面ラッピング作製・施工業務委託

##### (2) 履行場所

塩浜営業所、上平間営業所、鷲ヶ峰営業所

##### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年10月13日まで

##### (4) 業務概要

仕様書のとおり。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」、地域区分「市内」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年以内に大型バス車両へのラッピング施工実績があること。

(5) 仕様書の内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

#### 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

##### (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2の(4)を証明する書類（契約書、仕様書の写し等）

##### (2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

##### (3) 提出期間

令和5年8月9日から令和5年8月18日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

#### (4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年8月22日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

企画管理部経営企画課 石岡

電話 044-200-3220

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

##### (1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

##### (2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

##### ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年8月29日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

##### イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年8月29日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年8月31日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金  
免除

(5) 落札者の決定方法  
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効  
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金  
契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金  
無

(3) 契約書作成の要否  
必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第60号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月9日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名  
令和5年度白単色LED式先行表示器購入

(2) 履行場所  
局指定場所

(3) 履行期間  
契約締結日から令和5年11月30日まで

(4) 業務概要  
仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類  
一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階  
企画管理部経理課 契約担当 神宮司  
電話 044-200-3228

(3) 提出期間  
令和5年8月9日から令和5年8月18日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(4) 提出方法  
持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年8月24日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課 伊藤  
電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

## (1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

## (2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

## ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年8月31日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

## イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和5年8月31日まで  
の、午前8時30分から正午まで及び  
午後1時から午後5時15分まで  
(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年9月4日 午後2時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル8階

## (4) 入札保証金

免除

## (5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

## (2) 契約書作成の要否

必要

## 10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例

(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

---

**交通局公告(調達)**

---

## 川崎市交通局公告(調達)第13号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

ドライブレコーダー購入(既存車72台更新分)

(2) 履行場所

当局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年12月31日まで

(4) 調達概要

ドライブレコーダーの購入及び設置作業等(詳細は仕様書参照)

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、ランク「A」で登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種(種目)に登載のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5年9月1日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本調達物品と同等の物品を、元請として、平成31年4月1日以降に日本国内の乗合バス事業者に対して納入した実績を有すること。

(5) 入札に係る製品の機能が分かる日本語表記のカタログ一式を提出すること。

- (6) 本調達品の納入後、修理・点検等のアフターサービスを当局の求めに応じて、迅速かつ的確に対応できること。
- (7) 仕様書による内容を遵守し、当該契約を確実に履行できること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続  
この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類  
ア 一般競争入札参加資格確認申請書  
イ 上記2の(4)の実績を証明する書類（納品書等）  
ウ 上記2の(5)のカタログ一式
- (2) 提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階  
企画管理部経理課 契約担当 神宮司  
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間  
令和5年8月25日から令和5年9月1日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (4) 提出方法  
持参
- 4 入札説明書の交付  
3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。入札説明書は、3(2)の場所において3(3)の期間中縦覧に供します。  
また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知  
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年9月8日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先  
自動車部安全・サービス課 中野  
電話 044-200-3237
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等  
総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた

金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 令和5年10月12日 午前9時00分

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 令和5年10月10日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 開札の日時及び場所

8(1)アに同じ。

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。

ただし、その前回の入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

11 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じで

す。

(4) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 詳細は、入札説明書によります。

## 12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Purchase and installation, etc of 72 drive recorders

(2) Time limit for tender:

9:00 A.M., October, 12, 2023

(3) Time limit for tender by mail:

October 10, 2023

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:044-200-3228

## 病 院 局 公 告

### 川崎市病院局公告第41号

#### 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

#### 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の

日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受け

た旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に

立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する超音波画像診断装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年8月31日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する凍結組織切片作成装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年8月31日 午前10時00分

入札及び開札	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する全自動免疫染色装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登 録	業 種 「医療機器」 種 目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日 時	令和5年8月31日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する内視鏡ビデオシステムセンターの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登 録	業 種 「医療機器」 種 目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日 時	令和5年8月31日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する白内障・硝子体手術装置の調達
----------------	-----	-------------------------

競争入札に 付する事項	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業 種 「医療機器」 種 目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日 時	令和5年8月31日 午前10時00分 ※ 本公告(川崎市病院局公告第41号) 案件6と合併入札
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院で使用する白内障・硝子体手術装置の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業 種 「医療機器」 種 目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日 時	令和5年8月31日 午前10時00分 ※ 本公告(川崎市病院局公告第41号) 案件5と合併入札
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## (案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院で使用するマンモグラフィ画像診断ワークステーションシステムの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年12月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業 種 「医療機器」 種 目 「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし

競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日 時	令和5年8月31日 午前10時00分 ※ 川崎市病院局公告第42号 案件1と合併入札
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

## 川崎市病院局公告第42号

## 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

## 1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044 - 200 - 3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受け

た旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に

立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について  
落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他  
この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院マンモグラフィ画像診断ワークステーションシステム保守業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	納入日から72か月間(納入日から12か月間の無償保証期間を含む)
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療関連業務」 種目 「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月24日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年8月31日 午前10時00分 ※ 川崎市病院局公告(調達)第41号 案件7と合併入札
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院中型搬送設備用パソコン配線敷設業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年10月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「施設維持管理」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月31日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月31日まで受け付けます。	

入札及び開札	日 時	令和5年9月13日 午前11時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
そ の 他	仕様書【別紙 図面】については、競争参加資格があると認められた事業者に対して、競争参加資格確認書とともに交付します。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	川崎病院トレイサーバーキャビネットほか改修設計委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月15日まで
競争参加資格	名簿の登録	業 種 「設備設計」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和5年8月10日から令和5年8月25日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年8月10日から令和5年8月25日まで受け付けます。	
入札及び開札	日 時	令和5年9月13日 午前11時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

## 教育委員会告示

### 川崎市教育委員会告示第16号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和5年8月1日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和5年8月8日(火) 14時00分から
- 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 議 事  
議案第11号  
令和6年度教職員人事異動方針について
- その他報告等

### 川崎市教育委員会告示第17号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和5年8月10日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和5年8月20日(日)10時00分から
- 場 所 川崎市総合教育センター 第1研修室
- 議 事

- 議案第12号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について
- 議案第13号 令和6年度使用中学校教科用図書の採択について
- 議案第14号 令和6年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について
- 議案第15号 令和6年度使用高等学校教科用図書の採択について
- 議案第16号 令和6年度使用特別支援学校教科用図書の採択について(学校教育法第34条第1項検定済教科用図書)
- 議案第17号 令和6年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科用図書)

- 議案第18号 令和6年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条教科用図書)
- 議案第19号 令和6年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条教科用図書)

川崎市教育委員会告示第18号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。  
令和5年8月15日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

- 1 日 時 令和5年8月22日(火) 13時30分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事
  - 議案第20号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書(令和4年度版)について
  - 議案第21号 人事について
  - 議案第22号 人事について
- 4 その他報告等

教育委員会公告

川崎市教育委員会公告第3号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。  
令和5年8月8日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
川崎市黒川青少年野外活動センター  
川崎市麻生区黒川313-9
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
川崎市黒川青少年野外活動センター条例、川崎市黒川青少年野外活動センター条例施行規則に定めるもののほか、詳細については指定管理仕様書等に定める。
- 3 指定予定期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5か年)
- 4 応募の方法等
  - (1) 応募書類等の配布方法及び配布期間  
令和5年8月8日(火)から、市ホームページにて配布します。

◎市ホームページ  
<https://www.city.kawasaki.jp/>

(「トップページ」⇒「事業者・就労支援情報」)

⇒「官民連携」⇒「指定管理者等の募集情報」)

- (2) 応募書類
  - ア 指定申請書(様式1)
  - イ 誓約書(様式2)
  - ウ 団体概要書(様式3)  
次の書類を添付して提出すること。
    - (ア) 団体の役員名簿及び履歴書
    - (イ) 団体の組織図
    - (ウ) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本の写し)
    - (エ) 定款又は寄附行為
    - (オ) 団体の規約類
      - a 就業規則
      - b 給与規程
      - c 経理規程
      - d コンプライアンス(法令遵守)に関する規程
    - (カ) 申請日の属する事業年度の団体の事業計画書及び収支予算書
    - (キ) 申請日の属する事業年度の前事業年度を起点に、直近3期分の財務関係書類(収支決算書、貸借対照表、財産目録等)。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
    - (ク) 申請日の属する事業年度の前事業年度を起点に、直近3期分の納税証明書
    - (ケ) 申請日前1月以内の預金残高証明書
    - (コ) 青少年教育施設等類似施設の運営実績を記載した書類(パンフレット等)
- エ 指定予定期間における事業計画書(様式4)  
次の書類を添付して提出すること。
  - (ア) 職員の勤務体制表
  - (イ) 職員の研修計画
  - (ウ) 施設職員に適用される個人情報保護に関する規定の案
  - (エ) 施設職員に適用される安全・衛生マニュアル、危機管理マニュアルの案
- オ 指定予定期間における収支予算書(様式5)
  - (ア) 経費見積書【5年間分】(様式5-1)
  - (イ) 経費見積書【年度別】(様式5-2)
  - (ウ) 経費見積書に係る人件費の積算内訳書(様式5-3)
- カ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書(様式6)
- キ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式7)
- ク 債務状況等自己申告書(様式8)
- ケ (共同事業体のみ)
  - (ア) 共同事業体協定書兼委任状(様式9)

- (イ) 共同事業体構成団体連絡先一覧(様式10)  
 (ウ) 組織や運営に関する事項を記載した書類  
 コ (その他)  
 (ア) 指定管理者申請に係る質問書(様式11)  
 (イ) 指定管理者指定申請辞退届(様式12)

- サ アからコまでに掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
- (3) 応募受付期間  
 令和5年9月11日(月)から令和5年9月14日(木)午後4時まで
- (4) 応募書類の提出方法  
 オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)から提出を行うこと。

◎オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)  
<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

(「手続き一覧(事業者向け)」⇒「入札・契約・請求・事業者募集」⇒「指定管理者の募集」⇒「こども未来局」⇒「川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理指定に関する申請」)

ただし、オンライン手続では添付できない応募書類がある場合など、応募書類をオンラインで提出することができない事情がある場合に限り、次の窓口での提出を受け付ける。この場合は、窓口で電話連絡の上、翌日午後5時までにCD-ROM等の返却不要な媒体にデータを格納し、直接持参すること。(郵送による提出はできません。なお、応募書類は返却しません。)

- (5) 応募書類、質問書及び辞退届の提出先  
 川崎市川崎区東田町5番地4  
 川崎市役所第3庁舎14階  
 こども未来局青少年支援室 青少年育成担当  
 電話番号：044-200-2668  
 F A X : 044-200-3931  
 E-mail : 45sien@city.kawasaki.jp

## 農 業 委 員 会 告 示

### 川農委告示第7号

第2回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。  
 令和5年8月7日

川崎市農業委員会  
 会長 小 川 耕 平

- 1 日 時  
 令和5年8月10日(木) 午後2時00分～
- 2 場 所  
 J A セレサ梶ヶ谷ビル3階会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
 (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について  
 (3) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について  
 (4) 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見書の提出について  
 (5) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について  
 (6) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について  
 (7) 報告第3号 生産緑地の主たる従事者証明について  
 (8) 報告第4号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて  
 (9) その他

## 職 員 共 済 組 合 告 示

### 川崎市共済告示第2号

川崎市職員共済組合の所属所及び所属所長について次のとおり定めたのでここに告示する。

令和5年8月8日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合の所属所及び所属所長  
 について

川崎市職員共済組法定款(昭和37年川崎市共済告示第4号)第4条及び川崎市職員共済組合運営規則(昭和37年川崎市共済規則第1号)第4条の規定に基づき、川崎市職員共済組合所属所及び所属所長を次のとおり定める。

所 属 所	所 属 所 長
市長事務部局	市長
上下水道局	上下水道事業管理者
交通局	交通局長
病院局	病院事業管理者
教育委員会事務局	教育委員会
消防局	消防局長
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会又は市長
監査事務局	代表監査委員又は市長
議会局	議長又は市長
人事委員会事務局	人事委員会又は市長
川崎市職員共済組合	理事長

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。  
 (関係告示の廃止)

2 川崎市職員共済組合の所属所及び所属所長について(平成22年3月30日共済告示第1号)は、廃止する。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第120号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年8月9日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第121号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年8月9日

川崎市川崎区長 中山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第122号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第

80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和4年度	後期高齢者医療保険料	過年7月	令和5年8月31日(過年7月分)	計1件
令和4年度	後期高齢者医療保険料	過年8月		計1件
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	令和5年8月31日(第1期分)	計9件
令和5年度	後期高齢者医療保険料	10月 第4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第123号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第124号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第125号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険

法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する  
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に  
より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和5年8月10日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第126号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送  
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業  
所が不明のため送達することができないので、国民健康  
保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用す  
る地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定  
により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和5年8月10日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

### 幸 区 公 告

#### 川崎市幸区公告第44号

差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、  
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送  
達することができないので、国民健康保険法(昭和33年  
法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律  
第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和5年8月8日

川崎市幸区長 赤坂 慎 一

#### 川崎市幸区公告第45号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住  
民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第  
1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職  
権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者  
に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の  
為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年8月14日

川崎市幸区長 赤坂 慎 一

この処分について不服がある場合は、この処分があっ  
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎  
市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ  
た日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に  
ついての裁決があったことを知った日)の翌日から起算  
して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告  
の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市幸区公告第46号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条  
第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、  
印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定によ  
り、その者に通知しなければならないところ住所及び居  
所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年8月14日

川崎市幸区長 赤坂 慎 一

この処分について不服がある場合は、この処分があっ  
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎  
市長に対して審査請求をすることができます。この処分  
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ  
た日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に  
ついての裁決があったことを知った日)の翌日から起算  
して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告  
の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

### 中 原 区 公 告

#### 川崎市中原区公告第46号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住  
民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第  
1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職  
権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者  
に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の  
ため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年8月7日

川崎市中原区長 板橋 茂 夫

この処分について不服がある場合は、この処分があっ  
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎  
市長に対して審査請求をすることができます。この処分  
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ  
た日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に  
ついての裁決があったことを知った日)の翌日から起算  
して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告  
の代表者となります。)提起することができます。

#### 川崎市中原区公告第47号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条

第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録をまっ消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年8月7日

川崎市中原区長 板橋茂夫

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

#### 川崎市中原区公告第48号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条・国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月7日

川崎市中原区長 板橋茂夫

#### 川崎市中原区公告第49号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月7日

川崎市中原区長 板橋茂夫

#### 川崎市中原区公告第50号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市中原区長 板橋茂夫

### 高 津 区 公 告

#### 川崎市高津区公告第44号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月4日

川崎市高津区長 高橋友弘

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第45号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年8月10日

川崎市高津区長 高橋友弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

#### 川崎市高津区公告第46号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年8月10日

川崎市高津区長 高橋友弘

この処分について不服がある場合は、この処分があつ

たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

#### 川崎市高津区公告第47号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市高津区長 高橋友弘

（別紙省略）

### 宮前区公告

#### 川崎市宮前区公告第31号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市宮前区長 南昭子

（別紙省略）

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	令和5年8月31日（第1期分）	計1件
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第1期以降	なし	計1件

（別紙省略）

#### 川崎市宮前区公告第32号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業

所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市宮前区長 南昭子

（別紙省略）

### 多摩区公告

#### 川崎市多摩区公告第39号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市多摩区長 藤井智弘

#### 川崎市多摩区公告第40号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年8月10日

川崎市多摩区長 藤井智弘

--	--